



第1期 天城町こども計画

2025 年度（令和 7 年度）▶2029 年度（令和 11 年度）



われんきゃ 未来 プロジェクト

令和7年3月
鹿児島県天城町

はじめに

こどもや若者は、次の時代を担うかけがえのない存在であり、こどもや若者が将来に夢を持ち、経験により学び、自立することは大人の願いです。

しかし、少子高齢化や核家族化の進行、就労環境や経済状況の急変など、著しく変化する現代社会においては親が子育てに負担や孤独を感じたり、児童虐待やこどもの貧困をはじめとする様々な問題が顕在化したりと、こどもや若者の健やかな育成に大きな影響を及ぼしています。



本町では、平成27（2015）年度「第1期天城町子ども・子育て支援事業計画」にはじまり、令和2（2020）年度からは「第2期天城町子ども・子育て支援事業計画」を推進し、こども自身の育ちと子育て中の保護者の支援を進めてまいりました。

今般、第2期計画が令和6年度で計画期間満了を迎えることと、令和5（2023）年にこども家庭庁が発足し、「こども基本法」の施行や「こども大綱」が策定されたことを受け、本町においてもこども・若者の成長と子育てを支援する取り組みを総合的・計画的に推進するため、第3期天城町子ども・子育て支援事業計画を盛り込んだ「第1期天城町こども計画（われんきゃ未来プロジェクト）」を策定いたしました。

今後も、経済的支援の強化、こどもや若者たちの成長促進、妊娠期から子育て期の負担の軽減、仕事と子育ての両立など、「住んでよかった。暮らし満足度ナンバーワン」のまち実現に向けて取り組みを推進してまいります。

最後に、この計画策定にあたり、ご意見をいただきましたこども計画策定委員の皆様、小学生・中学生・高校生、若者の皆様、そして調査にご協力いただきました全ての皆様に対し、心からお礼申し上げますとともに、今後のこども・若者たちの支援にあたりまして、皆様の一層のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和7年3月

天城町長 森田 弘光

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 上位計画・関連計画との関係	4
4 計画の期間	5
5 子ども・子育てに関する主な法律・制度	6
6 計画の策定体制	8
7 持続可能な開発目標（SDGs）について	11
第2章 天城町のこども・子育てを取り巻く現状	12
1 人口等の現状	12
2 世帯	14
3 婚姻・離婚・未婚の状況	16
4 出生	19
5 就労状況	21
6 子育て環境の状況	22
7 母子保健に関する状況	24
8 各種調査結果からみるこども・若者の状況	30
第3章 計画の基本的な考え方	66
1 めざす姿	66
2 基本理念	66
3 基本目標	67
4 施策体系	68
第4章 こども・子育て施策の展開	69
基本目標1 こども・若者の権利と安全を守る	69
基本目標2 親と子の健康づくりに取り組む	76
基本目標3 こどもと子育て家庭を支える	81
基本目標4 こども・若者を地域全体で育む	89
第5章 事業計画（子ども・子育て支援事業計画）	97
1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正	97
2 教育・保育の提供区域の設定	97
3 推計児童数	98
4 教育・保育の量の見込みと確保方策	99
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	103

6	国の「放課後児童対策パッケージ」に基づく本町の取組について.....	112
7	幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策.....	112
8	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	113
9	その他推進方策	114
第6章 計画の推進と進行管理		116
1	計画の推進体制	116
2	計画の進行管理	116
第7章 資料編		119
1	天城町こども計画策定委員会設置要綱	119
2	天城町こども計画策定委員名簿	120
3	用語集	121

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

国においては、平成24年8月に子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」を成立させました。これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。令和元年10月からは、こどもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会の保障、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的とした幼児教育・保育の無償化が実施されるとともに、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後こども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取組を進めてきました。

また、国ではこういった子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、令和5年4月には、こども政策をより強力に推進していくため、「こども家庭庁」が設立され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」も施行されました。さらに、同法に基づき、こども施策に関する基本的な方針等を定めた「こども大綱」が同年12月に策定されました。

この「こども大綱」は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策推進法、こども・若者育成支援推進法及びこどもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的方針や重要事項等を一元的に定めたものとなっています。すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。

加えて令和5年12月には、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指し、令和6年度からの3年間で集中的に取り組む具体的な取組を示した「加速化プラン」を盛り込んだ「こども未来戦略」が閣議決定されたほか、令和6年4月1日には児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施を市町村業務への追加等を内容として、児童福祉法が改正されました。

このような状況のなか、天城町(以降「本町」という。)の「第2期天城町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で計画期間満了を迎えることから、本町においてもこどもの権利保障や子ども・子育て施策を総合的・計画的に推進するため、「こども大綱」を勘案し、第3期天城町子ども・子育て支援事業計画を盛り込んだ「第1期天城町こども計画」(以下「本計画」という。)を策定いたします。

こども大綱の概要

こども大綱では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針とするとされています。

「こどもまんなか社会」とは

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会

こども大綱の6本の柱

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困の格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

- ①ライフステージを通じた重要事項
- ②ライフステージ別の重要事項(こどもの誕生から幼児期まで、学童期、思春期、青年期)
- ③子育て当事者への支援に関する重要事項

こども施策を推進するために必要な事項

- ①こども・若者の社会参画・意見反映
- ②こども施策の共通の基盤となる取組

2 計画の位置づけ

こども基本法第10条において、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。

本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として策定します。また、次に掲げる計画を本計画に包含させ、一体的に取り組むものとしします。

計画名称	根拠法
こども計画	こども基本法第 10 条
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第 8 条、第 9 条
子ども・若者育成支援計画	子ども・若者育成支援推進法第 9 条
こどもの貧困の解消に向けた対策計画	こどもの貧困解消に向けた対策の推進に関する法律第10条
ひとり親家庭等自立支援計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条
母子保健を含む成育医療等に関する計画	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第5、17条、成育医療等基本方針に基づく計画策定指針

【計画の対象】

本計画は乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生年代）及び思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）だけでなく、青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満まで）、施策によっては40歳未満までのポスト青年期の者を対象とします。

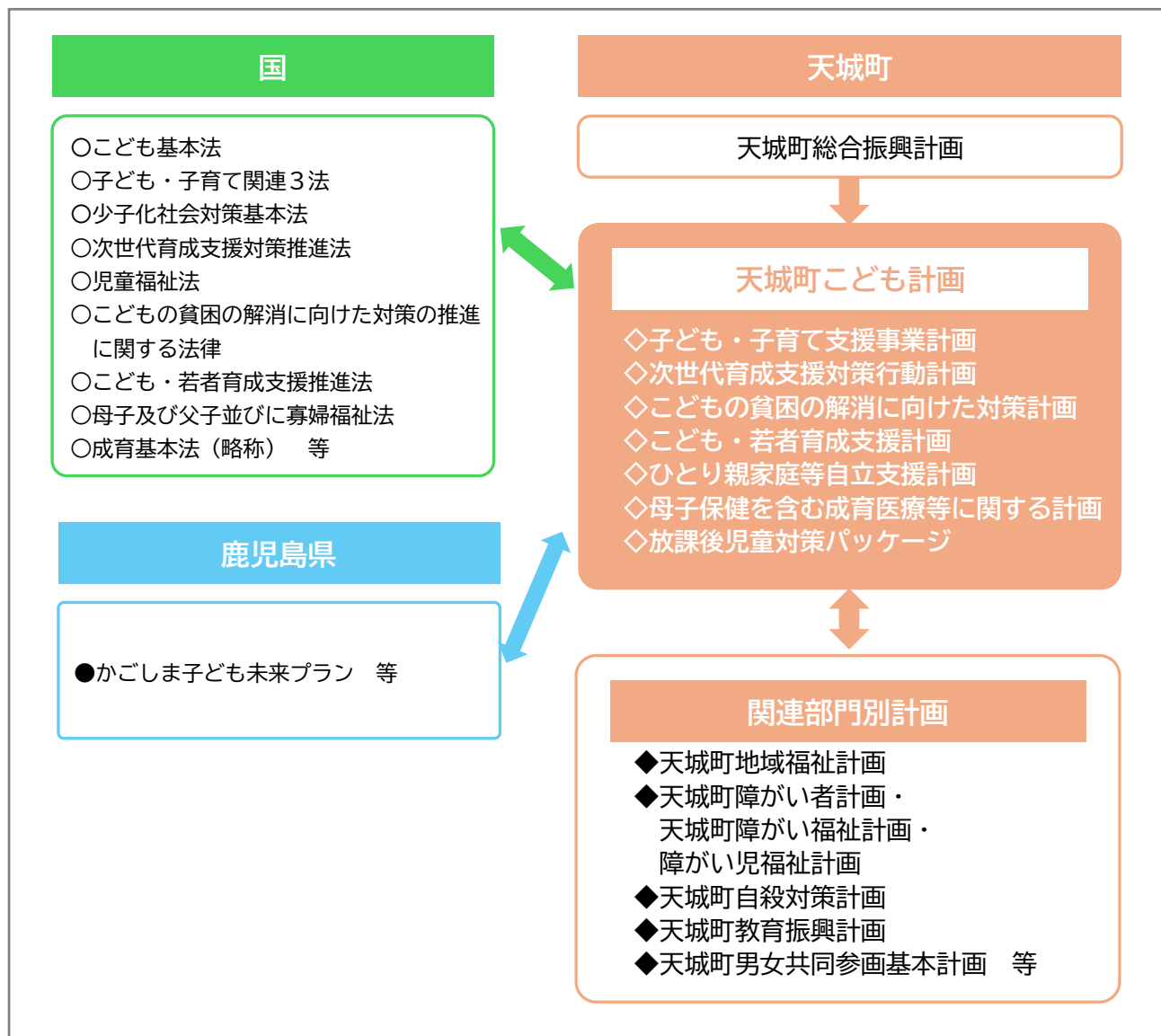
「こども」「若者」の定義について

こども基本法では「こども」は 18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないように「心身の発達の過程にある者」と定義されており、こども大綱では乳幼児期、学童期、思春期、青年期に分けてライフステージ別に重要事項が示されています。このことから、本計画においては、こどもが若者となり大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまで切れ目なく支援が出来るよう上記のとおり対象とします。

3 上位計画・関連計画との関係

本計画の策定にあたっては、「天城町総合振興計画」を分野別計画として位置づけるとともに、障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画、男女共同参画基本計画等との連携を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

■ 他計画等との連携

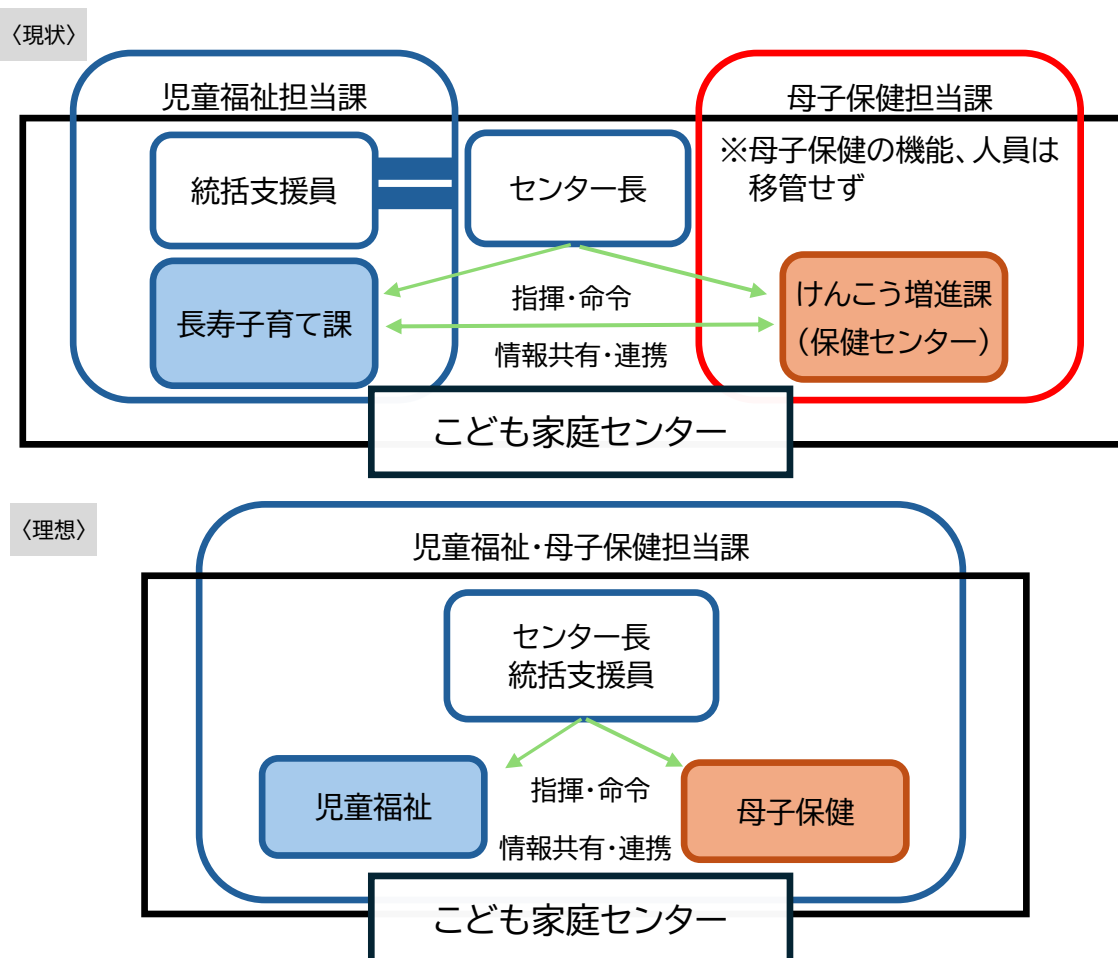


4 計画の期間

本計画の期間は、法に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間とし、令和6年度に策定しました。また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、適宜計画の見直しを行うものとします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
前計画 第2期天城町子ども・子育て支援事業計画 ◇子ども・子育て支援事業計画 ◇次世代育成支援対策行動計画					本計画 第1期天城町こども計画 ◇子ども・子育て支援事業計画 ◇次世代育成支援対策行動計画 ◇こどもの貧困の解消に向けた対策計画 ◇こども・若者育成支援計画 ◇ひとり親家庭等自立支援計画 ◇母子保健を含む成育医療等に関する計画 ◇放課後児童対策パッケージ				

■こども家庭センター体制



5 子ども・子育てに関する主な法律・制度

■ 子ども・子育て関連3法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度

平成	法律・制度等	内容
24 年度	子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援事業の策定が明記。
25 年度	待機児童解消加速化プラン	平成 29 年度末までに 40 万人分の保育の受け皿を確保。（⇒平成 27 年に 50 万人分に拡大）
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定が明記。（⇒平成 26 年 8 月 29 日子どもの貧困対策に関する大綱閣議決定）
26 年度	次世代育成支援対策推進法	令和 7 年 3 月末までの時限立法に延長。
27 年度	子ども・子育て支援事業計画	新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画スタート（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度）。
	保育士確保プラン	加速化プランの確実な実施に向け、平成 29 年度末までに 7 万人の保育士を確保。（⇒平成 27 年に 9 万人分に拡大）
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組の強化。
28 年度	子ども・子育て支援法一部改正	待機児童解消加速化プランにより 40 万人⇒50 万人分に上乗せされた 10 万人分の受け皿確保について、内訳の 5 万人分を企業主導型保育の設置により対応。
	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに 2%相当の改善。平成 30 年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
	児童福祉法改正	児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など。（一部平成 29 年 4 月施行）
29 年度	子育て安心プラン	令和 2 年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率 80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。

平成	法律・制度等	内容
30 年度	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援、広域調整の促進による待機児童の解消（都道府県がまとめ役となる）など。
	新・放課後子ども総合プラン	令和 5 年度末までに放課後児童クラブの約 30 万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子供教室の促進。

令和	法律・制度等	内容
元年度	幼児教育・保育の無償化	10 月より開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について 0～2 歳の住民税非課税世帯、3～5 歳の全世帯を対象に実施。
2 年度	子ども・子育て支援事業計画（第 2 期）	市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（第 2 期）開始。 （計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度）
4 年度	子ども・子育て支援法一部改正	市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加、施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ、子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設。
	児童手当法の一部改正	児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とする。
5 年度	こども家庭庁の創設	こどもの最善の利益を第一として、こどもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指す。
	こども基本法の成立	全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。
	こども大綱の閣議決定	これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子どもの貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める。
6 年度	次世代育成支援対策推進法	令和 17 年 3 月までの時限立法に再延長。
	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正	子どもの貧困対策の推進に関する法律の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められる。

6 計画の策定体制

(1) 子ども・子育てに関するアンケート調査

就学前児童・小学生の保護者を対象に、子育て状況、教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況等や今後見込まれるニーズを把握するため、「子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査」を実施しました。

【調査対象者】

天城町在住の「就学前児童」のいる世帯の保護者（未就学児用調査票） 186人

天城町在住の「小学生」のいる世帯の保護者（小学生用調査票） 116人

【実施期間】

「未就学児」 令和6年8月に実施

「小学生」 令和6年9月に実施

【調査方法】

住民基本台帳をもとに対象児童のいる全世帯に学校、認定こども園等を通じて調査票を配付し、回収またはWEB方式の任意の方法で回答

【配布件数・回収状況等】

調査種類	配布件数	回答数	有効回答率
未就学児調査（保護者）	186	125	67.2%
小学生調査（保護者）	116	66	56.9%

(2) こども・若者の意識調査

18歳から39歳を対象に、就学・就労状況、結婚の希望、必要な支援等や今後見込まれるニーズを把握するため、「こども・若者の意識調査」を実施しました。

【調査対象者】

天城町在住の若者（18歳～39歳） 180人

【実施期間】

令和6年8月に実施

【調査方法】

住民基本台帳をもとに対象者を抽出し、郵送にて配布後、郵送方式またはWEB方式の任意の方法で回答

【配布件数・回収状況等】

調査種類	配布件数	回答数	有効回答率
こども・若者の意識調査	180	67	37.2%

(3)こども生活に関する実態調査

小学5年生・中学2年生本人とその保護者を対象に、普段の生活、家庭の経済状況、必要な支援等や今後見込まれるニーズを把握するため、「こどもの生活に関する実態調査」を実施しました。

【調査対象者】

天城町在住の小学5年生とその保護者 58世帯

天城町在住の中学2年生とその保護者 48世帯

【実施期間】

「小学5年生」「中学2年生」令和6年7月に実施

「小学5年生の保護者」「中学2年生の保護者」令和6年9月に実施

【調査方法】

「小学5年生」「中学2年生」は対象児童に学校を通じて調査票を配付し、回収する方法で回答

「小学5年生の保護者」「中学2年生の保護者」は対象児童のいる全世帯に学校を通じて調査票を配付後、回収またはWEB方式の任意の方法で回答

【配布件数・回収状況等】

調査種類	配布件数	回答数	有効回答率
生活に関する意識調査（小学5年生）	58	54	93.1%
生活に関する意識調査（中学2年生）	48	47	97.9%
生活に関する意識調査（保護者）	97	47	48.5%

(4)ひとり親家庭の生活と意識に関する調査

ひとり親家庭を対象に、普段の生活、家庭の経済状況、必要な支援等や今後見込まれるニーズを把握するため、「ひとり親家庭の生活と意識に関する調査」を実施しました。

【調査対象者】

天城町在住のひとり親家庭 77世帯

【実施期間】

令和6年9月に実施

【調査方法】

ひとり親家庭に郵送にて調査票を配付後、郵送方式または役場窓口で回収する任意の方法で回答

【配布件数・回収状況等】

調査種類	配布件数	回答数	有効回答率
生活に関する意識調査	77	46	59.7%

(5)こども計画策定委員会

計画策定においては住民各層の意見を広く反映させるため、行政機関内部だけでなく学識経験者、地域住民代表、保健医療及び福祉関係団体の代表等に委員として参画していただき、計3回の審議を行い計画を策定しました。

(6)こどもの意見徴取

令和6年7月23日にこども未来会議を開催し、小学生から中学生のこども16名が「天城町はこどもにやさしいまちなのか」「こどもにやさしいまちにするためにはどうしたらよいのか」について考えるワークショップを行いました。



(7)高校生・若者を対象とした意見募集

若者が地域で活躍するための場所や出会い、結婚、子育てについて現状やイメージ、必要な施策を高校生や20代の若者にアンケートを配布し、意見募集を行いました。

(8)パブリックコメントの実施

令和7年1月に計画素案をホームページ等で広く公表し、町民からの計画内容全般に関する意見募集を行いました。

7 持続可能な開発目標(SDGs)について

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、2030年までに達成する17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGsは発展途上国だけでなく先進国自身に取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するためその達成に向けた推進が求められています。

本町においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画を目指し、取組を進めていきます。

本計画に関連するSDGsの目標は、以下のとおりです。



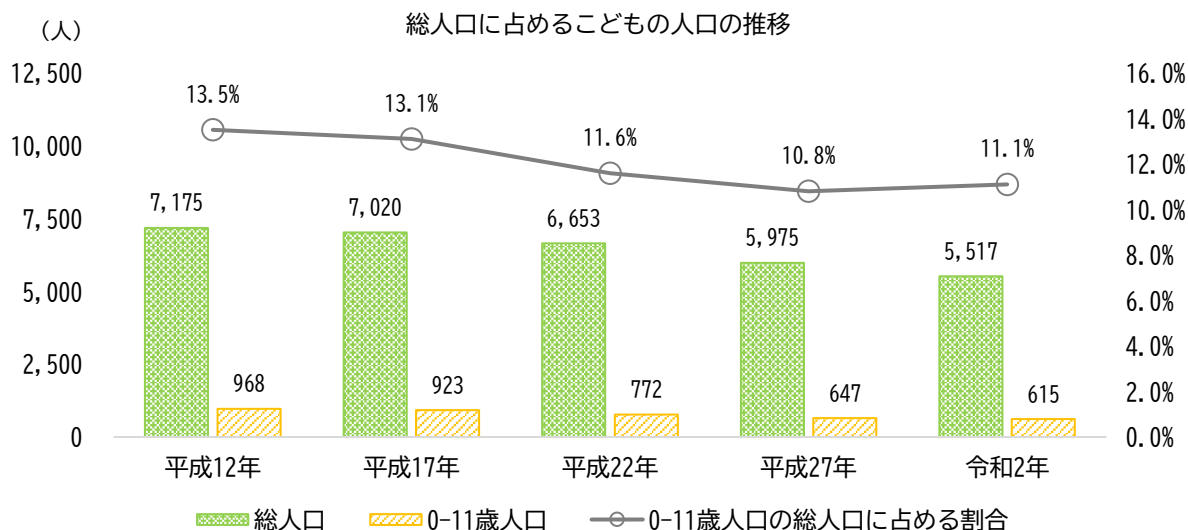
第2章 天城町のこども・子育てを取り巻く現状

1 人口等の現状

(1) 総人口に占めるこどもの人口の推移

本町の総人口は令和2年10月1日現在5,517人で、平成12年より1,658人減少しています。

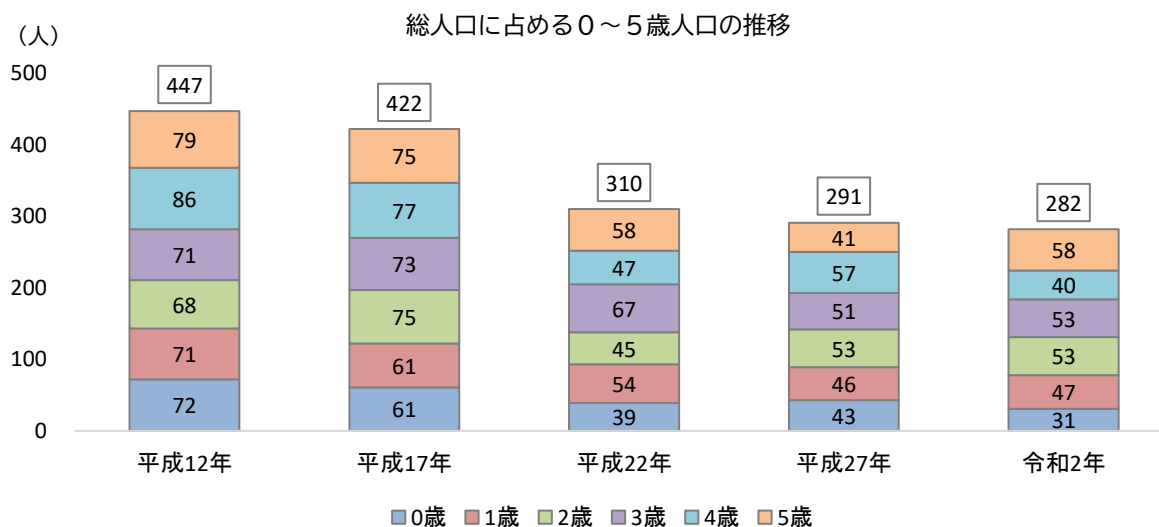
また、0～11歳人口は令和2年は615人で、平成12年よりも353人減少し、11歳未満の人口は総人口の11.1%となっています。



(資料：国勢調査)

(2) 総人口に占める0～5歳人口の推移

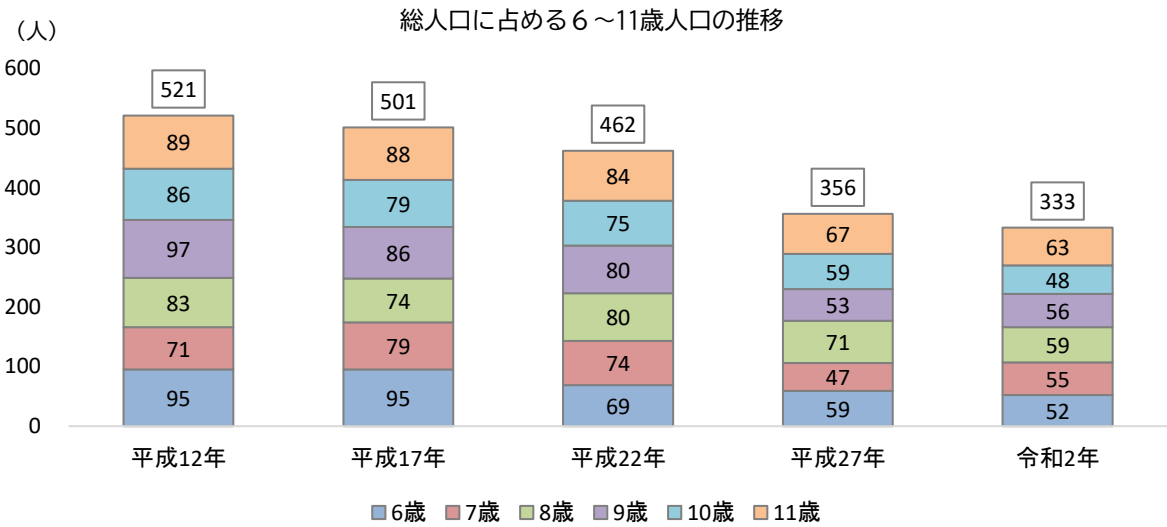
0～5歳人口は、各年齢階級において減少傾向になっています。特に0歳、4歳では、平成12年と比較すると令和2年では40人以上減少しています。



(資料：国勢調査)

(3)総人口に占める6～11 歳人口の推移

6～11歳人口は、各年齢階級において減少傾向になっています。特に6歳、9歳、10歳では、平成12年と比較すると令和2年では30人以上減少しています。

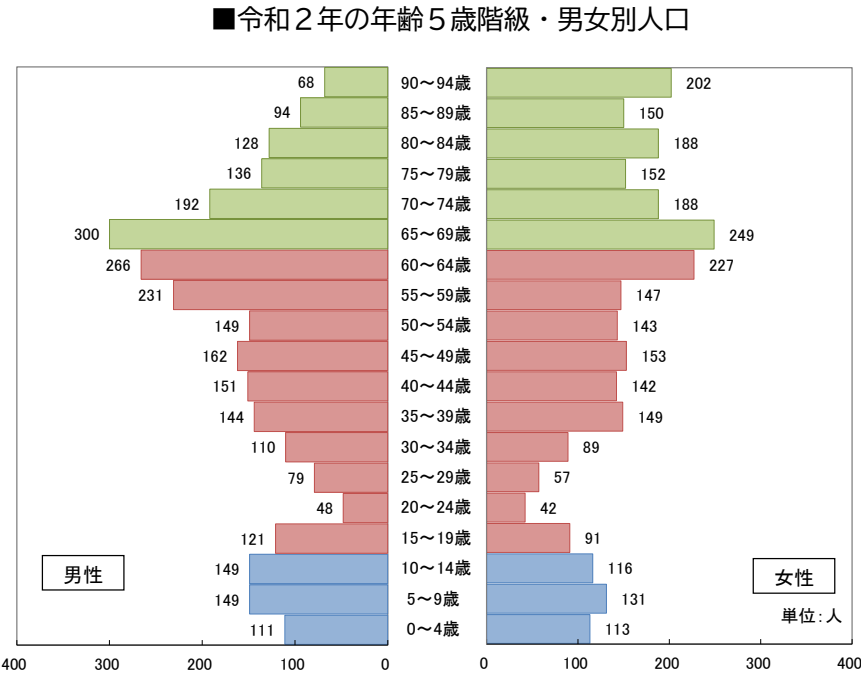


(資料：国勢調査)

(4)年齢別人口

令和2年の年齢5歳階級の男女別人口については、男女ともに65～69歳の人口が最も多く、次いで60～64歳の層となっており、高齢化が進行している状況が伺えます。

また、子育て世代や子育てを控えた世代にあたる20～29歳の層が他の年齢層と比較して少なくなっています。



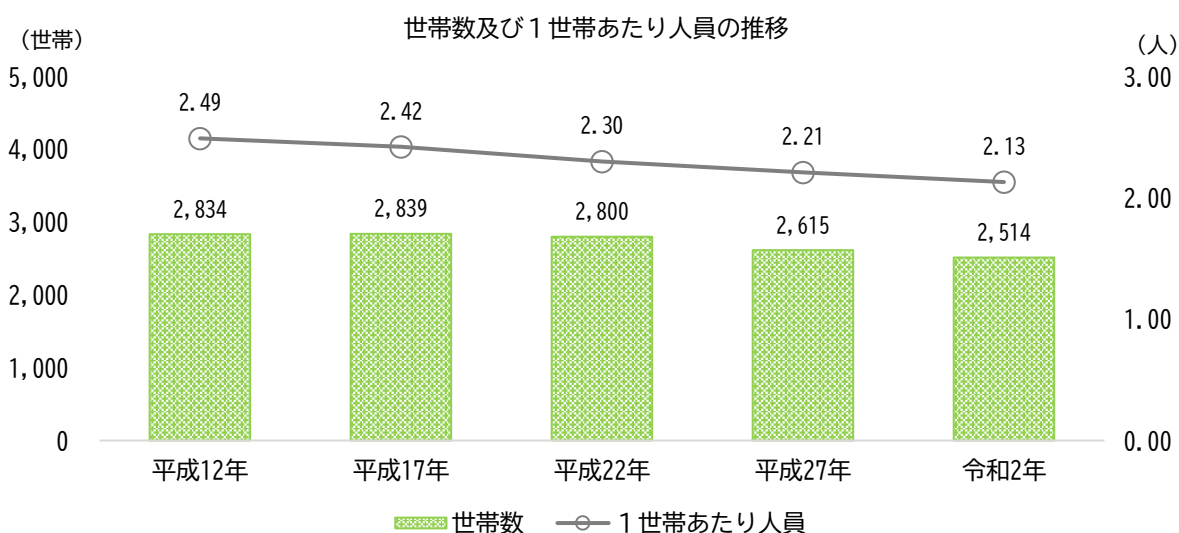
(資料：国勢調査)

2 世帯

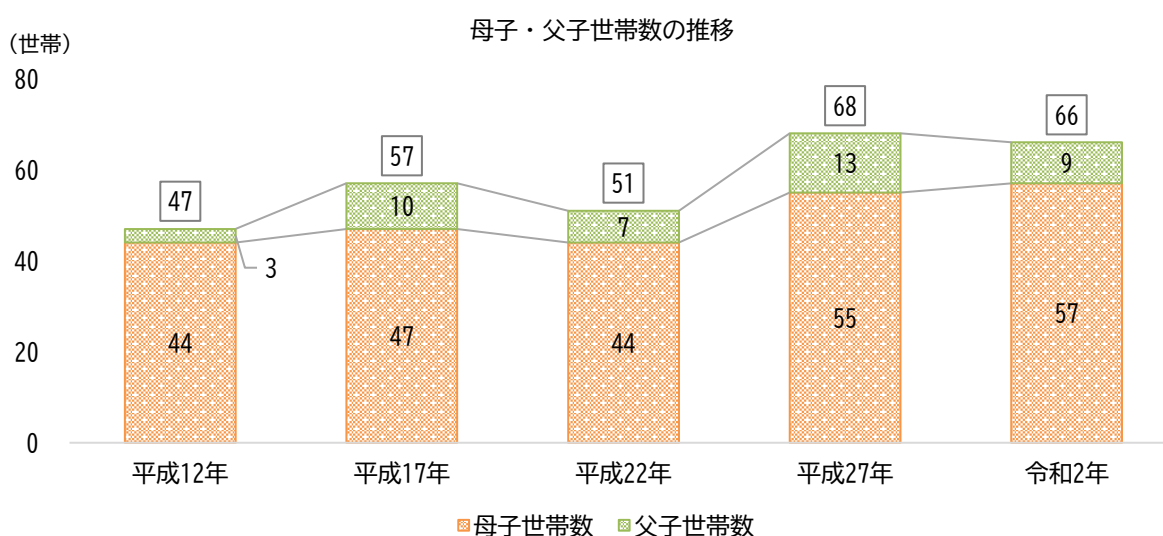
(1) 世帯数の推移

一般世帯総数及び一世帯当たり人員数は減少傾向にあり、令和2年は2,514世帯、1世帯あたり2.13人となっています。

母子・父子世帯数(20歳未満のこどもがいる母子・父子家庭の世帯数)は増加傾向にあり、本町の一般世帯数に対する母子・父子世帯数の構成比についても増加傾向にあります。



(資料：国勢調査)



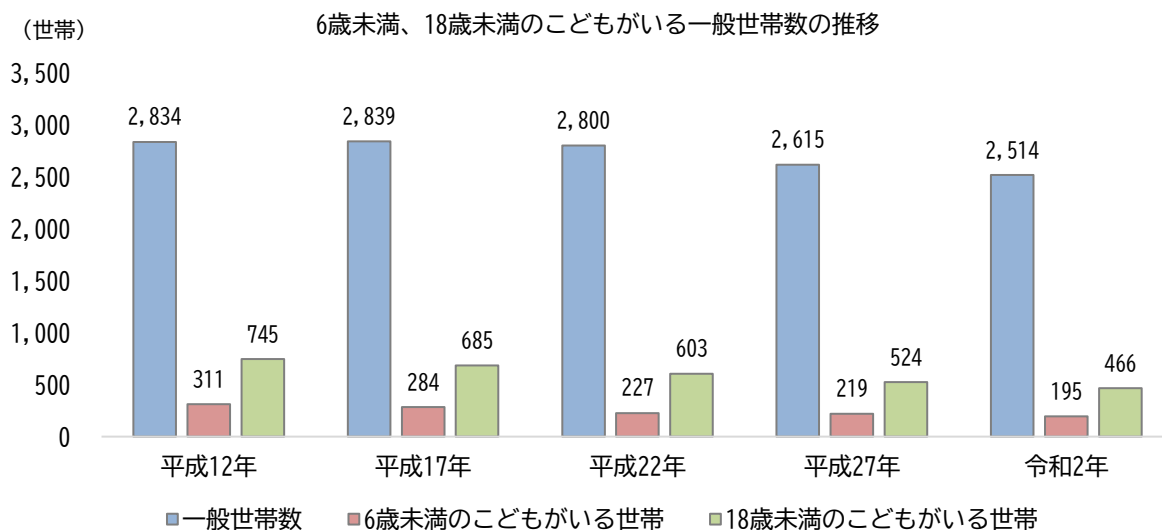
■ 母子・父子世帯数の一般世帯数における構成比

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数における構成比	1.66%	2.01%	1.82%	2.60%	2.63%
一般世帯数	2,834世帯	2,839世帯	2,800世帯	2,615世帯	2,514世帯
母子・父子世帯数	47世帯	57世帯	51世帯	68世帯	66世帯

(資料：国勢調査)

(2) 6歳未満、18歳未満のこどもがいる一般世帯数の推移

平成12年から令和2年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯では320世帯の減少、6歳未満のこどもがいる世帯では116世帯の減少、18歳未満のこどもがいる世帯では279世帯の減少となっています。

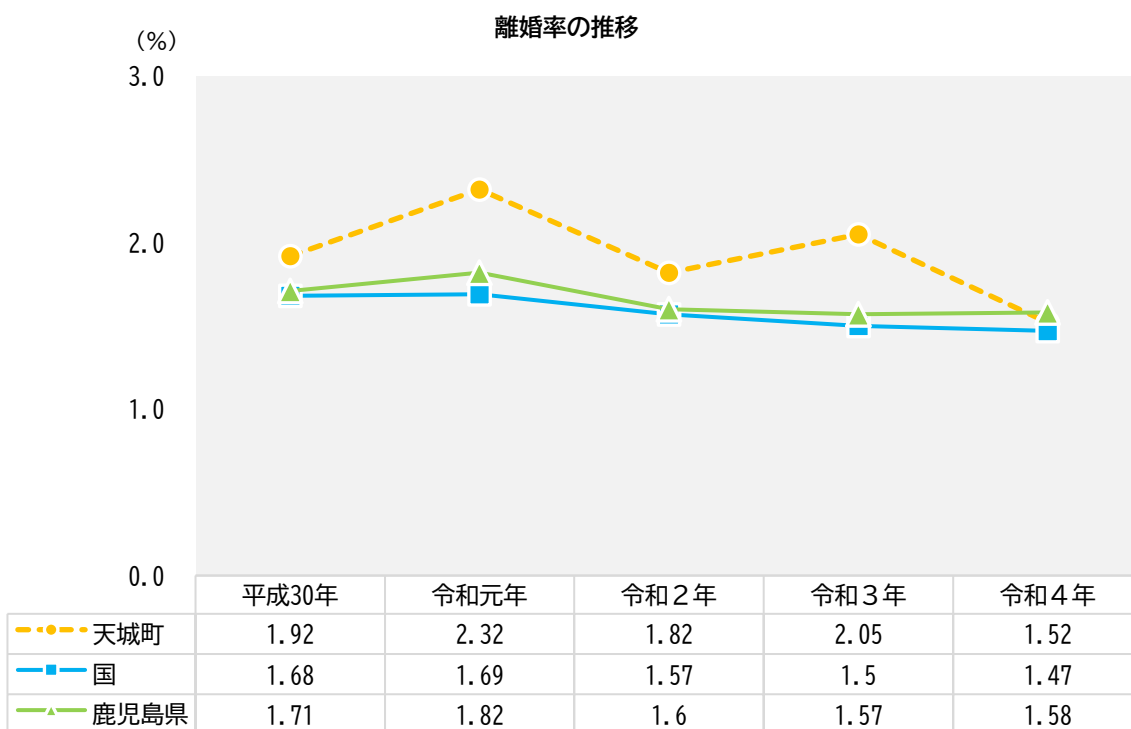
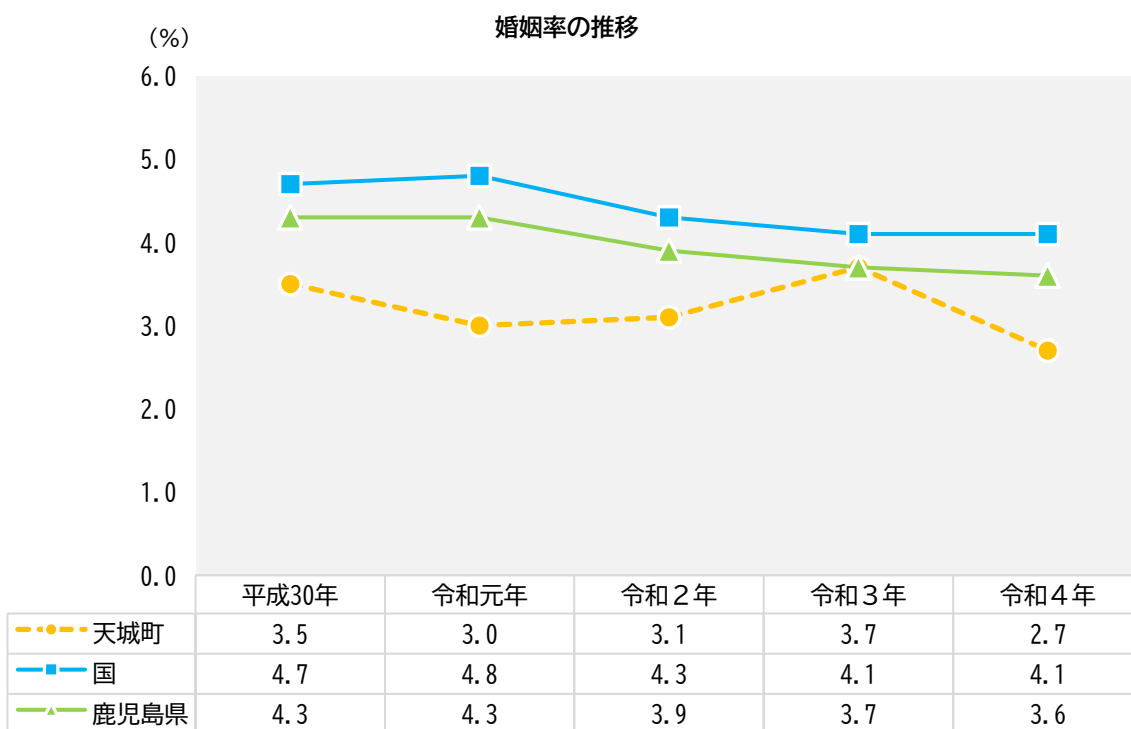


(資料：国勢調査)

3 婚姻・離婚・未婚の状況

(1) 婚姻率・離婚率

本町の婚姻率は国・県と比較して低い水準で、離婚率は高い水準で推移しています。



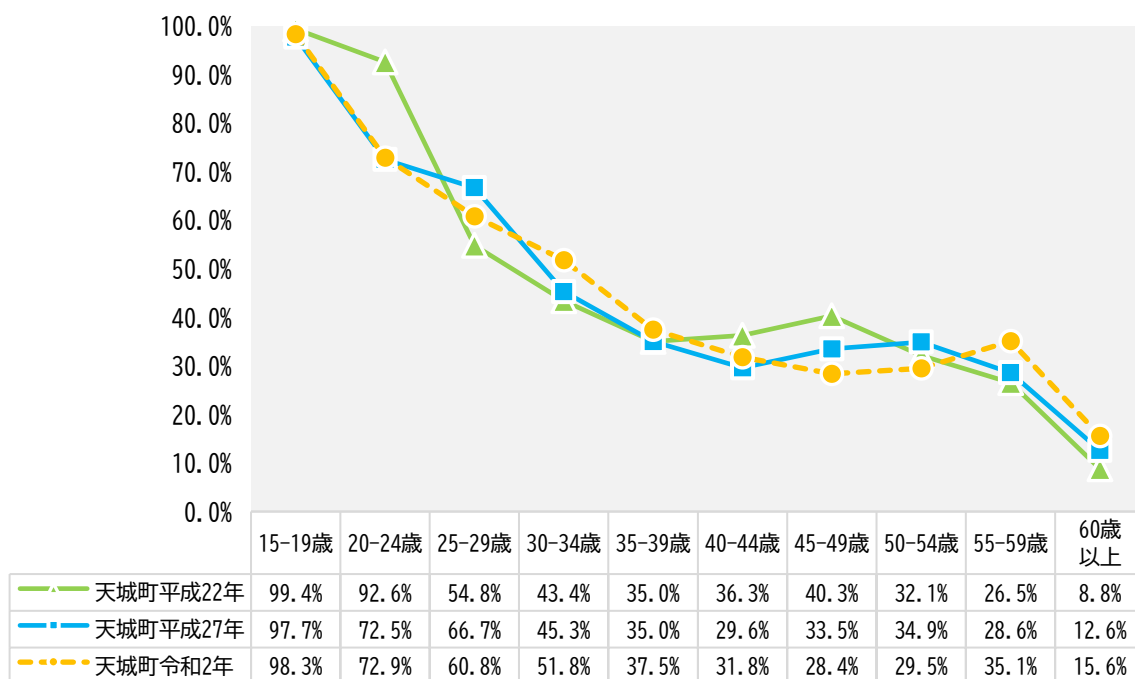
(資料:「人口動態調査」鹿児島県)

(2)未婚率の推移

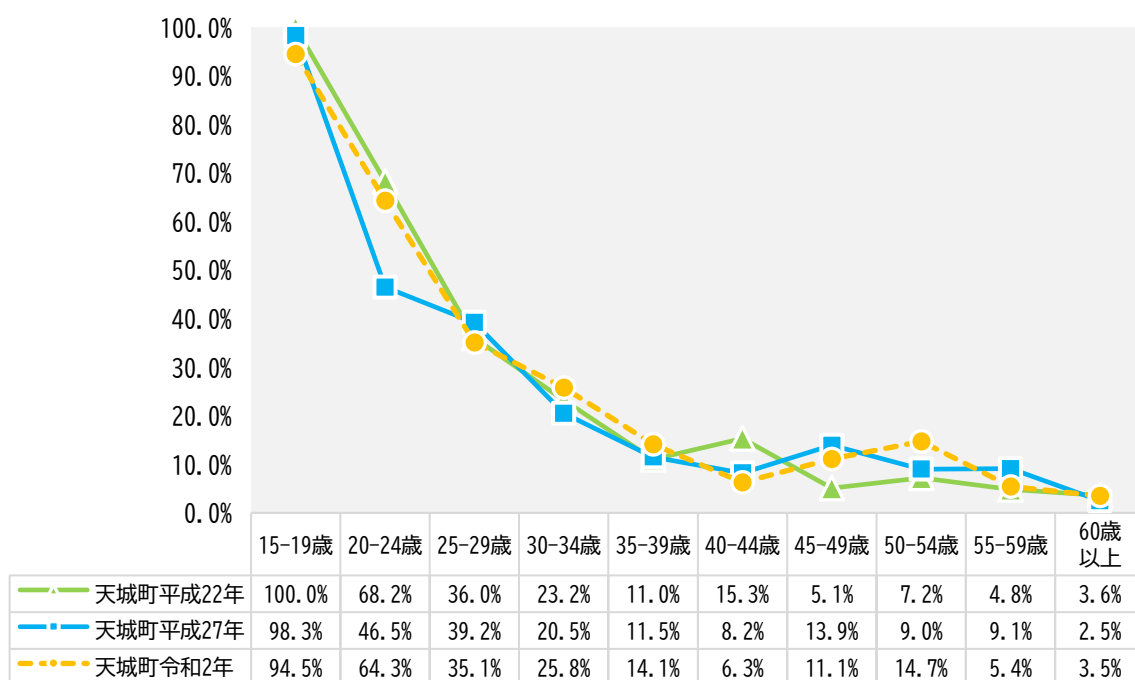
本町の男性の未婚率は平成22年、平成27年と令和2年を比較すると45歳～49歳、50歳～54歳がともに低くなっており、55歳以上は高くなっています。

女性の未婚率は平成22年、平成27年と令和2年を比較すると30歳～34歳、50歳～54歳がともに高くなっています。

未婚率の推移と比較（男性）



未婚率の推移と比較（女性）

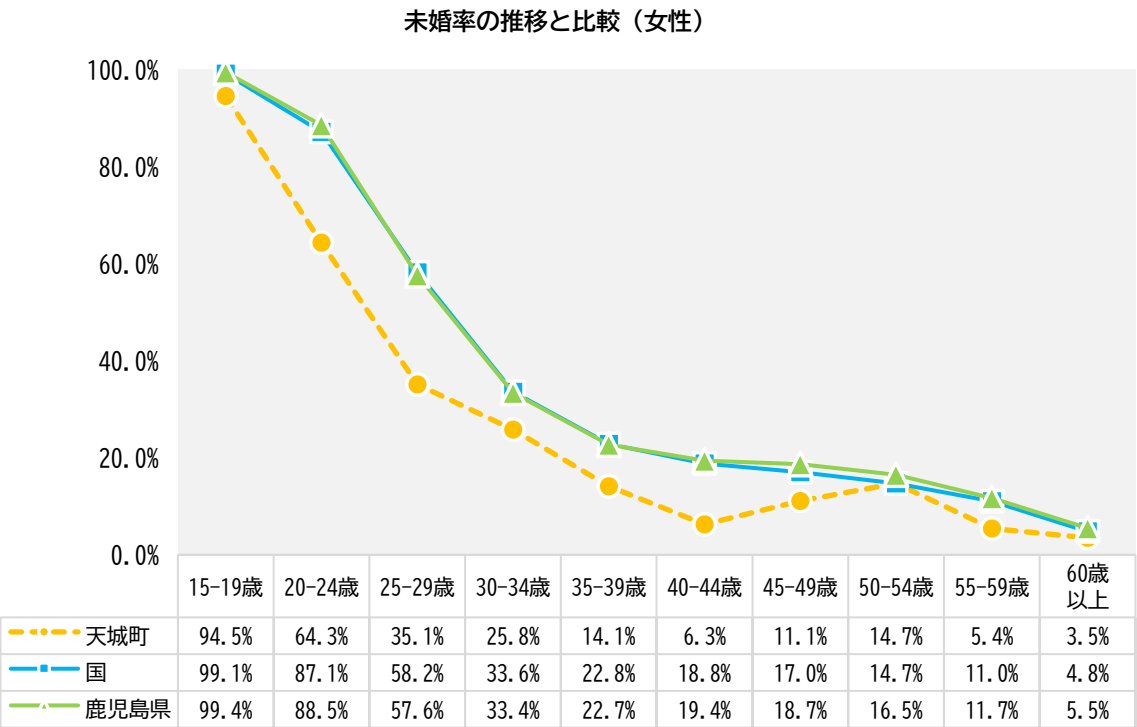
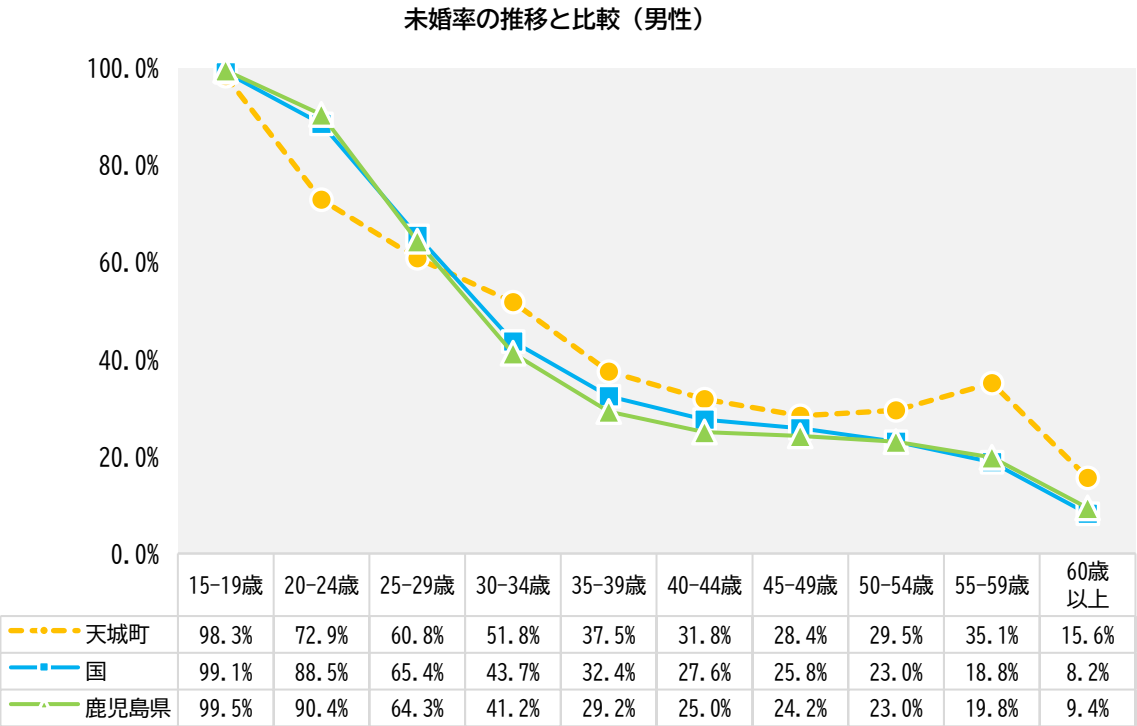


（資料：国勢調査）

(3)未婚率の推移(国、県の比較)

本町の男性の未婚率は、国・県と比較すると20歳～29歳が低くなっており、30歳以上は高くなっています。

女性の未婚率は、どの年代も低くなっています。



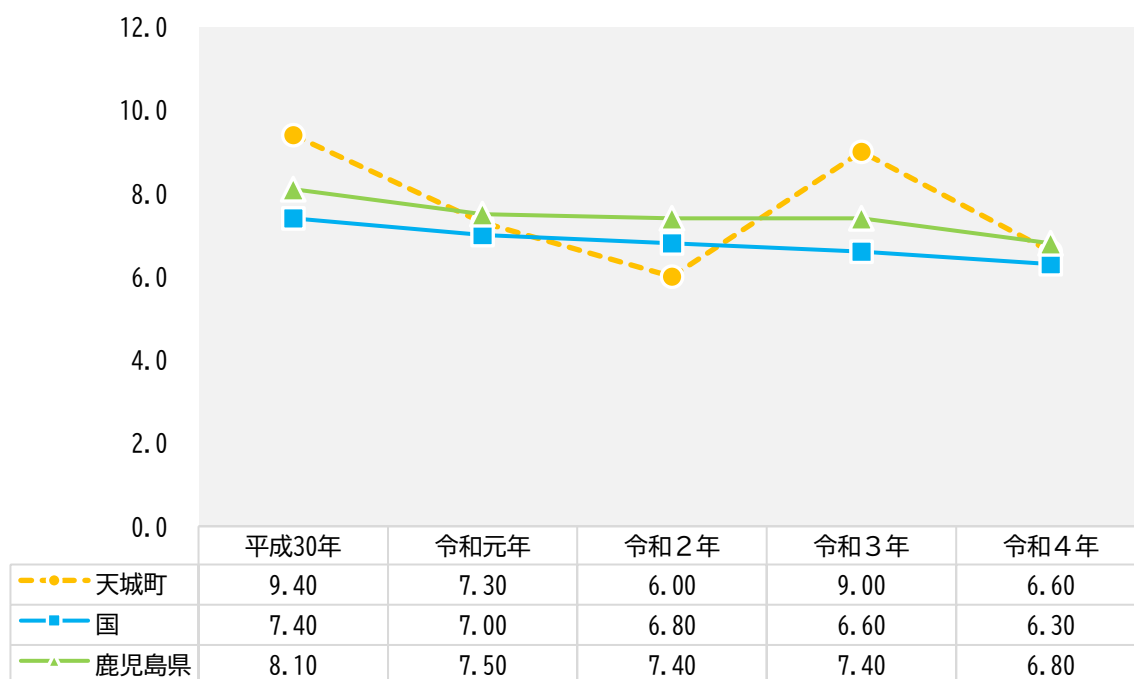
(資料：国勢調査)

4 出生

(1) 出生率

本町の出生率は、平成30年と令和3年は国、県を上回っていますが、令和2年は6.0%と国、県を下回っています。

出生率の推移

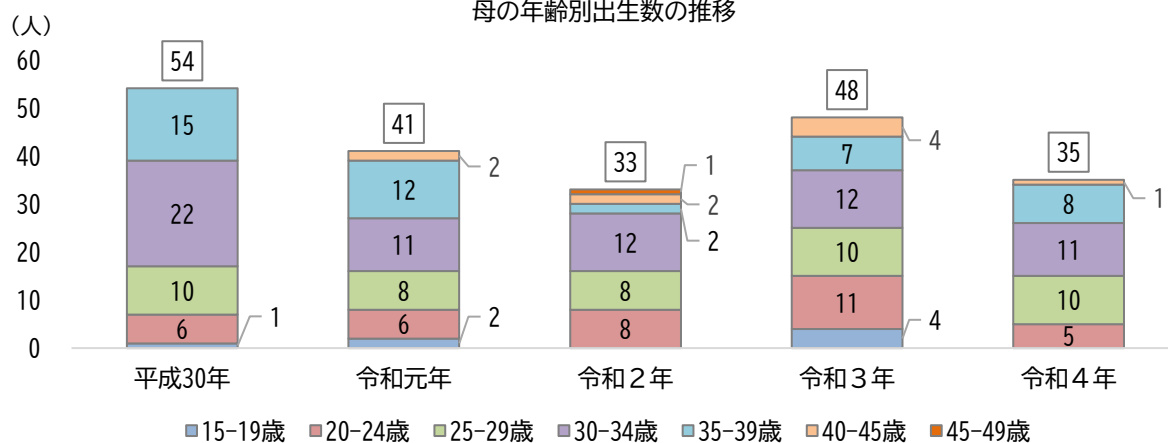


(資料：「人口動態調査」鹿児島県)

(2) 母親年齢階級別出生数

本町の出生数は、年々変動はありますが減少傾向にあります。30歳～34歳で最も多く出産しています。

母の年齢別出生数の推移

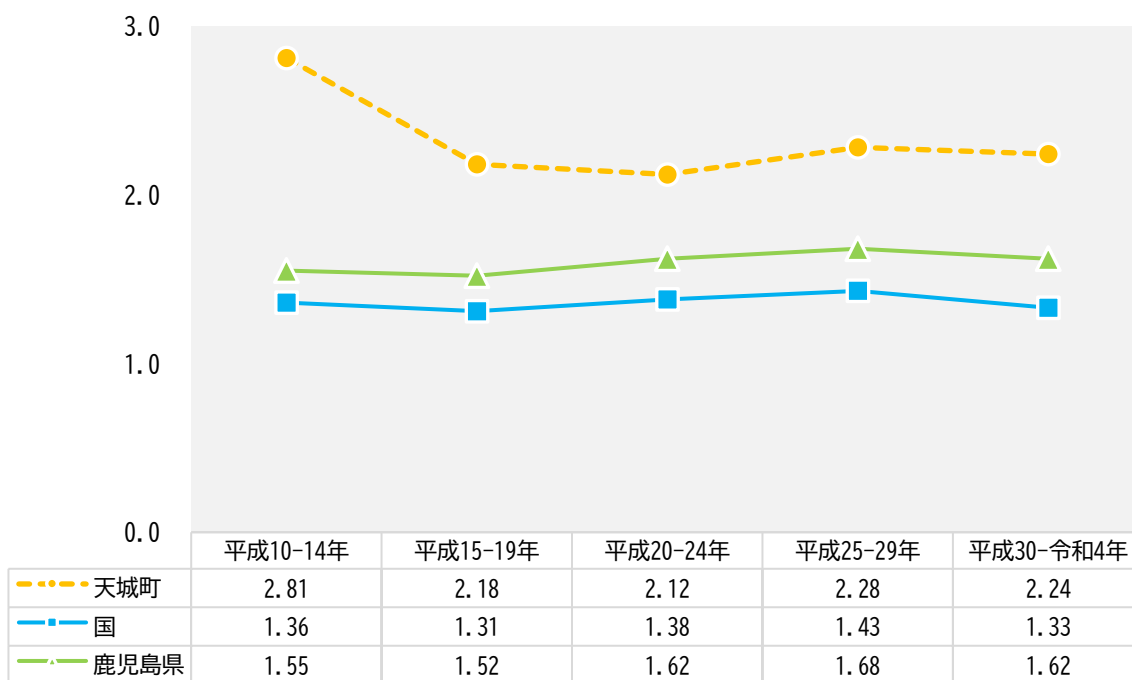


(資料：「人口動態調査」鹿児島県)

(3)合計特殊出生率

女性が一生の間に生むと推定されるこどもの数を示す合計特殊出生率をみると、本町の数値は、国・県を上回り高い割合で推移しています。

合計特殊出生率の推移



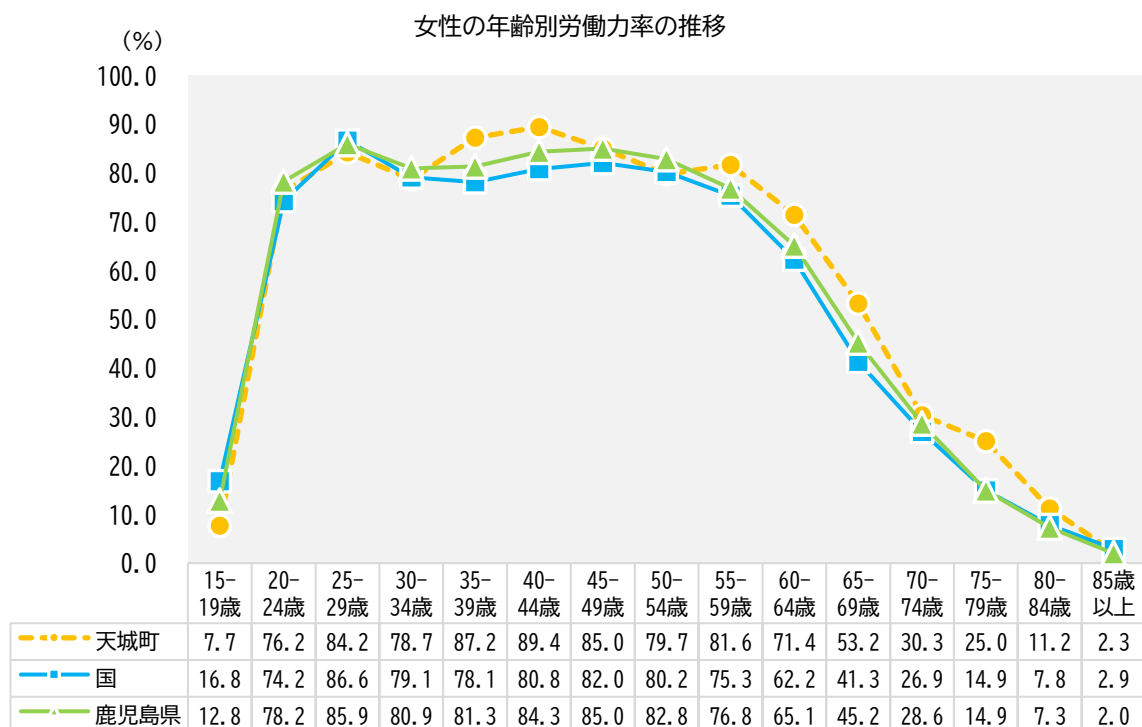
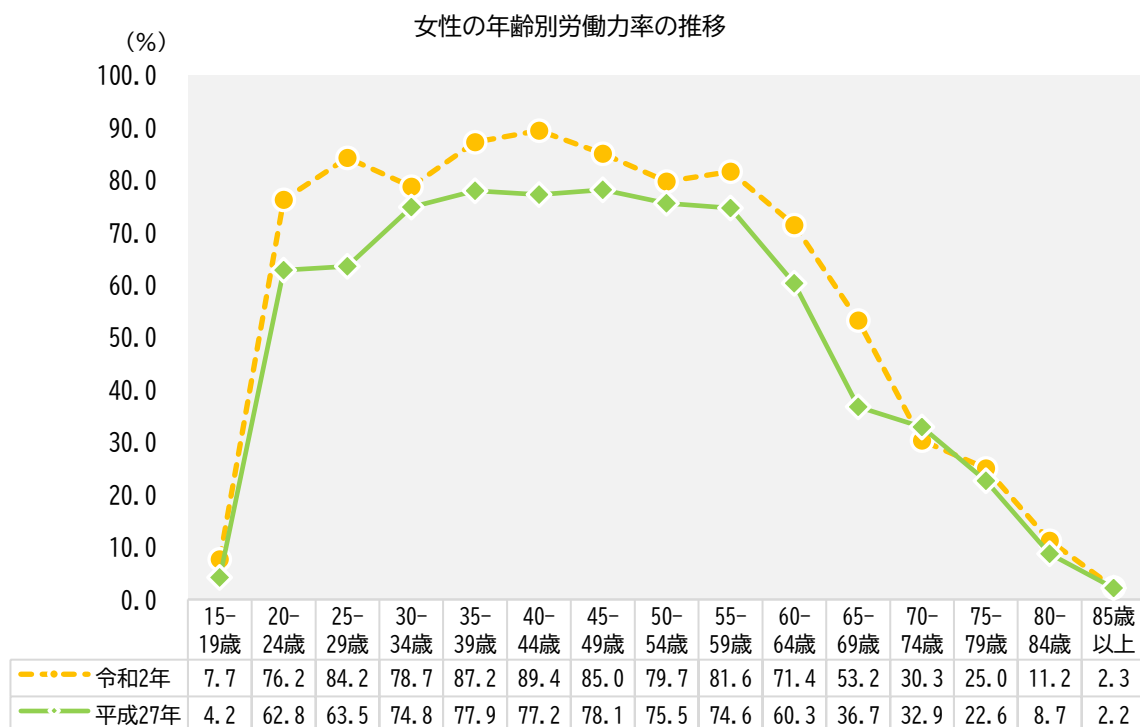
(資料：「人口動態特殊報告」)

5 就労状況

(1) 女性の年齢別労働力率の推移

女性の年齢別労働力率をみると、令和2年では「25～29歳」と「40～44歳」を左右のピークとして、「30～34歳」を底とするM字カーブとなり、平成27年と比較すると上昇しています。

また、国、県と比較すると、「35～44歳」「55～84歳」は国、県を上回っています。

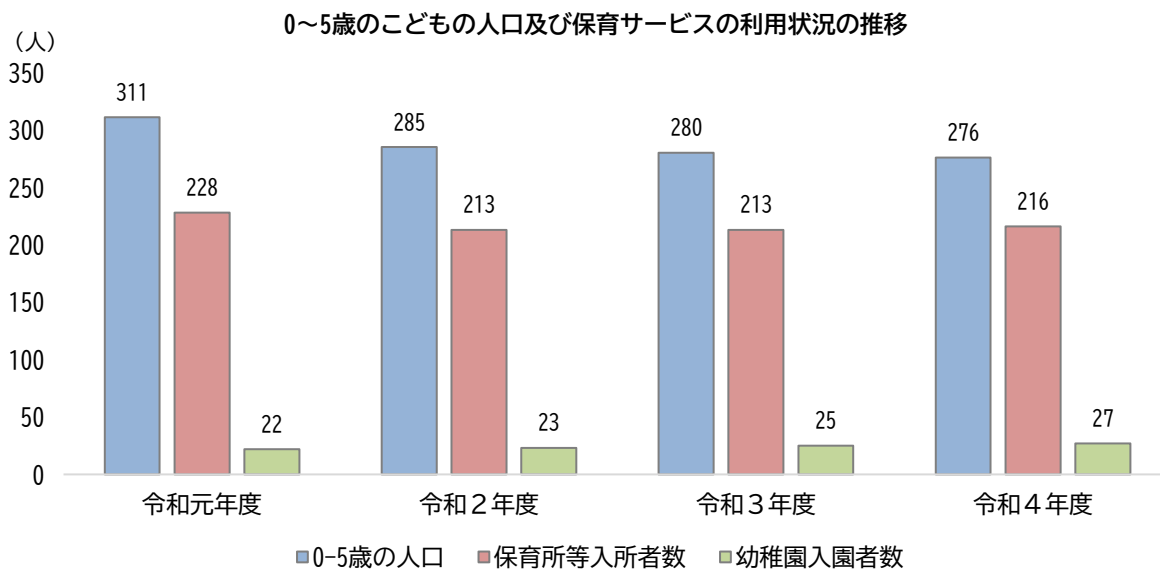


(資料：国勢調査)

6 子育て環境の状況

(1) 0～5歳のこどもの人口及び保育サービスの利用状況の推移

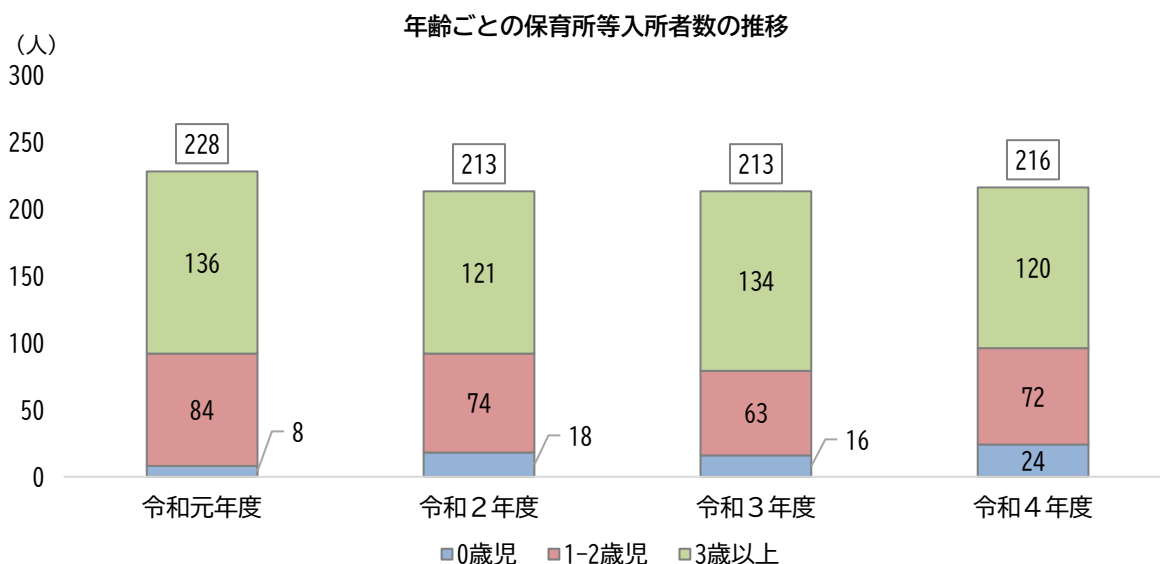
0～5歳のこどもの人口は減少傾向で推移していますが、保育所等の入所者数、幼稚園の入園者数はともに増加傾向となっています。



(資料：長寿子育て課)

(2) 年齢ごとの保育所等入所者数の推移

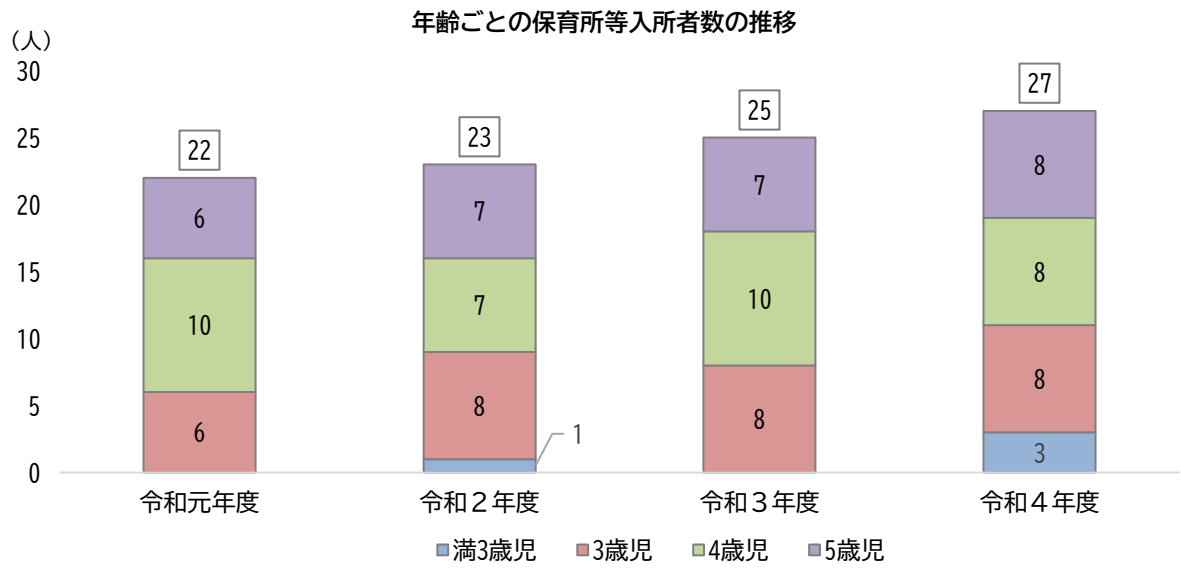
年齢ごとの保育所等入所者数は増加傾向にありますが、3歳児以上の入所者数は減少傾向となっています。



(資料：長寿子育て課)

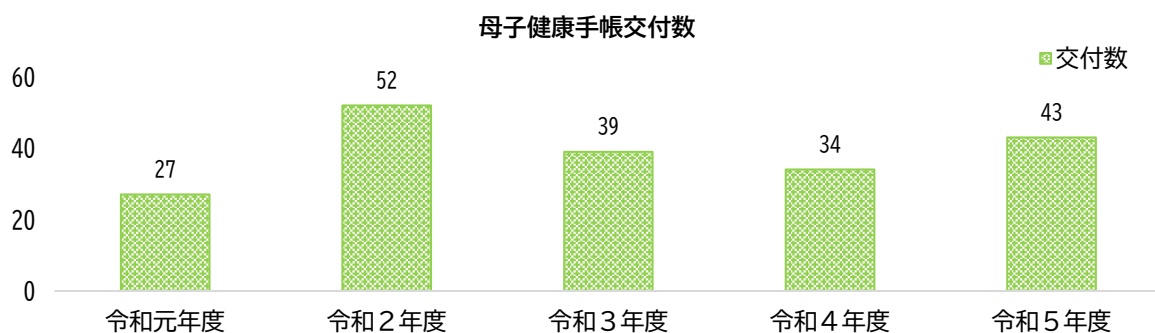
(3)年齢ごとの幼稚園入園者数の推移

年齢ごとの幼稚園の入園者数は、年度ごとにばらつきがみられますが増加傾向となっています。



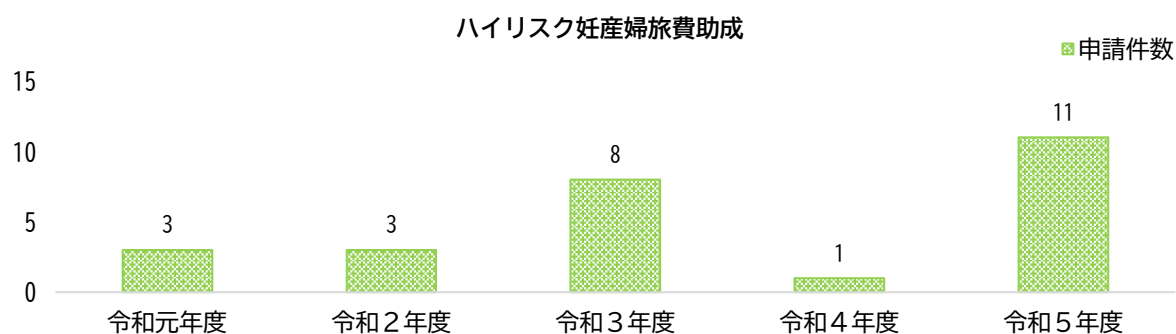
7 母子保健に関する状況

(1) 母子健康手帳交付数



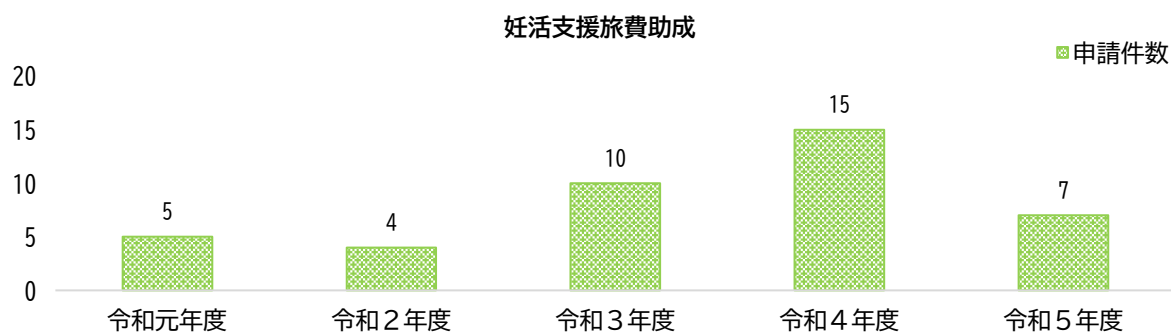
(資料：天城町保健センター)

(2) ハイリスク妊産婦旅費助成



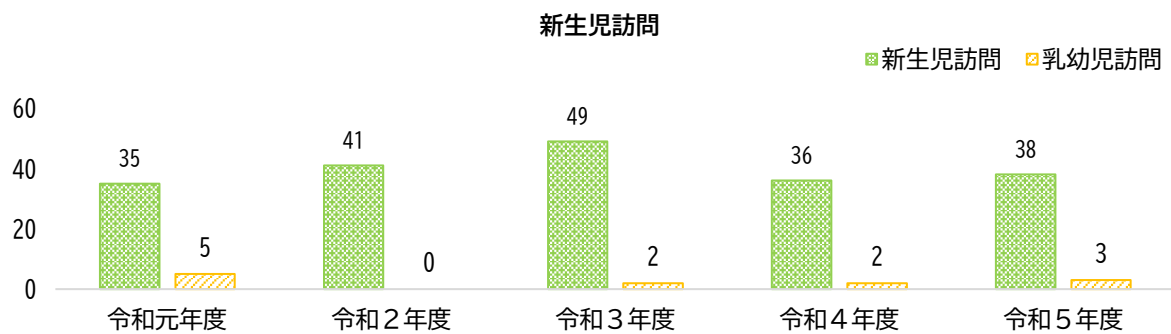
(資料：天城町保健センター)

(3) 妊活支援旅費助成



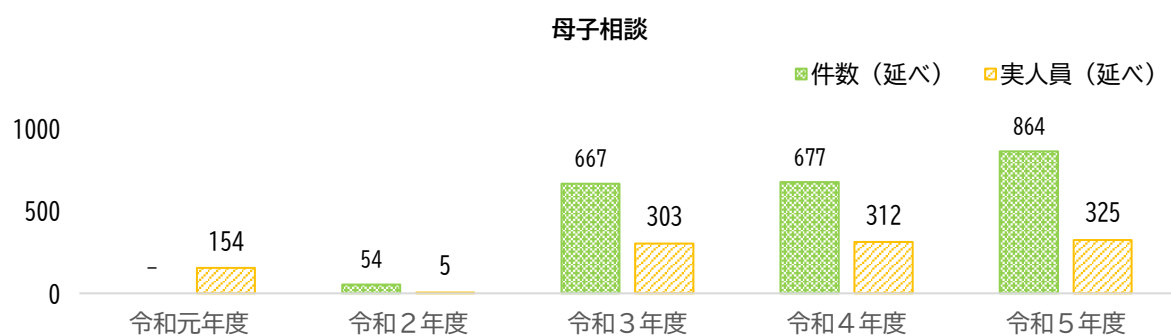
(資料：天城町保健センター)

(4) 新生児訪問



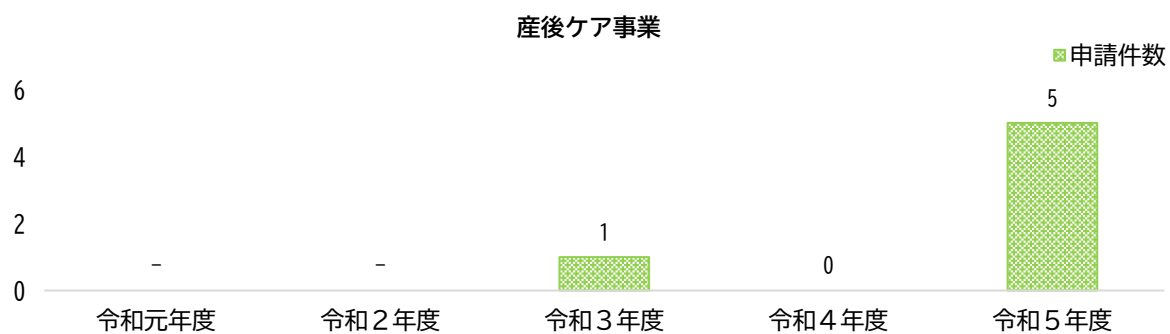
(資料：天城町保健センター)

(5) 母子相談



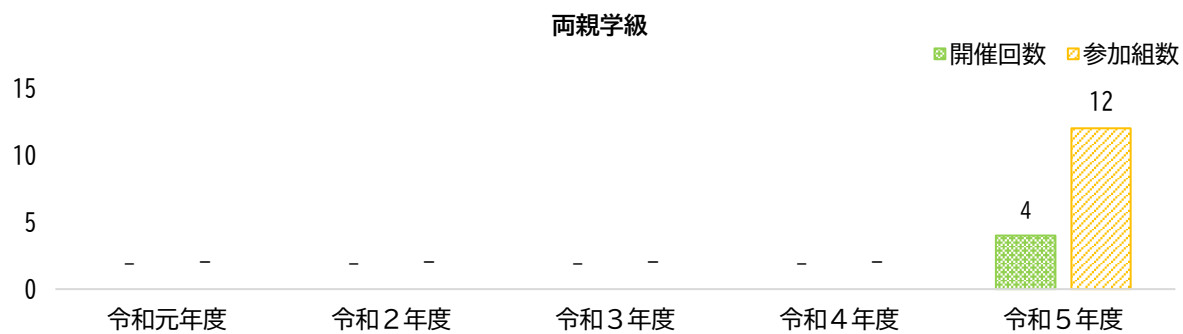
(資料：天城町保健センター)

(6) 産後ケア事業



(資料：天城町保健センター)

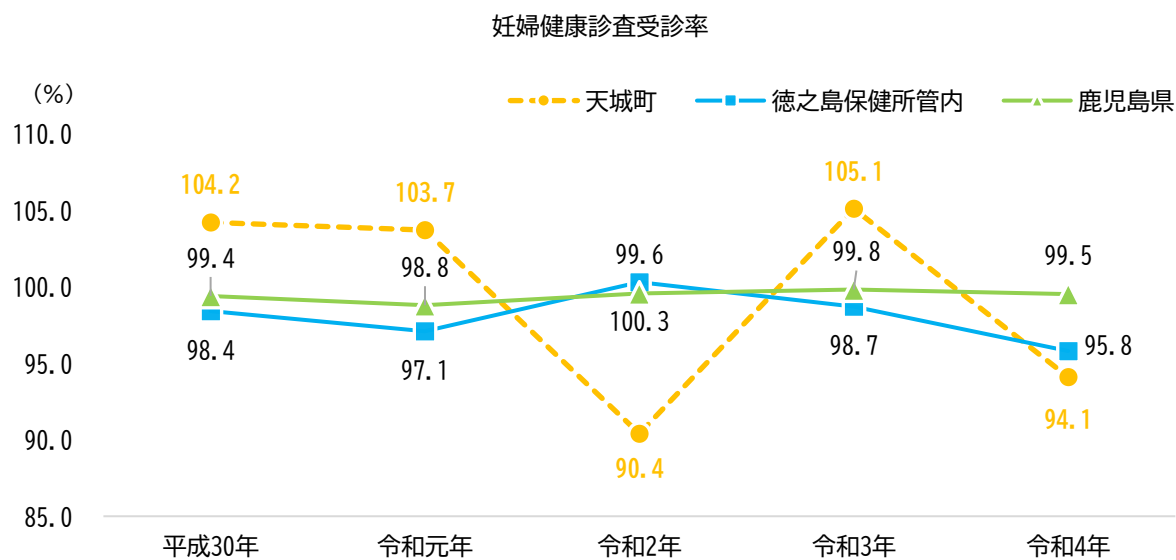
(7)両親学級



(資料：天城町保健センター)

(8)妊婦健康診査受診率

妊婦健康診査受診率は、令和4年は94.1%となっており、徳之島保健所管内や県より低い水準となっています。



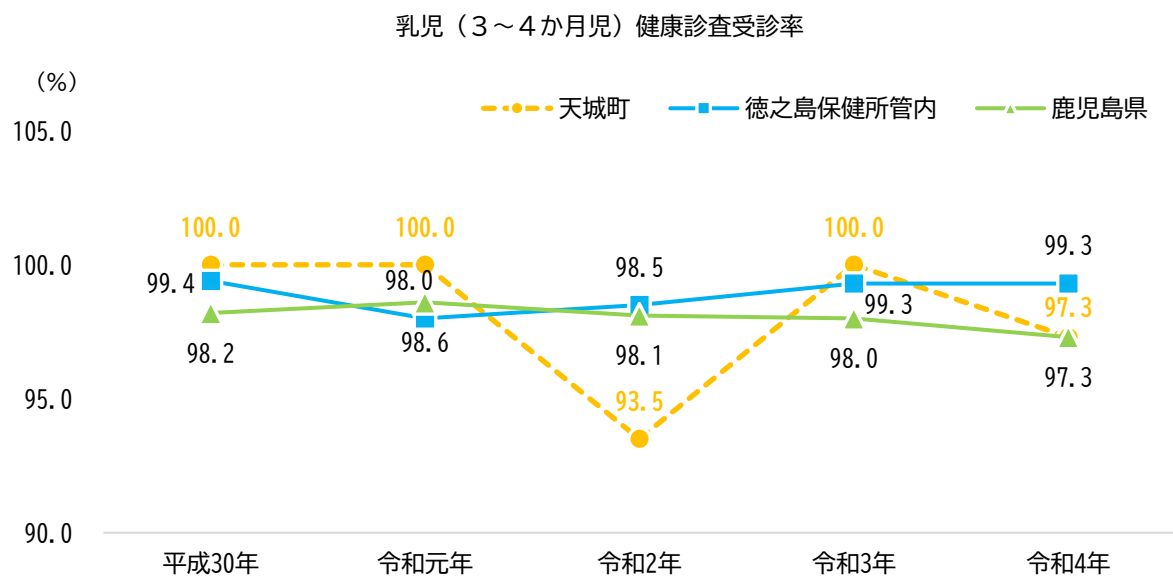
※基準日以降に生じる出生や転入等の対象者数の変動により、対象者数を超える受診者数となり、実績が100%を超える場合があります。

(資料：鹿児島県母子保健統計)

(9)乳幼児健康診査受診率

3～4ヶ月児

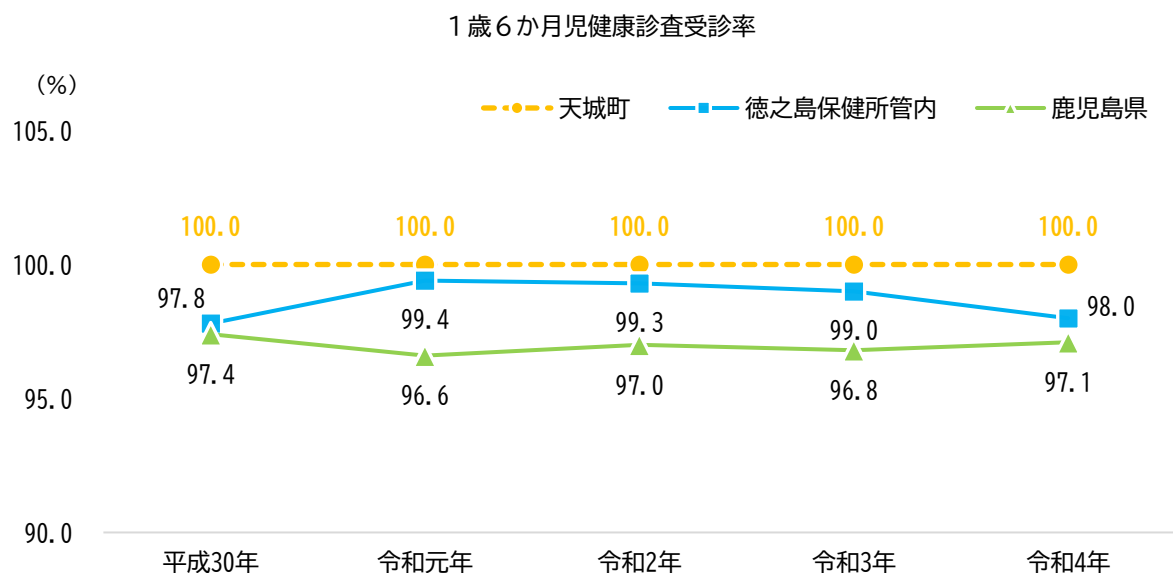
乳児(3～4か月児)健康診査受診率は、令和4年は97.3%となっており、徳之島保健所管内より低く、県とは同水準となっています。



(資料：鹿児島県母子保健統計)

1歳6ヶ月児

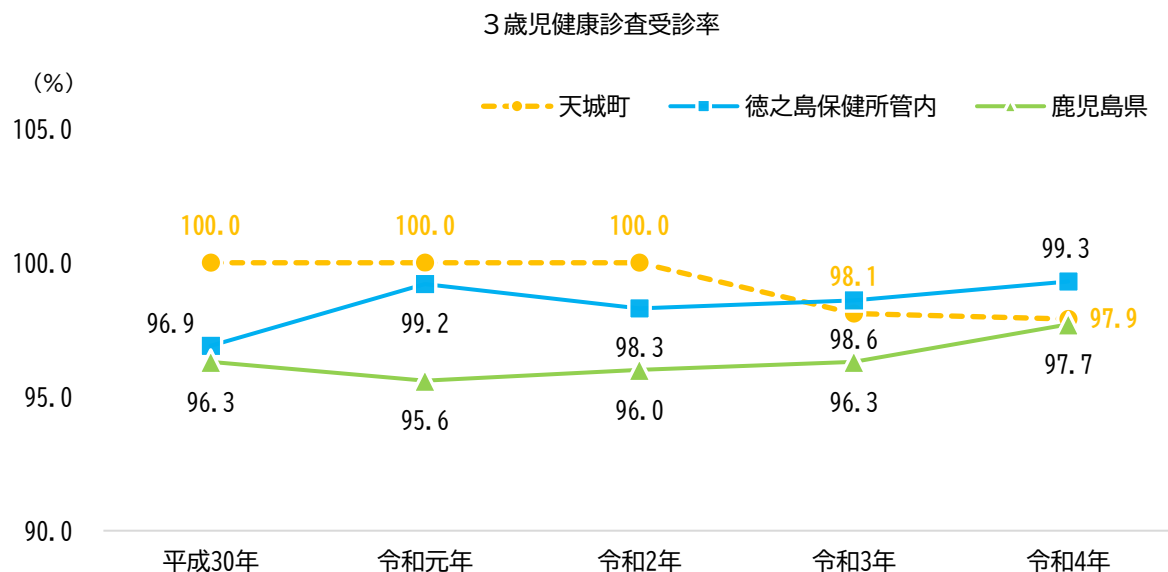
1歳6か月児健康診査受診率は、令和4年は100.0%となっており、徳之島保健所管内や県より高い水準となっています。



(資料：鹿児島県母子保健統計)

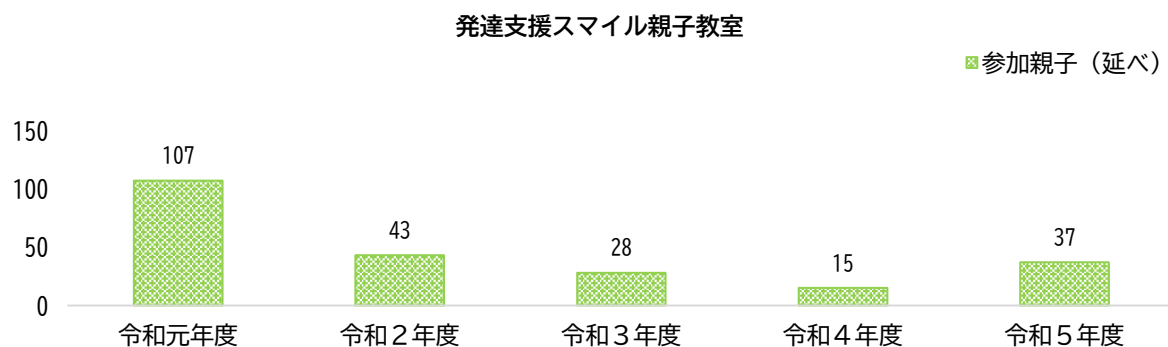
3歳児

3歳児健康診査受診率は、令和4年は97.9%となっており、徳之島保健所管内より低く、県より高い水準となっています。



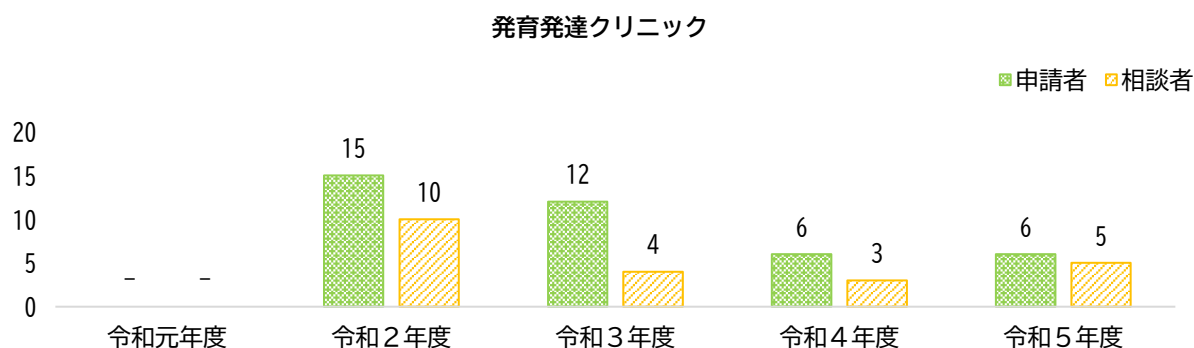
(資料：鹿児島県母子保健統計)

(10)発達支援スマイル親子教室



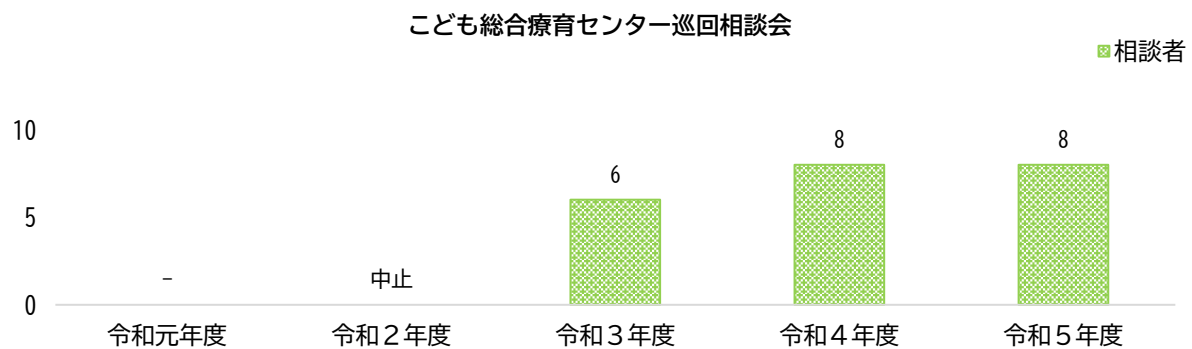
(資料：天城町保健センター)

(11)発育発達クリニック



(資料：天城町保健センター)

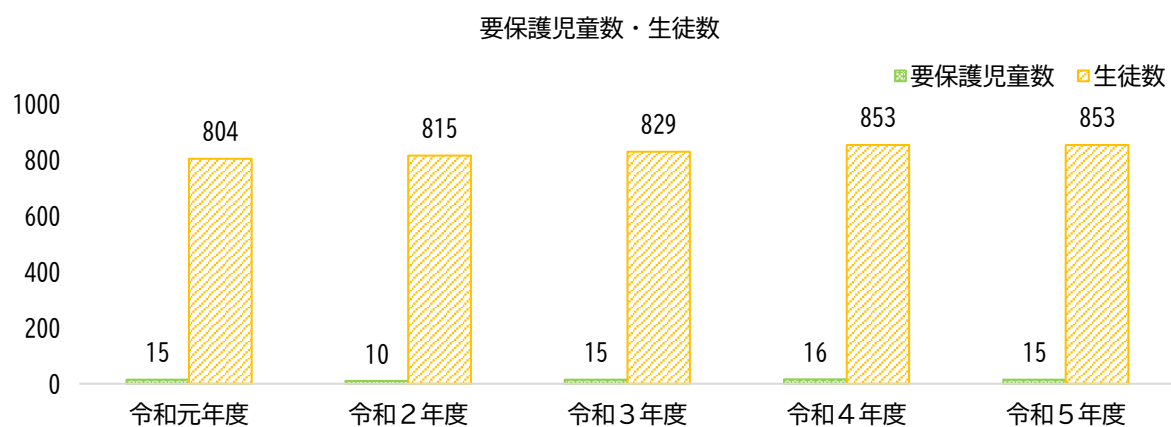
(12)こども総合療育センター巡回相談会



(資料：天城町保健センター)

8 要保護児童

(1)虐待等の問題を抱えている要保護児童数・生徒数



8 各種調査結果からみるこども・若者の状況

(1) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査

①主に子育てを行っている人【1つ選択】

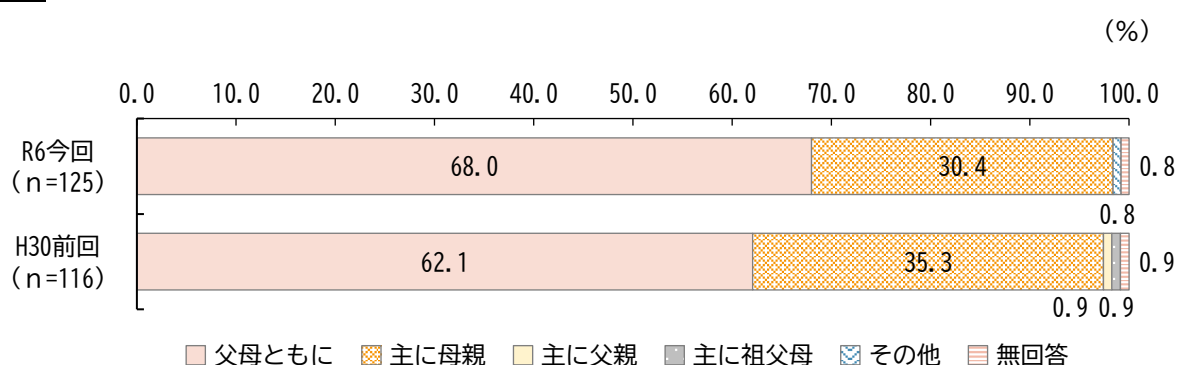
未就学児では「父母ともに」が68.0%と最も高く、次いで「主に母親」が30.4%、「その他」が0.8%となっています。

前回調査と比較すると、「父母ともに」の割合が増加しています。

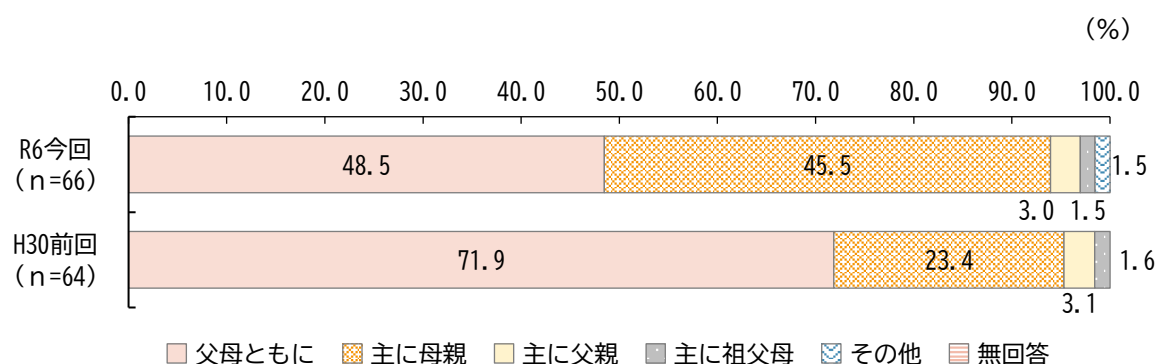
小学生では「父母ともに」が48.5%と最も高く、次いで「主に母親」が45.5%、「主に父親」が3.0%となっています。

前回調査と比較すると、「主に母親」の割合が増加し、「父母ともに」の割合が減少しています。

未就学児



小学生



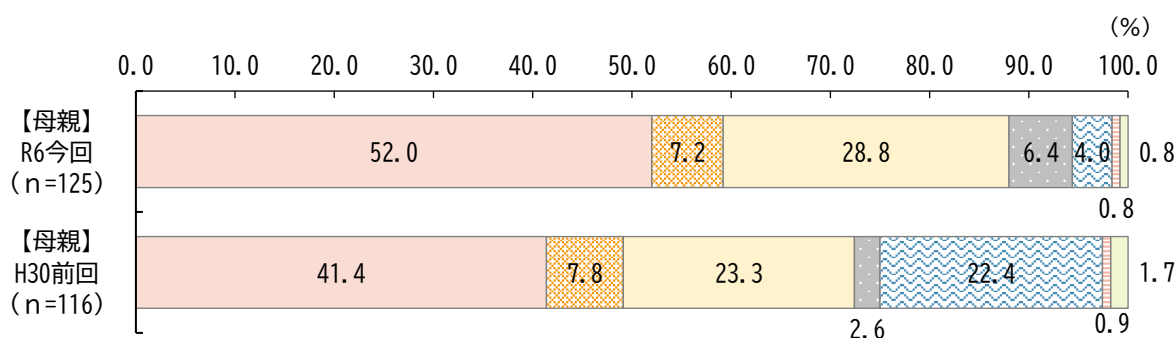
②母親の就労状況【1つ選択】

「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 52.0%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 28.8%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が 7.2%となっています。

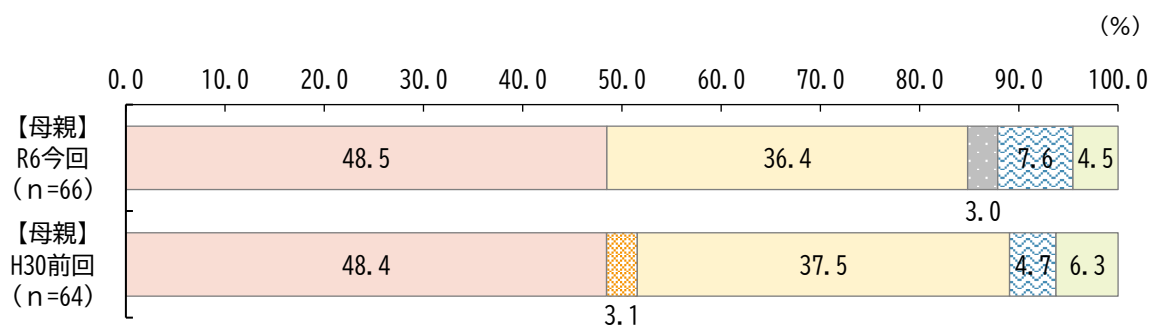
前回調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。

小学生では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 48.5%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 36.4%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 7.6%となっています。

未就学児



小学生



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

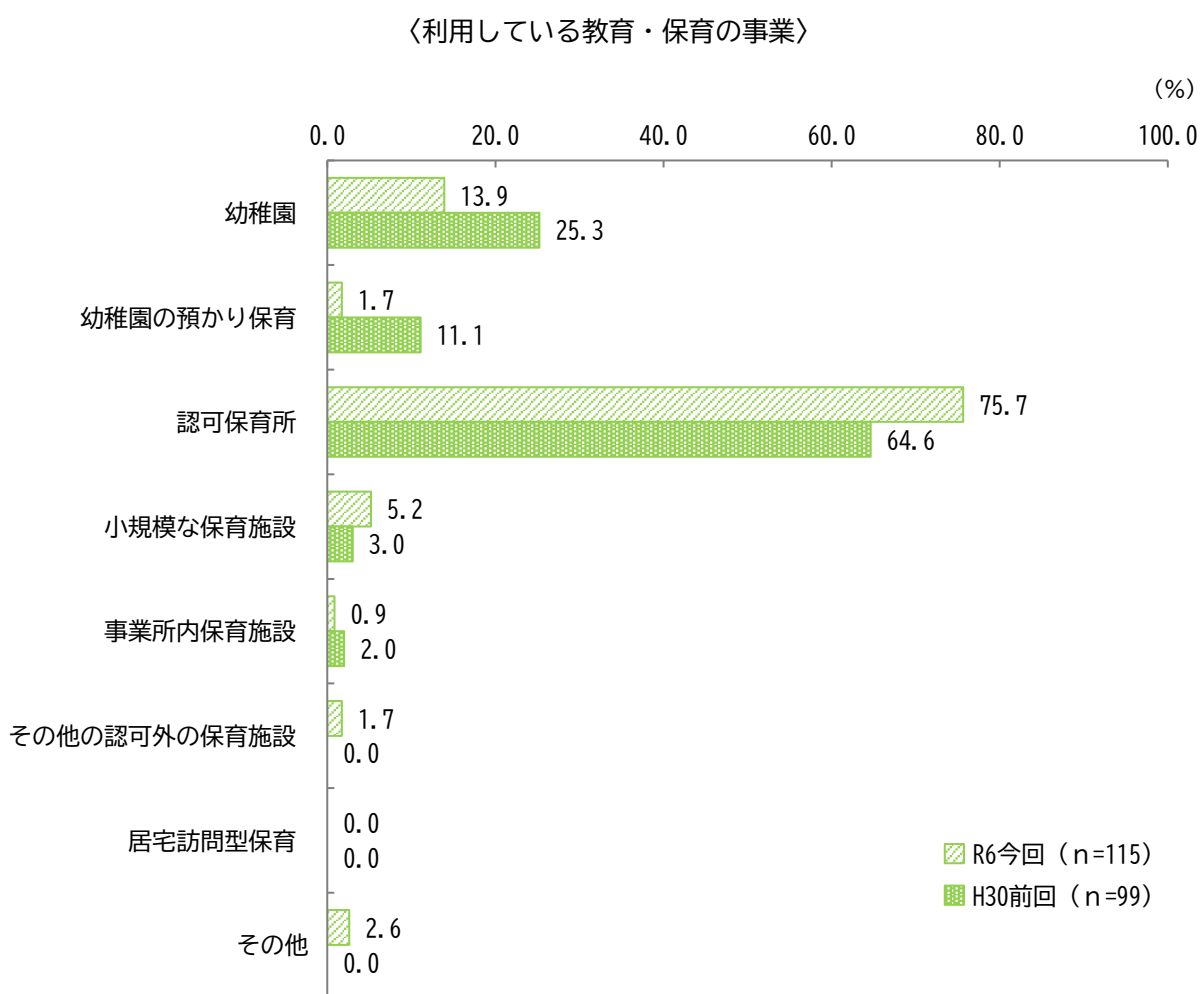
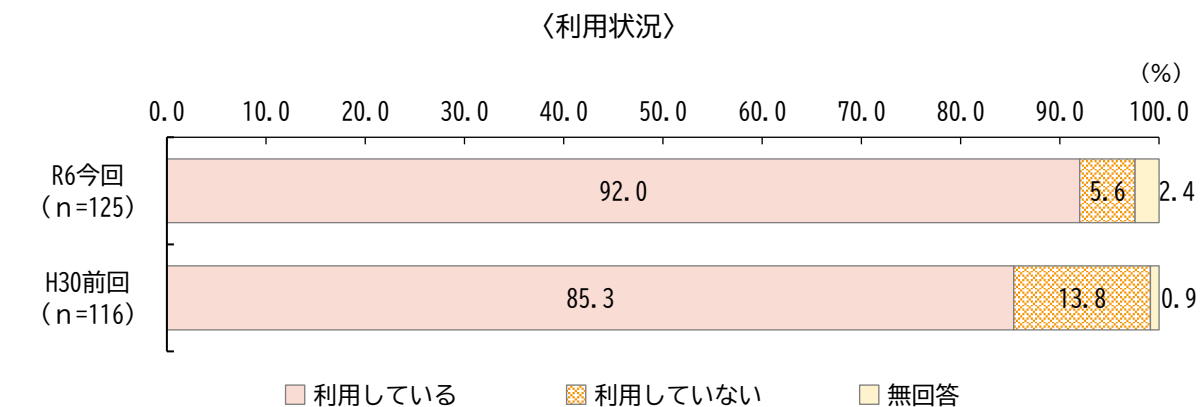
③定期的な教育・保育の利用について【1つ選択】

「利用している」が92.0%、「利用していない」が5.6%となっています。

定期的にご利用している教育・保育の事業についてみると、「認可保育所」が75.7%と最も高く、次いで「幼稚園」が13.9%、「小規模な保育施設」が5.2%となっています。

前回調査と比較すると、「認可保育所」が増加し、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」が減少しています。

未就学児

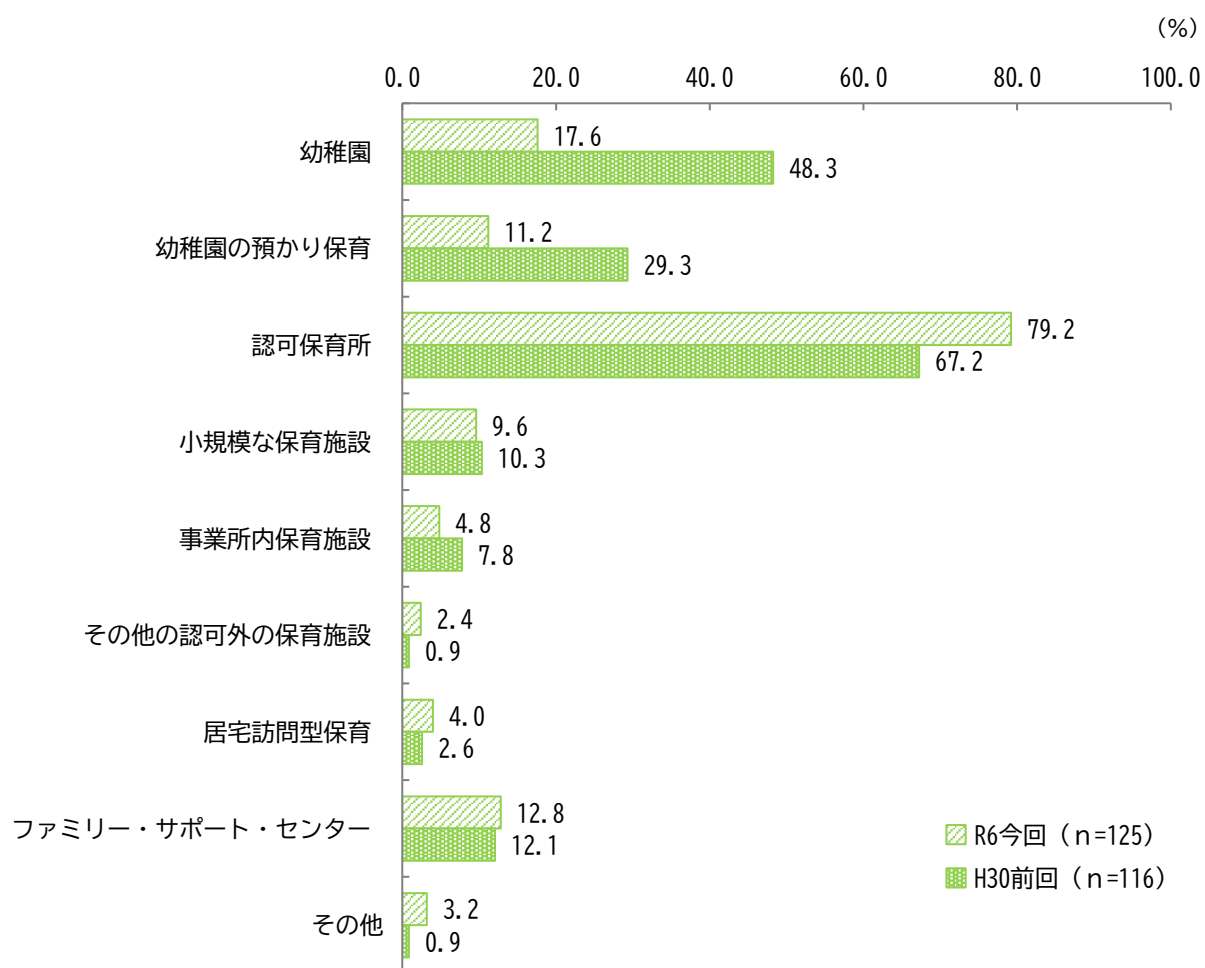


④定期的に利用したい施設【全て選択】

「認可保育所」が 79.2%と最も高く、次いで「幼稚園」が 17.6%、「ファミリー・サポート・センター」が 12.8%となっています。

前回調査と比較すると、「認可保育所」の割合が増加し、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」の割合が減少しています。

未就学児

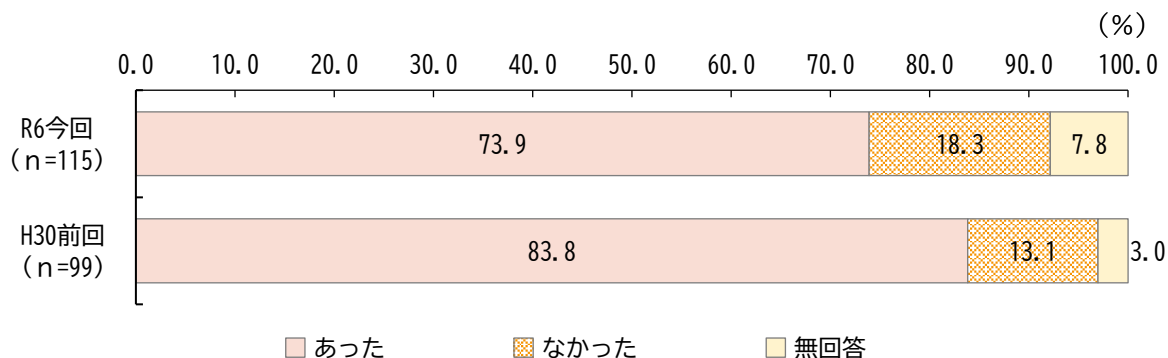


⑤病児・病後児保育について

こどもの病気やけがで保育所等を利用できなかった経験【1つ選択】

「あった」が73.9%、「なかった」が18.3%となっています。

未就学児

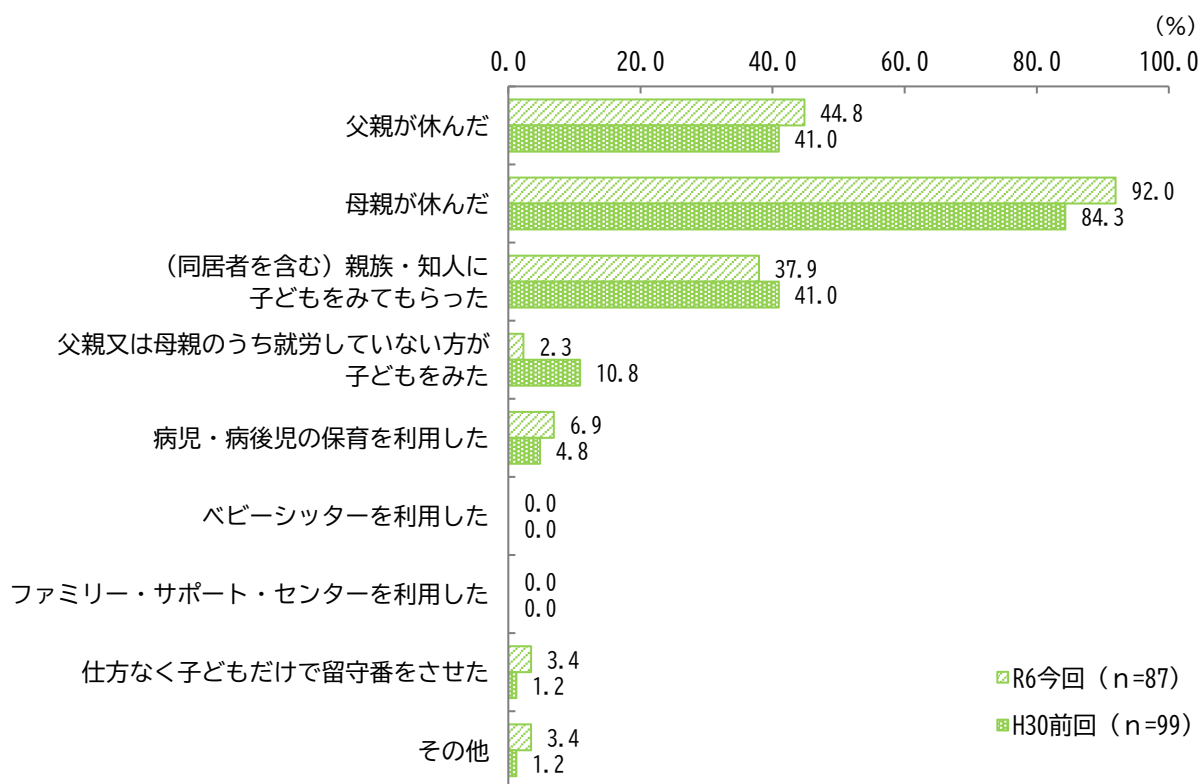


こどもが病気やケガの時の対処方法【全て選択】

「母親が休んだ」が92.0%と最も高く、次いで「父親が休んだ」が44.8%、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が37.9%となっています。

前回調査と比較すると、「父親が休んだ」「母親が休んだ」の割合が増加し、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が減少しています。

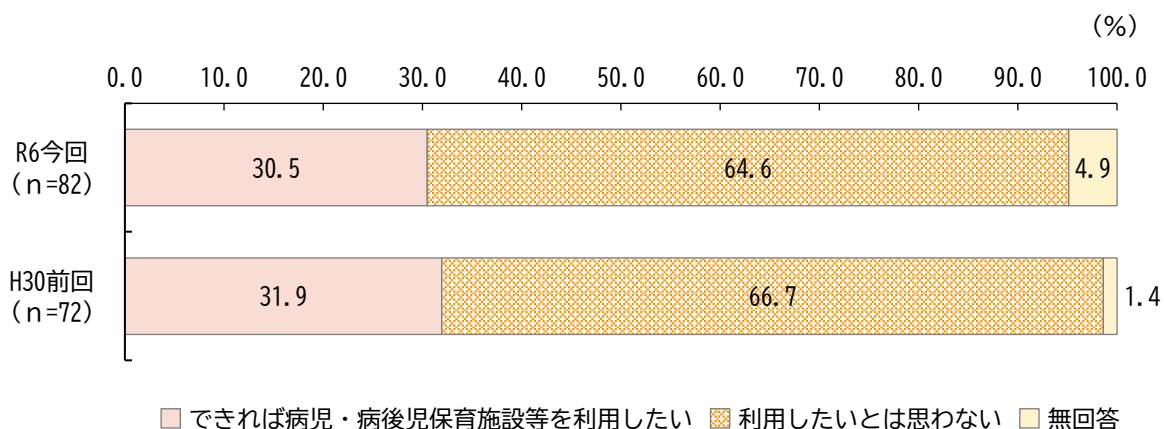
未就学児



その際、病児・病後児保育施設を利用したいと思ったか【1つ選択】

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が 30.5%、「利用したいとは思わない」が 64.6%となっています。

未就学児

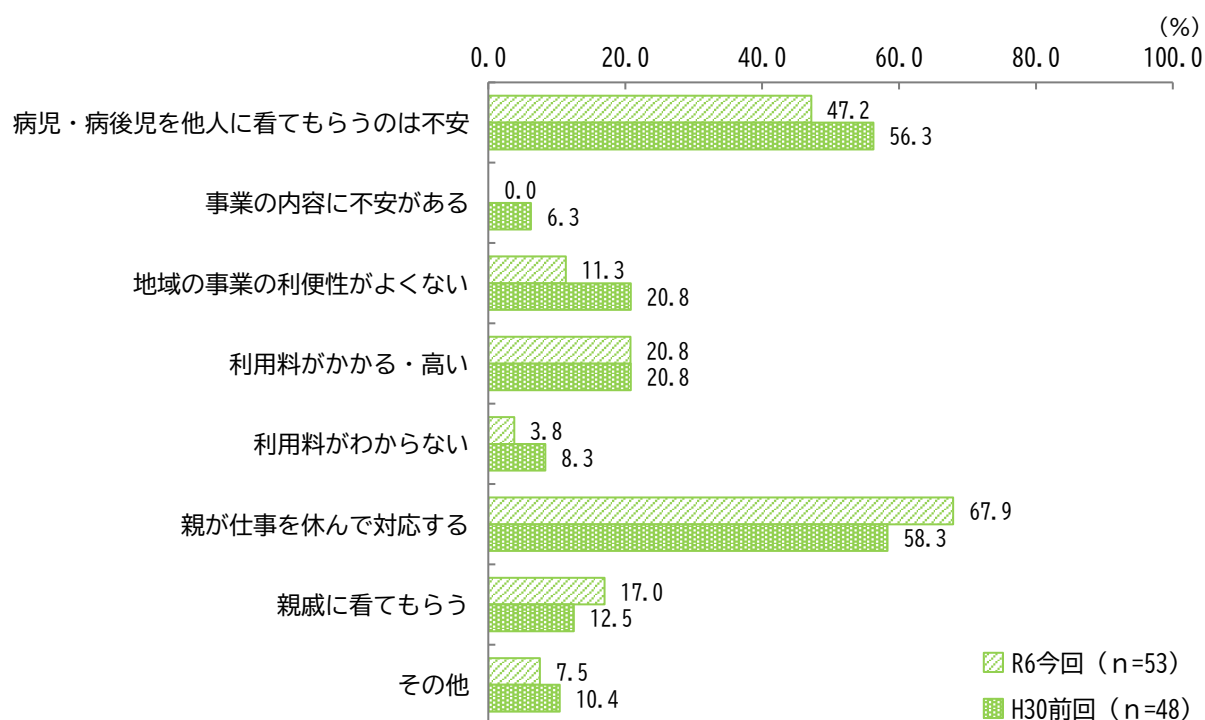


利用したいと思わない理由【全て選択】

「親が仕事を休んで対応する」が 67.9%と最も高く、次いで「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が 47.2%、「利用料がかかる・高い」が 20.8%となっています。

前回調査と比較すると、「親が仕事を休んで対応する」の割合が増加し、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」「事業の内容に不安がある」「地域の事業の利便性がよくない」の割合が減少しています。

未就学児

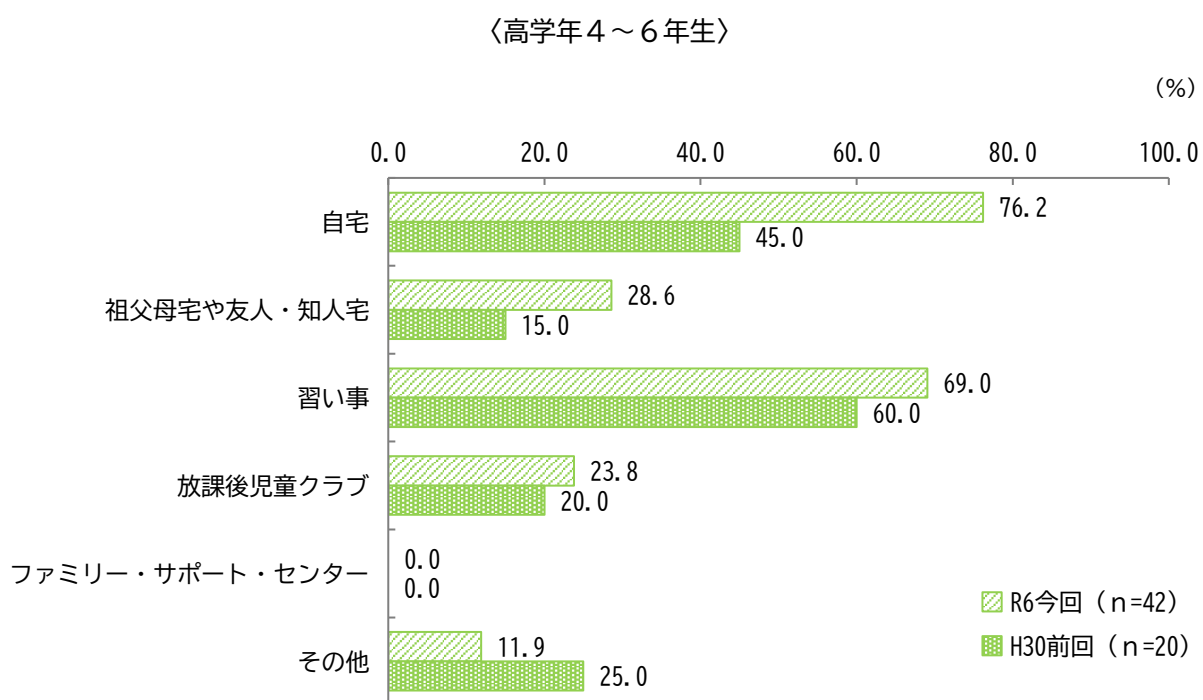
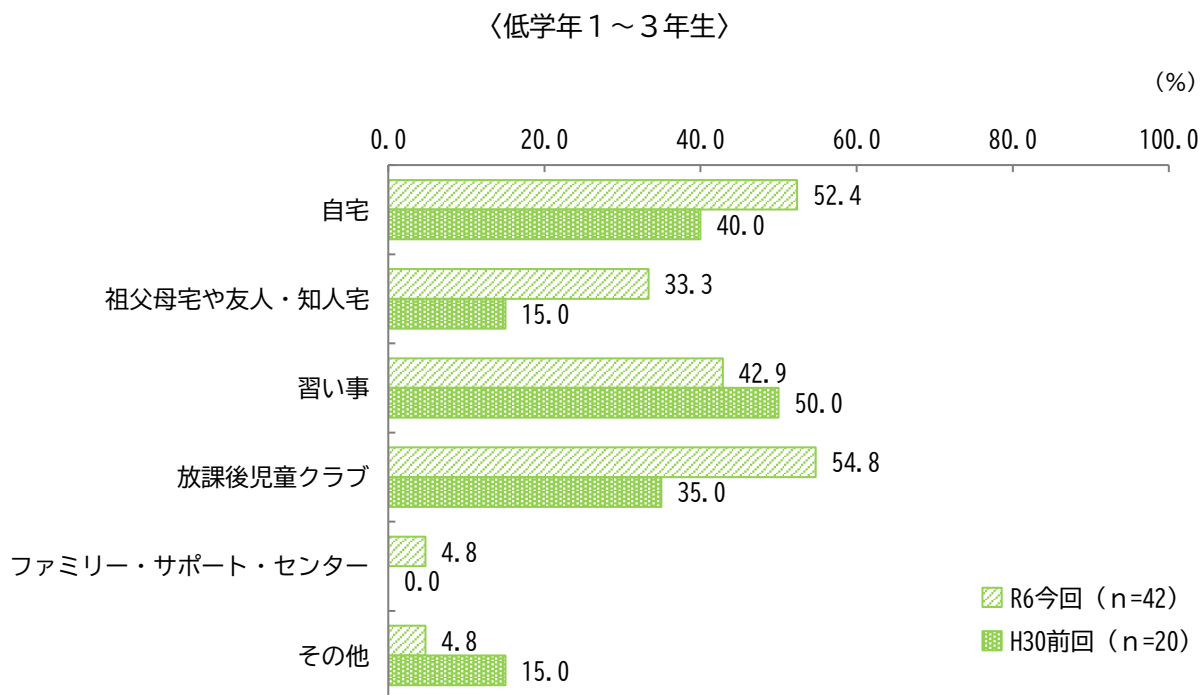


⑥小学校就学後に希望する放課後の過ごし方【全て選択】

小学校低学年(1～3年生)では「放課後児童クラブ」が 54.8%と最も高く、次いで「自宅」が 52.4%、「習い事」が 42.9%となっています。

小学校高学年(4～6年生)では「自宅」が 76.2%と最も高く、次いで「習い事」が 69.0%、「祖父母宅や友人・知人宅」が 28.6%となっています。

未就学児



⑦子育ての環境や支援への満足度【1つ選択】

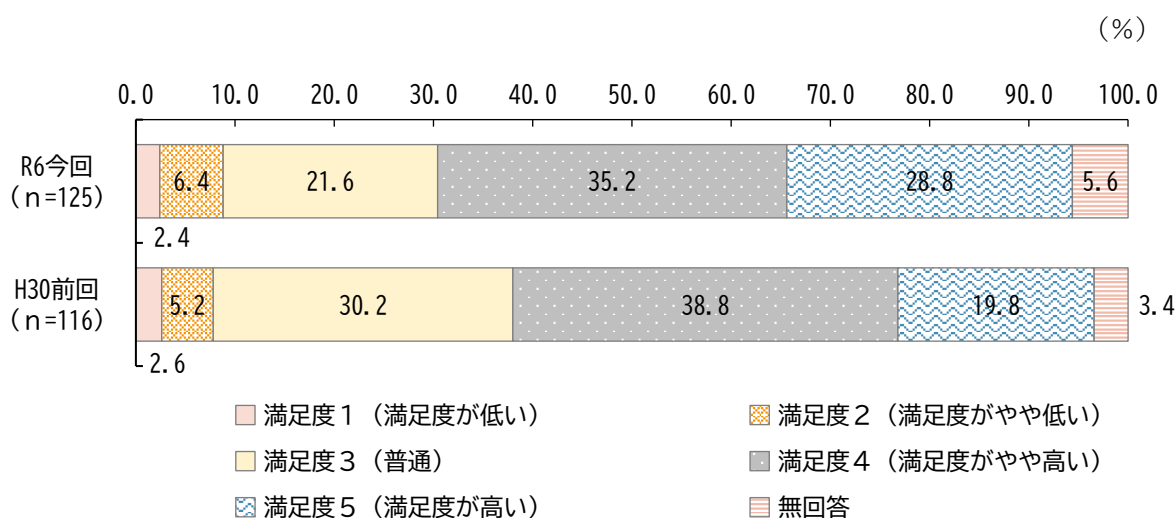
未就学児では「満足度4(満足度がやや高い)」が 35.2%と最も高く、次いで「満足度5(満足度が高い)」が 28.8%、「満足度3(普通)」が 21.6%となっています。

前回調査と比較すると、「満足度5(満足度が高い)」の割合が増加しています。

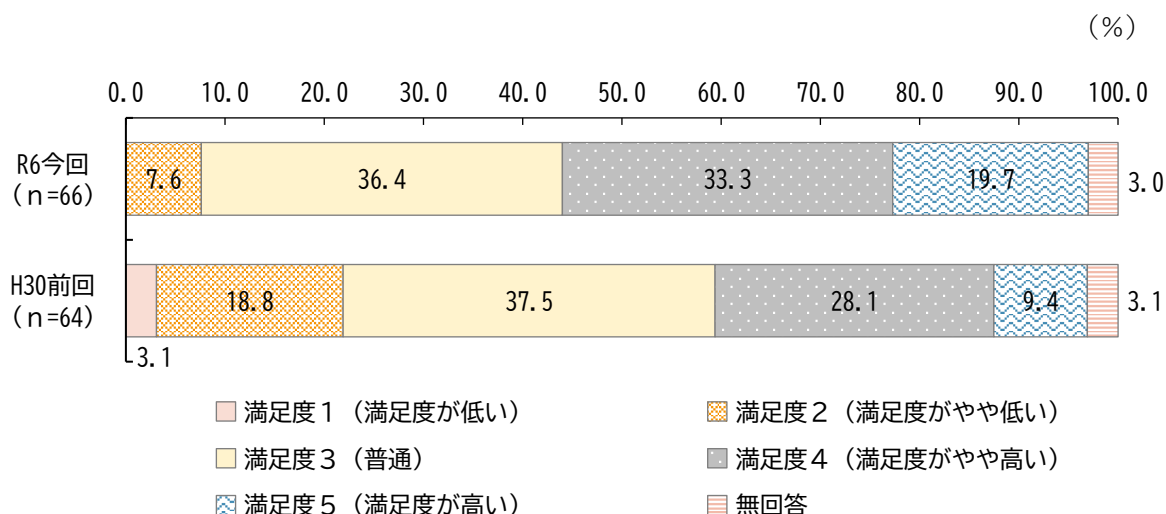
小学生では「満足度3(普通)」が 36.4%と最も高く、次いで「満足度4(満足度がやや高い)」が 33.3%、「満足度5(満足度が高い)」が 19.7%となっています。

前回調査と比較すると、「満足度4(満足度がやや高い)」満足度5(満足度が高い)」の割合が増加しています。

未就学児



小学生

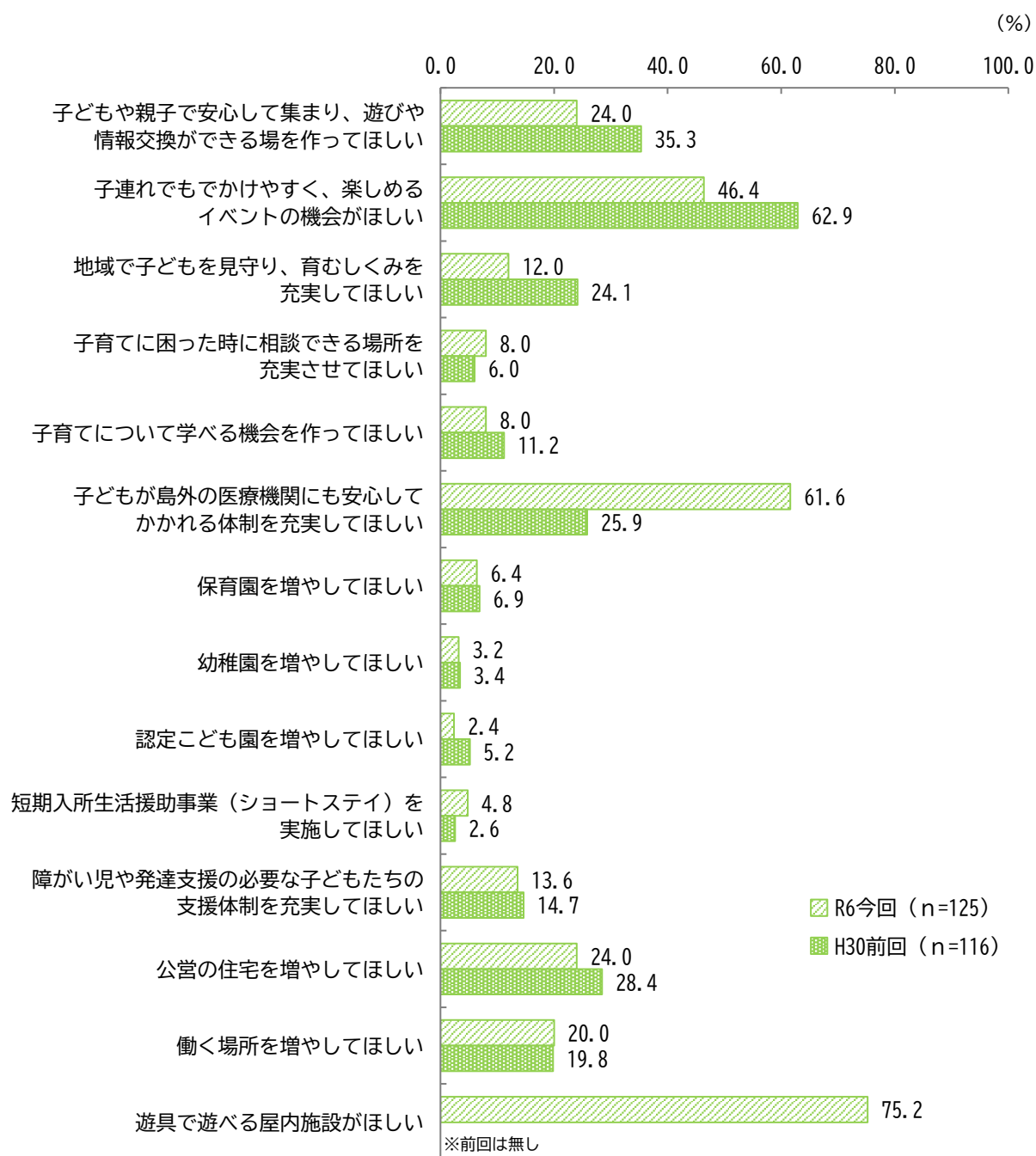


⑧充実を図ってほしい子育て支援施策【全て選択】

未就学児では「遊具で遊べる屋内施設がほしい」が75.2%と最も高く、次いで、「医療費助成など安心して子どもが医療機関にかかれる体制を充実してほしい」が61.6%、「子連れでもでかけやすく、楽しめるイベントの機会がほしい」が46.4%となっています。

前回調査と比較すると、「医療費助成など安心して子どもが医療機関にかかれる体制を充実してほしい」の割合が増加し、「子どもや親子で安心して集まり、遊びや情報交換ができる場を作してほしい」「子連れでもでかけやすく、楽しめるイベントの機会がほしい」「地域で子どもを見守り、育むしくみを充実してほしい」の割合が減少しています。

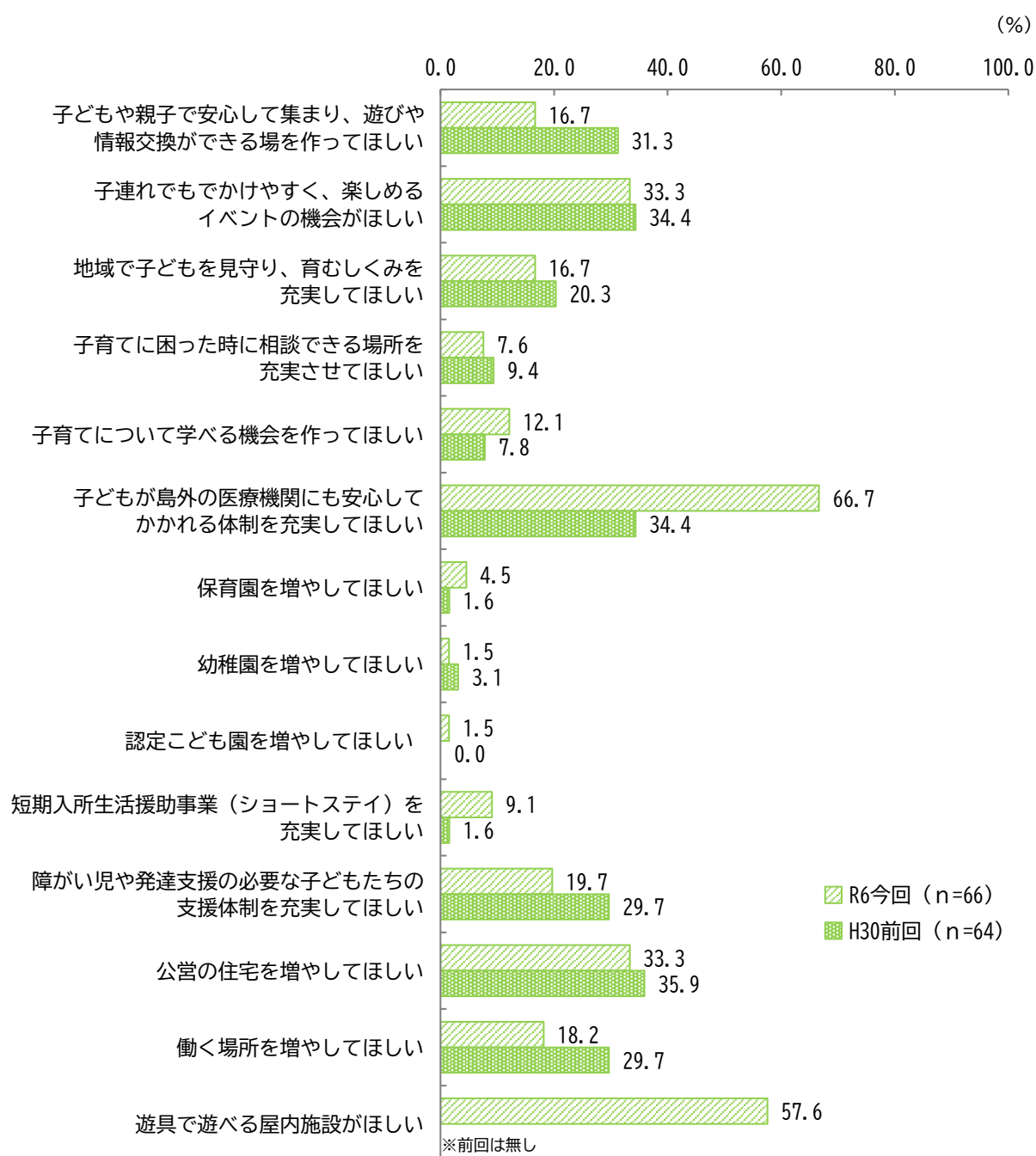
未就学児



小学生では「子どもが島外の医療機関にも安心してかけられる体制を充実してほしい」が 66.7%と最も高く、次いで、「遊具で遊べる屋内施設がほしい」が 57.6%、「子連れでもでかけやすく、楽しめるイベントの機会がほしい」「公営の住宅を増やしてほしい」がともに 33.3%となっています。

前回調査と比較すると、「子どもが島外の医療機関にも安心してかけられる体制を充実してほしい」「短期入所生活援助事業(ショートステイ)を充実してほしい」の割合が増加し、「子どもや親子で安心して集まり、遊びや情報交換ができる場を作してほしい」「障がい児や発達支援の必要な子どもたちの支援体制を充実してほしい」「働く場所を増やしてほしい」の割合が減少しています。

小学生

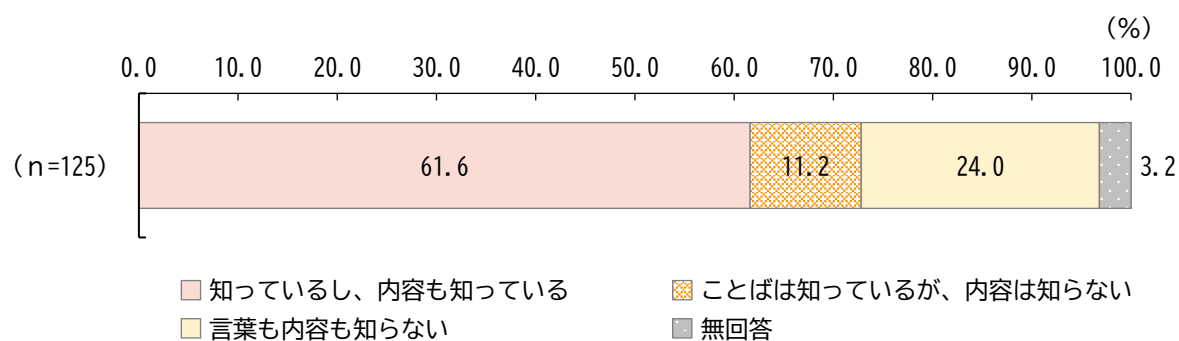


⑨「ヤングケアラー」という言葉の認知度【1つ選択】

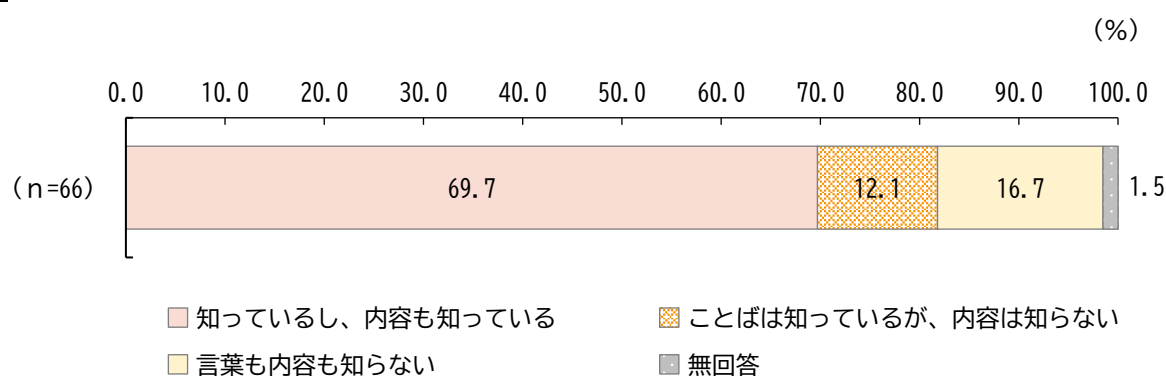
未就学児では「知っているし、内容も知っている」が 61.6%と最も高く、次いで「言葉も内容も知らない」が 24.0%、「ことばは知っているが、内容は知らない」が 11.2%となっています。

小学生では「知っているし、内容も知っている」が 69.7%と最も高く、次いで「言葉も内容も知らない」が 16.7%、「ことばは知っているが、内容は知らない」が 12.1%となっています。

未就学児



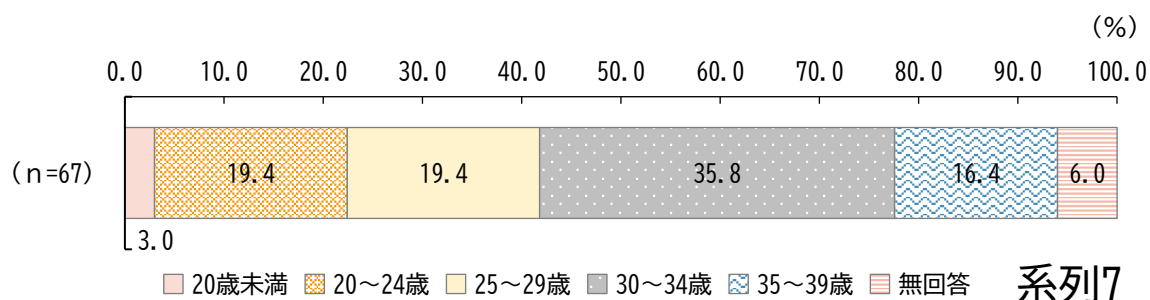
小学生



(2)こども・若者の意識調査

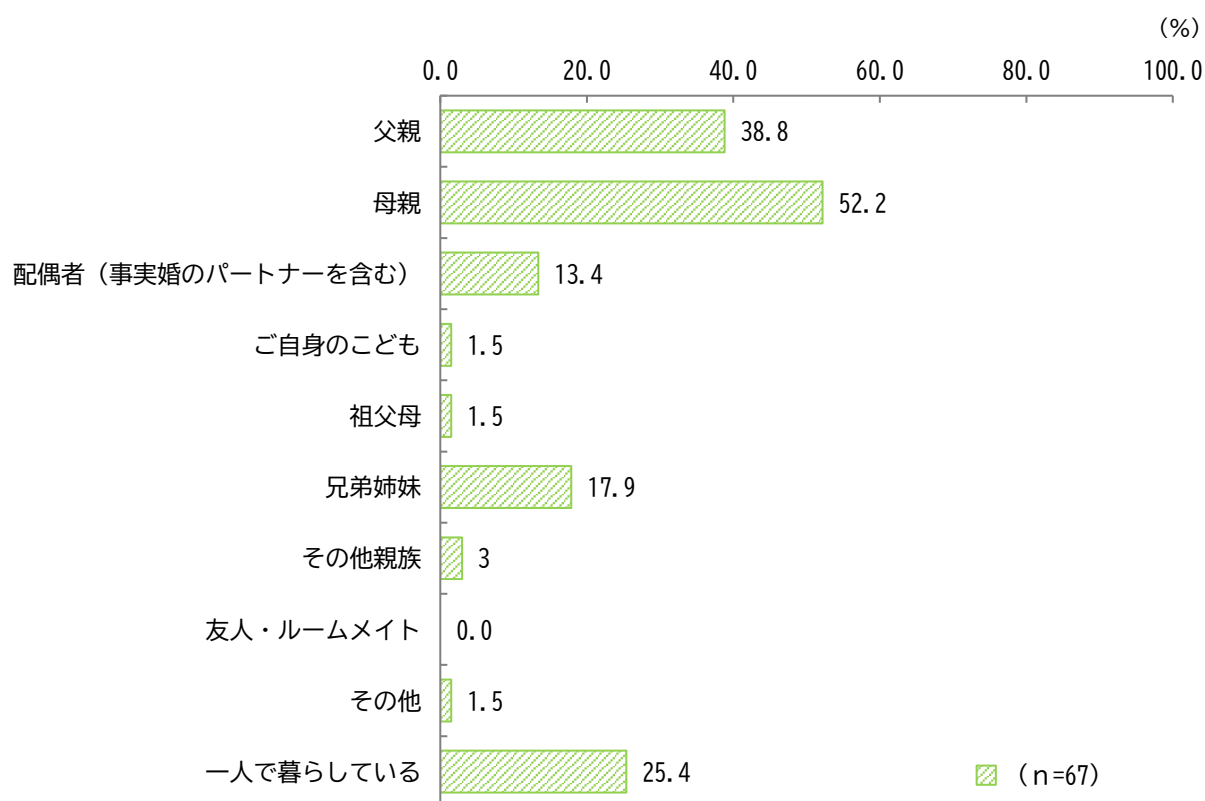
①回答者の年齢【1つ選択】

「30～34 歳」が 35.8%と最も高く、次いで「20～24 歳」「25～29 歳」がともに 19.4%、「35～39 歳」が 16.4%となっています。



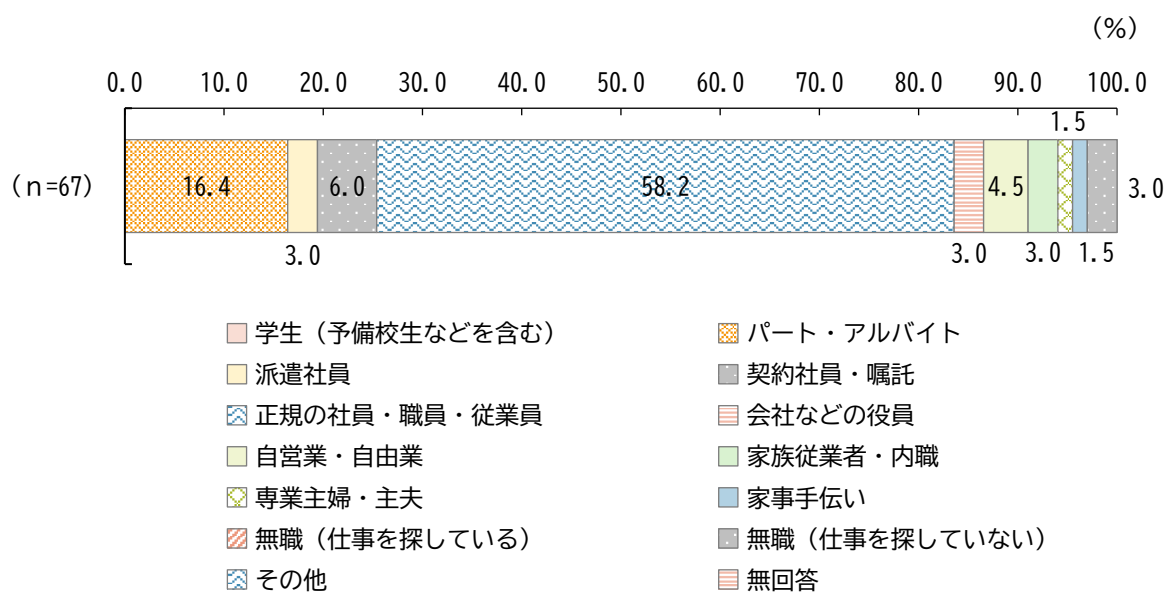
②同居者【1つ選択】

「母親」が 52.2%と最も高く、次いで「父親」が 38.8%、「一人で暮らしている」が 25.4%となっています。



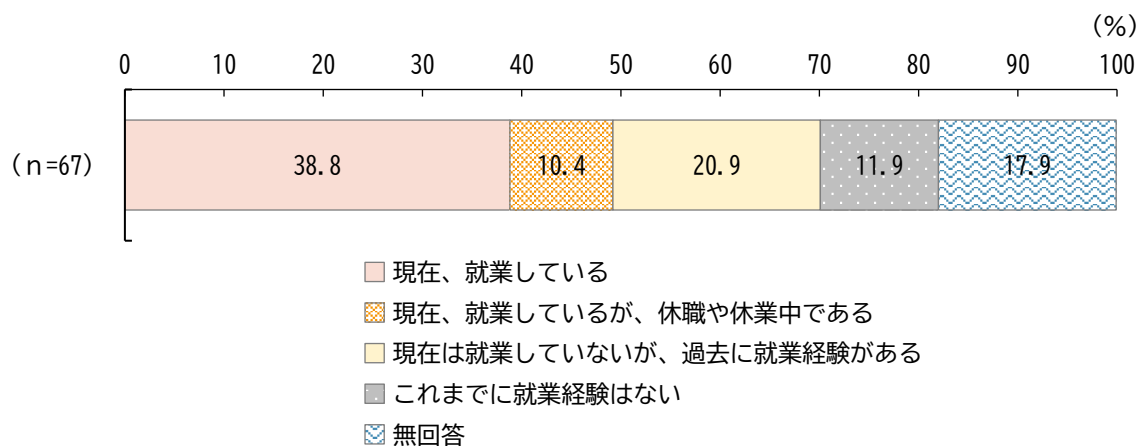
③現在の生活状況【1つ選択】

「正規の社員・職員・従業員」が58.2%と最も高く、次いで「パート・アルバイト」が16.4%、「契約社員・嘱託」が6.0%となっています。



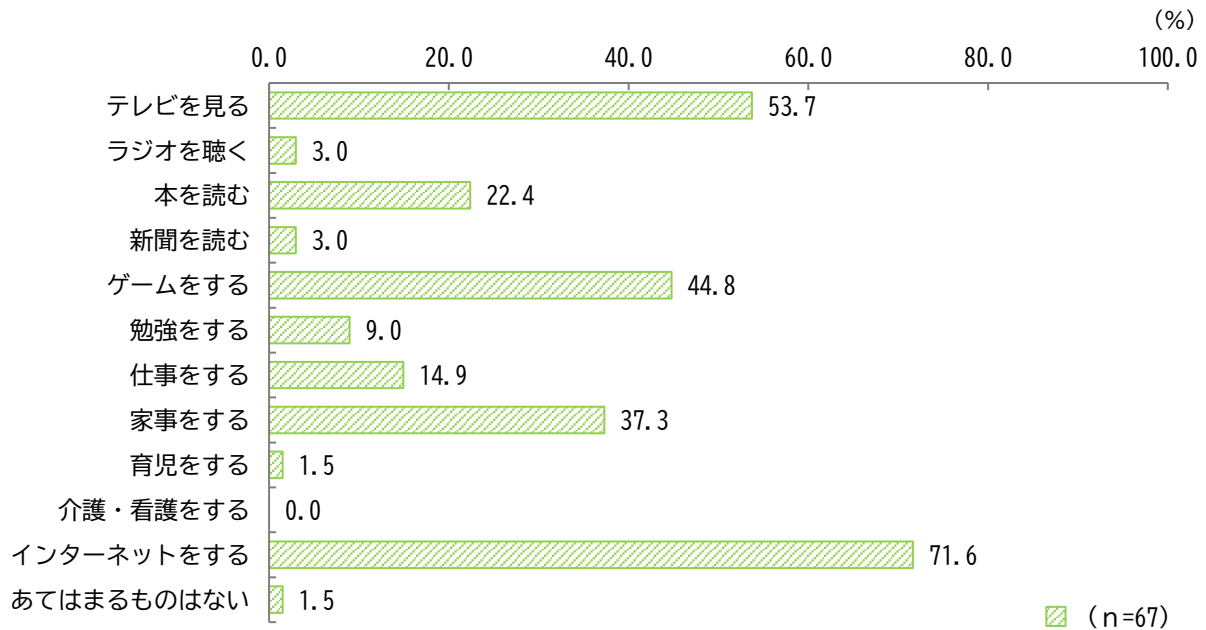
④就業経験【1つ選択】

「現在、就業している」が38.8%と最も高く、次いで「現在は就業していないが、過去に就業経験がある」が20.9%、「これまでに就業経験はない」が11.9%となっています。



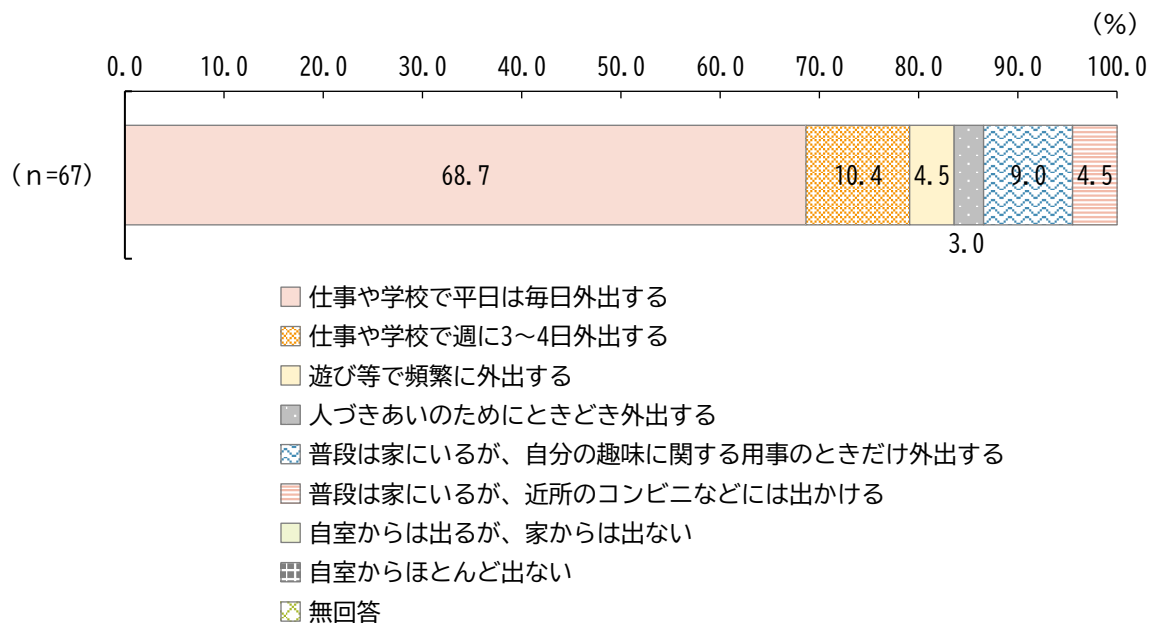
⑤自宅での時間の使い方【全て選択】

「インターネットをする」が 71.6%と最も高く、次いで「テレビを見る」が 53.7%、「ゲームをする」が 44.8%となっています。



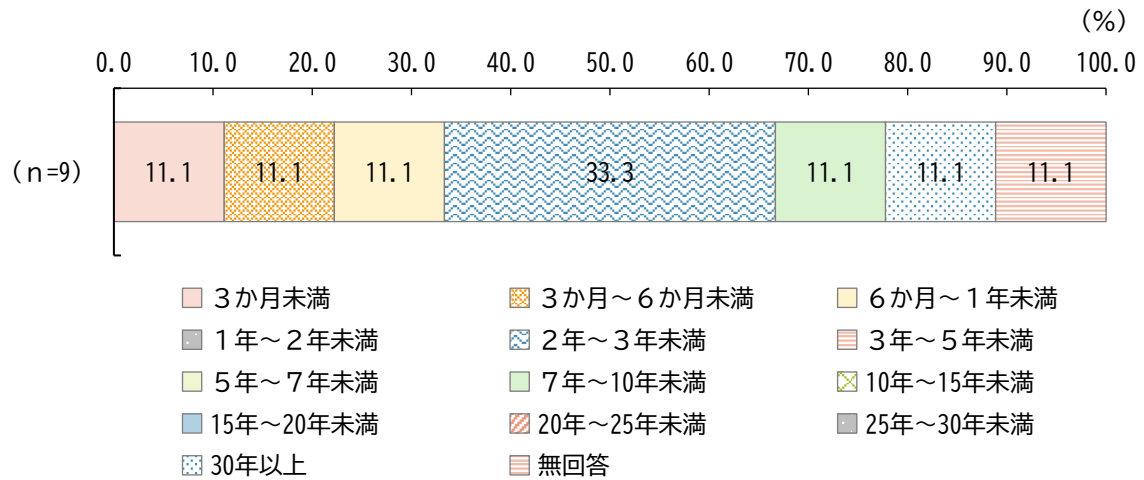
⑥外出の頻度【1つ選択】

「仕事や学校で平日は毎日外出する」が 68.7%と最も高く、次いで「仕事や学校で週に 3～4 日外出する」が 10.4%、「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」が 9.0%となっています。



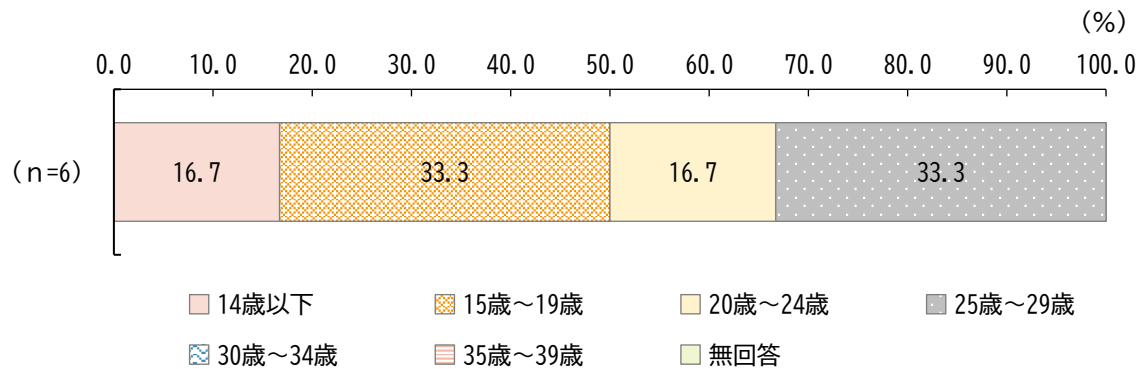
⑦外出状況が現在の状態(あまり外出しない状態)となった期間【1つ選択】

「2年～3年未満」が 33.3%と最も高く、次いで「3か月未満」「3か月～6か月未満」「6か月～1年未満」「7年～10年未満」「30年以上」がいずれも 11.1%となっています。



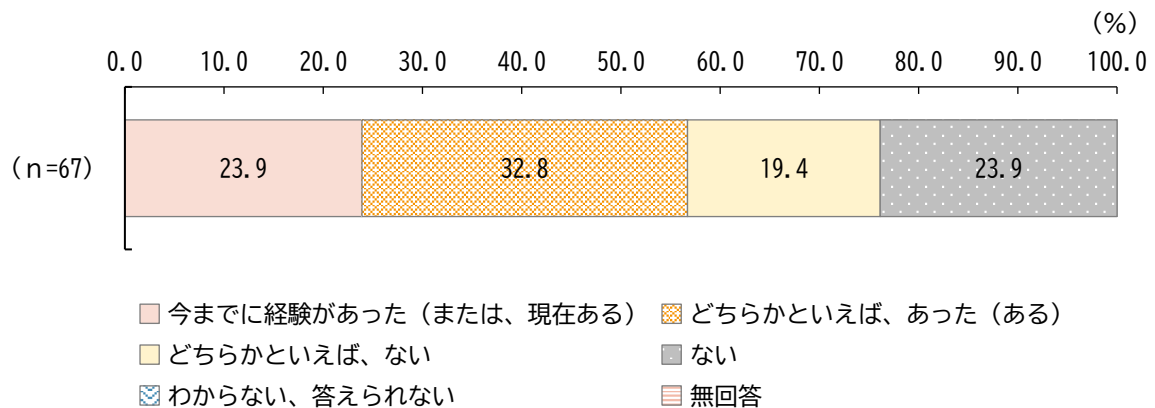
⑧外出状況が現在の状態(あまり外出しない状態)となった年齢【1つ選択】

「15歳～19歳」「25歳～29歳」がともに 33.3%と最も高く、次いで「14歳以下」「20歳～24歳」がともに 16.7%となっています。



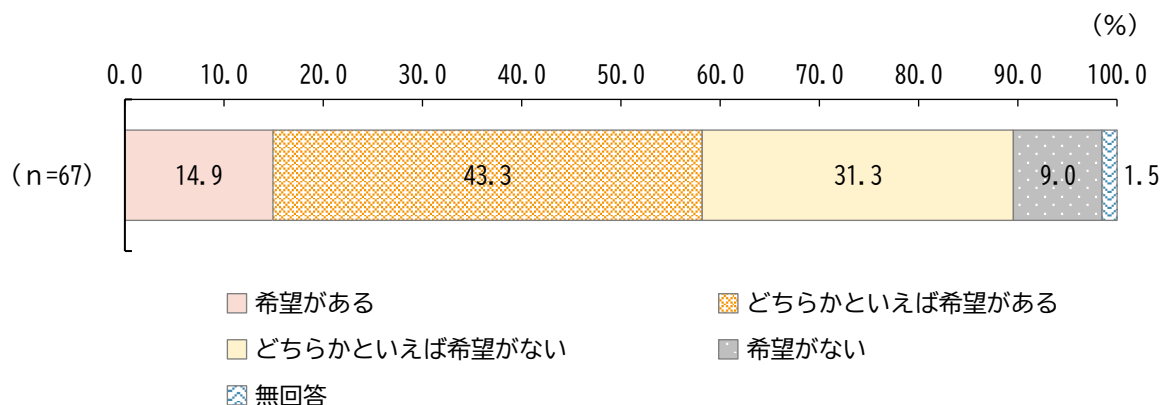
⑨社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験【1つ選択】

「どちらかといえば、あった(ある)」が 32.8%と最も高く、次いで「今までに経験があった(または、現在ある)」「ない」がともに 23.9%、「どちらかといえば、ない」が 19.4%となっています。



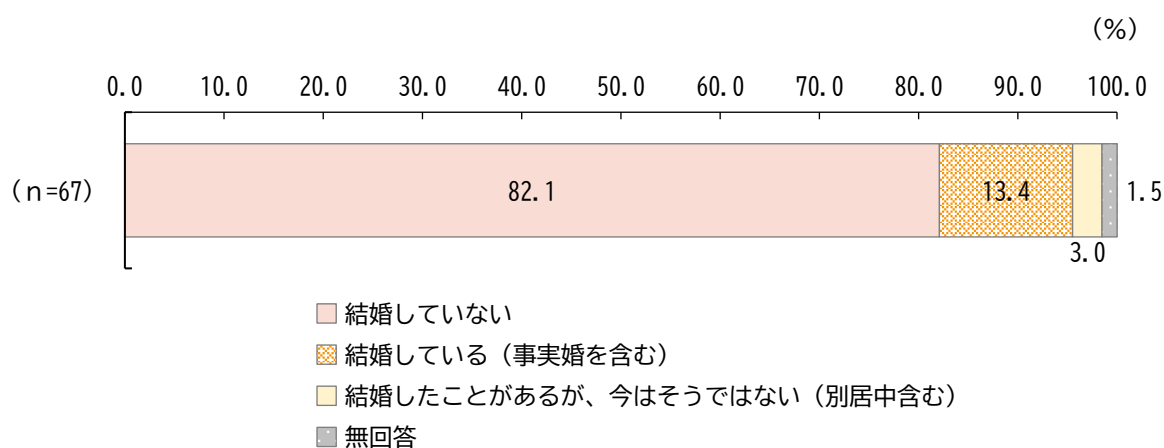
⑩将来への明るい希望の有無【1つ選択】

「どちらかといえば希望がある」が43.3%と最も高く、次いで「どちらかといえば希望がない」が31.3%、「希望がある」が14.9%となっています。



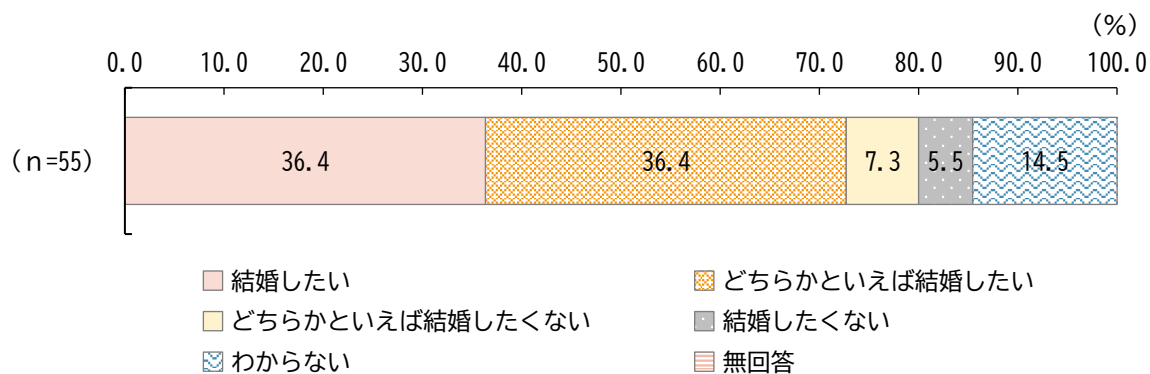
⑪結婚の状況【1つ選択】

「結婚していない」が82.1%と最も高く、次いで「結婚している（事実婚を含む）」が13.4%、「結婚したことがあるが、今はそうではない（別居中含む）」が3.0%となっています。



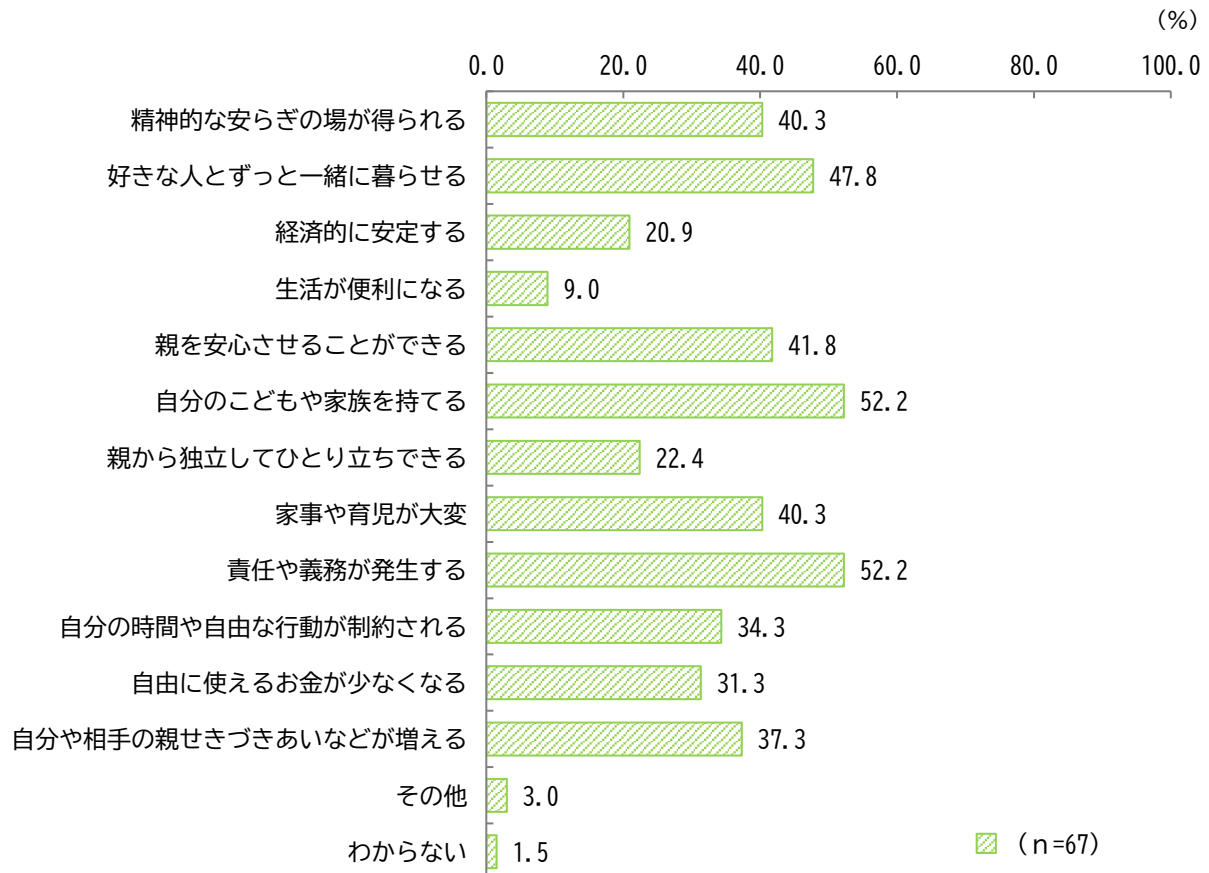
⑫結婚の希望【1つ選択】

「結婚したい」「どちらかといえば結婚したい」がともに36.4%と最も高く、次いで「わからない」が14.5%、「どちらかといえば結婚したくない」が7.3%となっています。



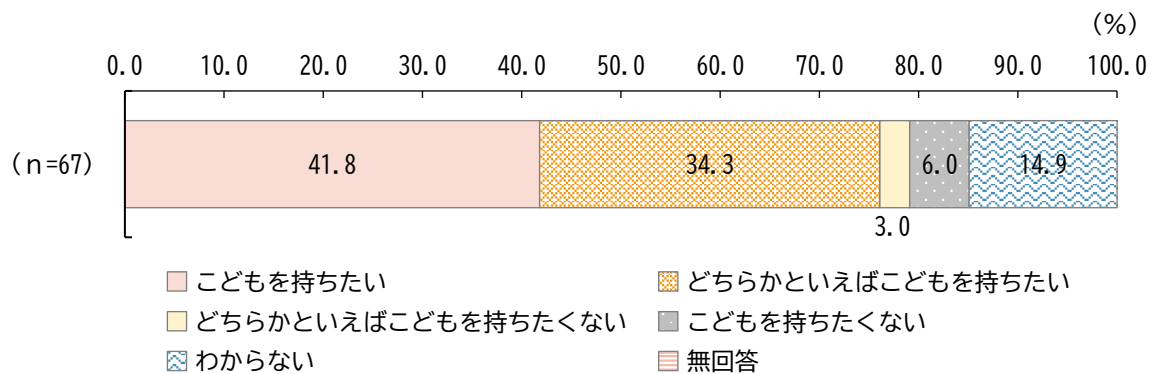
⑬結婚に対する考え【全て選択】

「自分の子どもや家族を持てる」「責任や義務が発生する」がともに 52.2%と最も高く、次いで「好きな人とずっと一緒に暮らせる」が 47.8%、「親を安心させることができる」が 41.8%となっています。



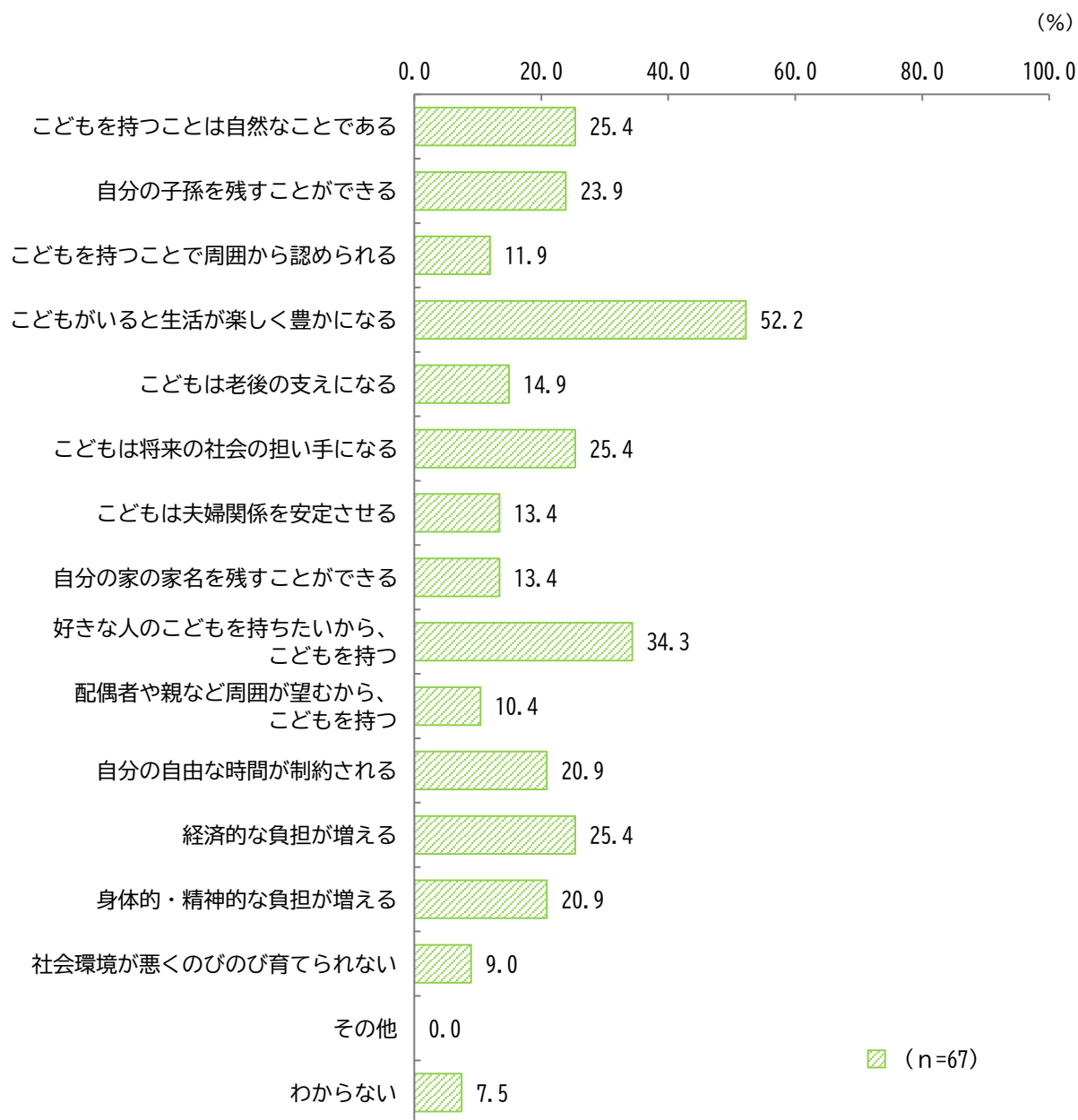
⑭子どもを持つことについて【1つ選択】

「子どもを持ちたい」が 41.8%と最も高く、次いで「どちらかといえば子どもを持ちたい」が 34.3%、「わからない」が 14.9%となっています。



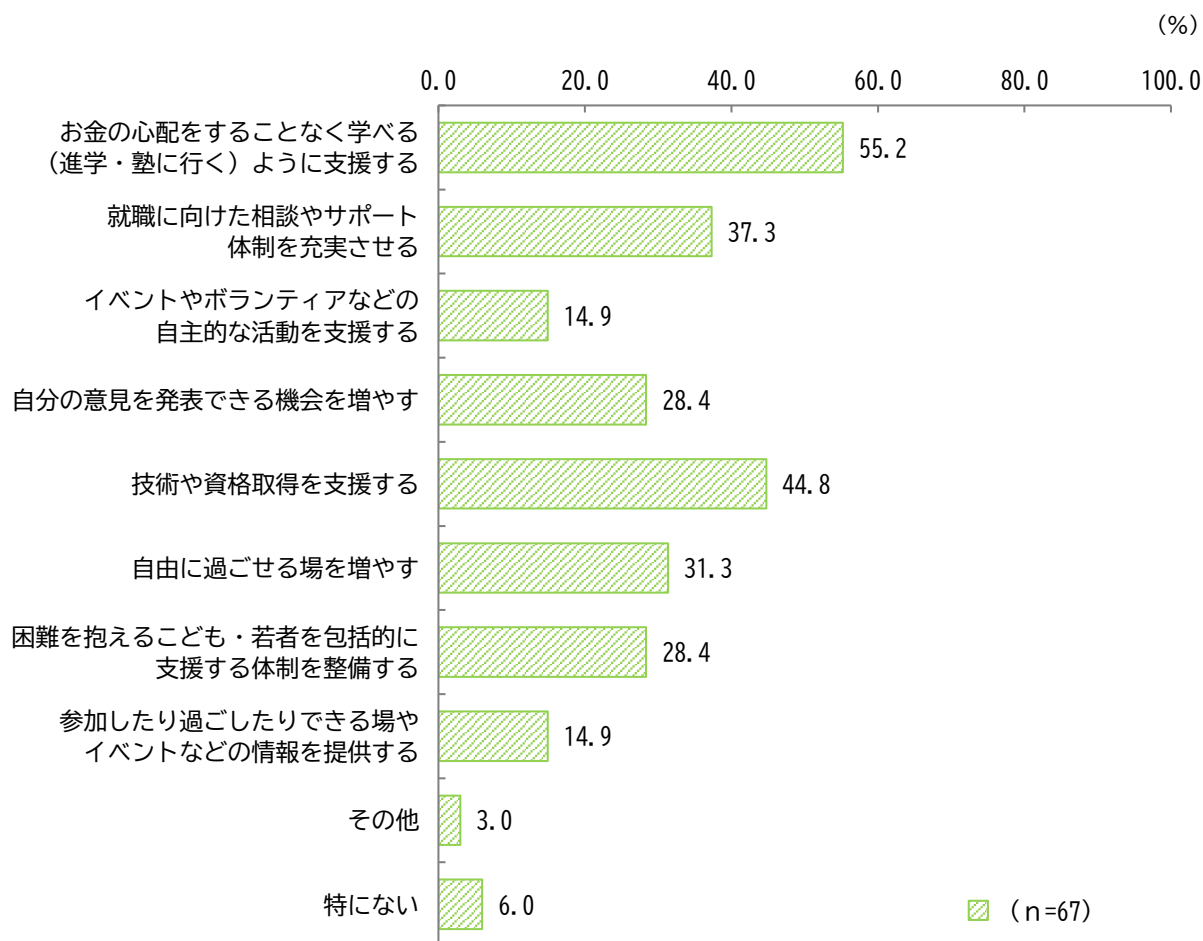
⑮子どもを持つことへの考え【全て選択】

「こどもがいと生活が楽しく豊かになる」が 52.2%と最も高く、次いで「好きな人のこどもを持ちたいから、こどもを持つ」が 34.3%、「こどもを持つことは自然なことである」「こどもは将来の社会の担い手になる」「経済的な負担が増える」がいずれも 25.4%となっています。



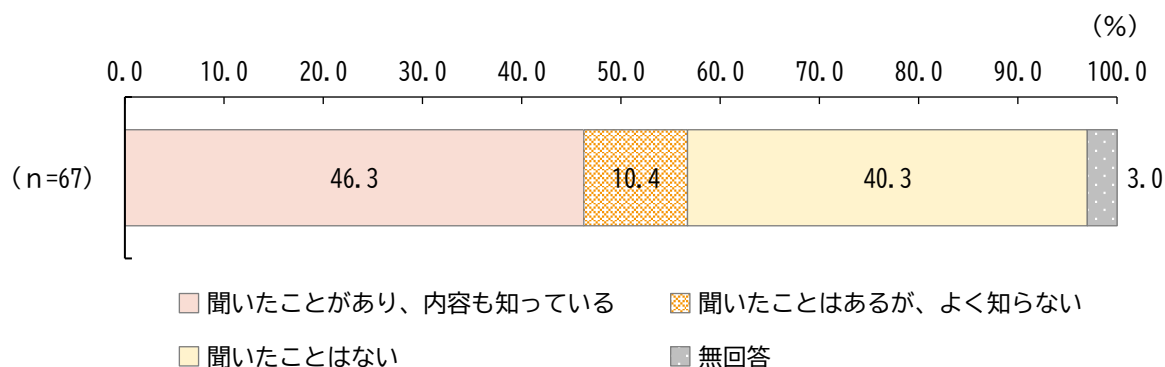
⑩子ども・若者のために必要な取組【全て選択】

「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する」が 55.2%と最も高く、次いで「技術や資格取得を支援する」が 44.8%、「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」が 37.3%となっています。



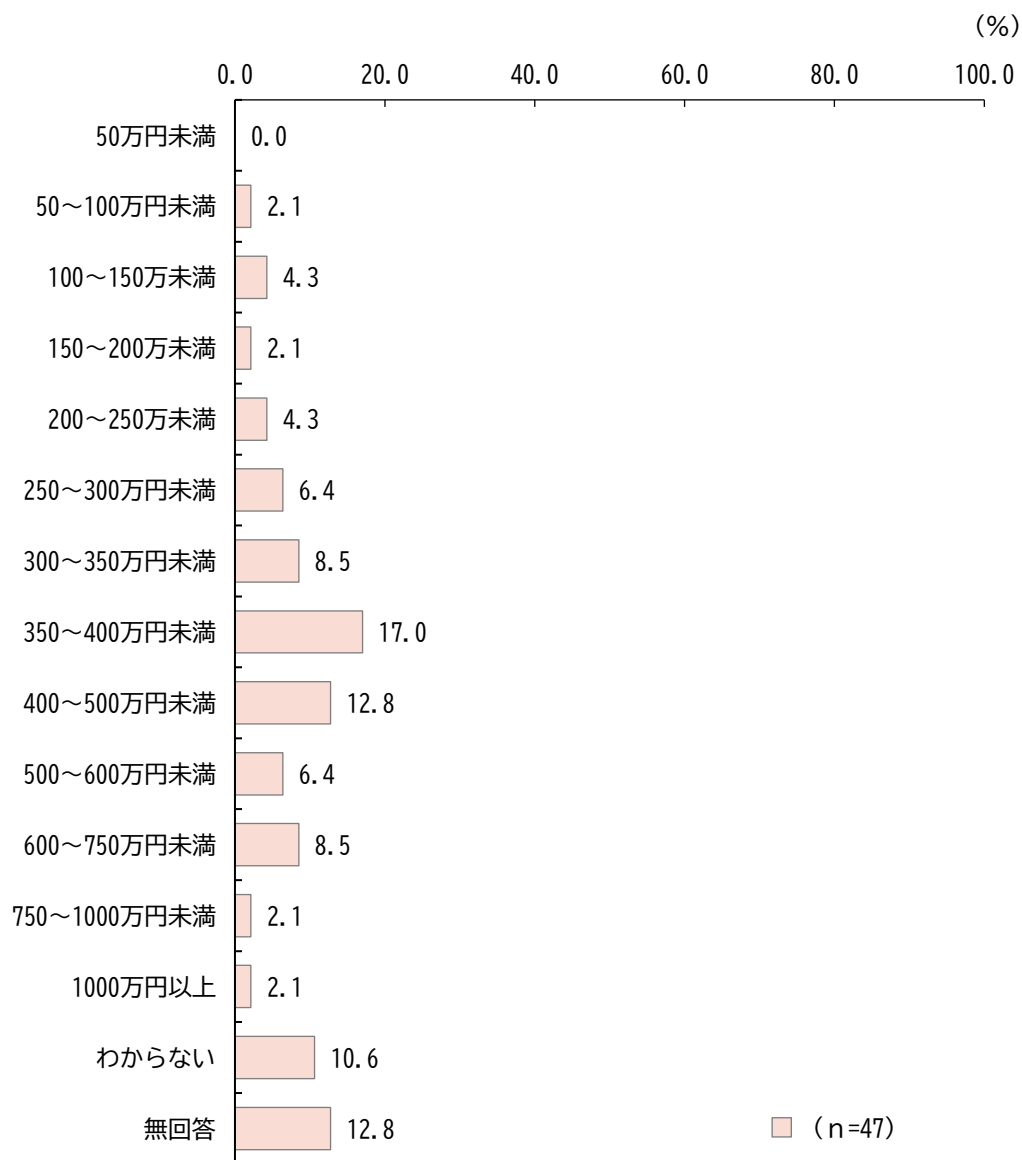
⑪「ヤングケアラー」という言葉の認知度【1つ選択】

「聞いたことがあり、内容も知っている」が 46.3%と最も高く、次いで「聞いたことはない」が 40.3%、「聞いたことはあるが、よく知らない」が 10.4%となっています。



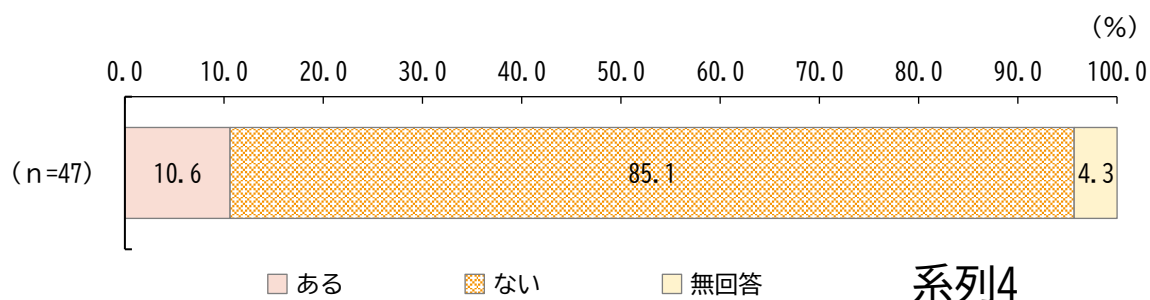
(3)こども生活に関する実態調査
【小学生・中学生の保護者調査結果】
①世帯の年収【1つ選択】

「350～400 万円未満」が 17.0%と最も高く、次いで「400～500 万円未満」が 12.8%、「わからない」が 10.6%となっています。



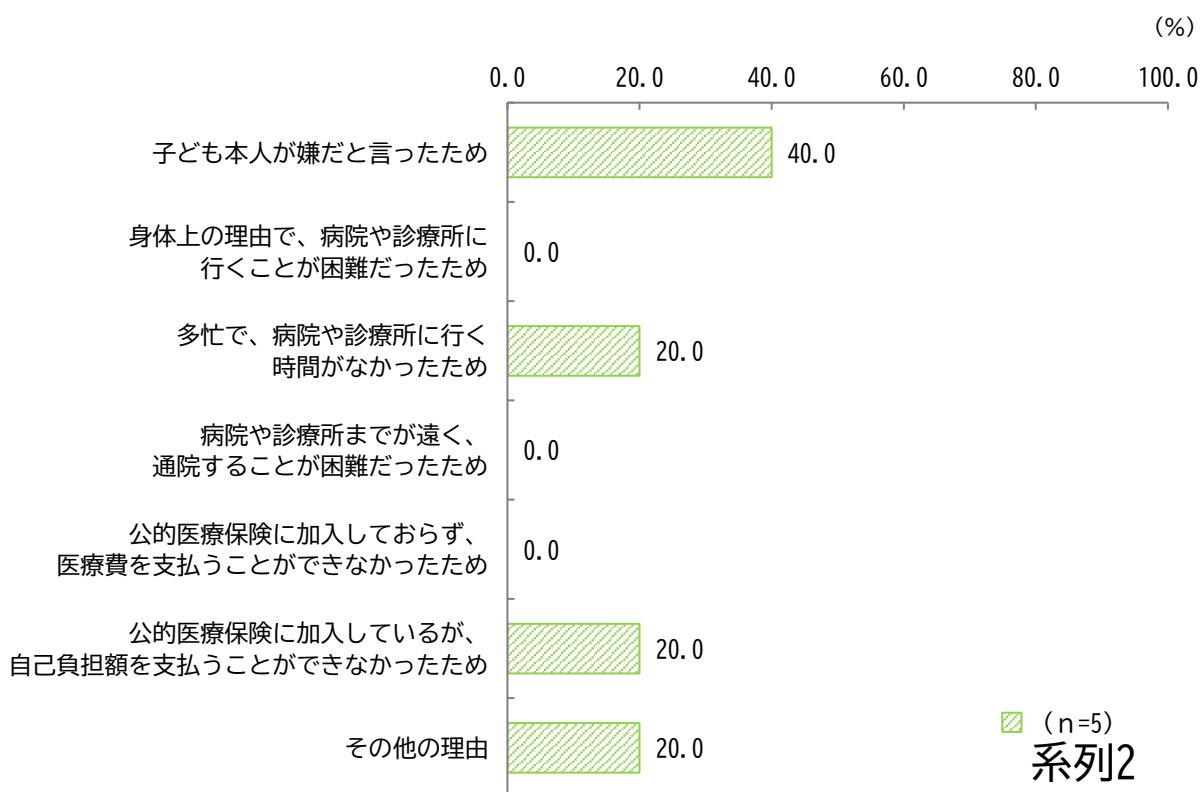
②病院や診療所を受診しなかった経験【1つ選択】

「ある」が10.6%、「ない」が85.1%となっています。



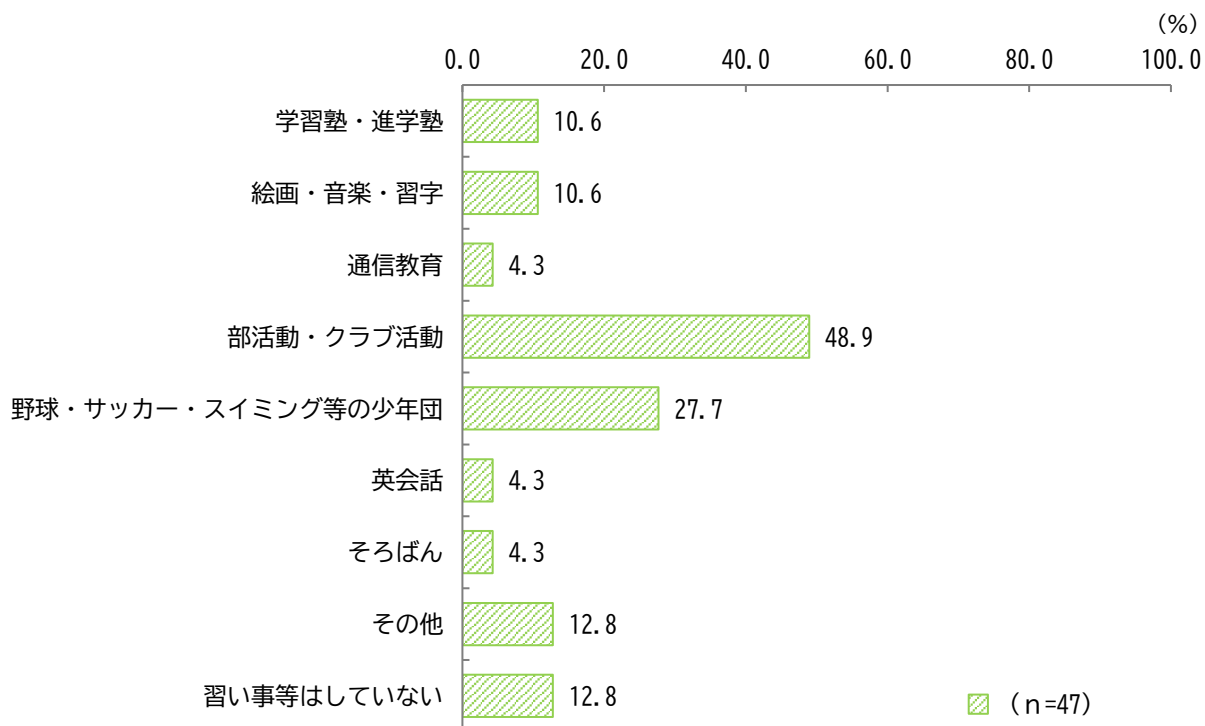
③受診しなかった理由【全て選択】

「子ども本人が嫌だと言ったため」が40.0%と最も高く、次いで「多忙で、病院や診療所に行く時間がなかったため」「公的医療保険に加入しているが、自己負担額を支払うことができなかったため」「その他の理由」がいずれも20.0%となっています。



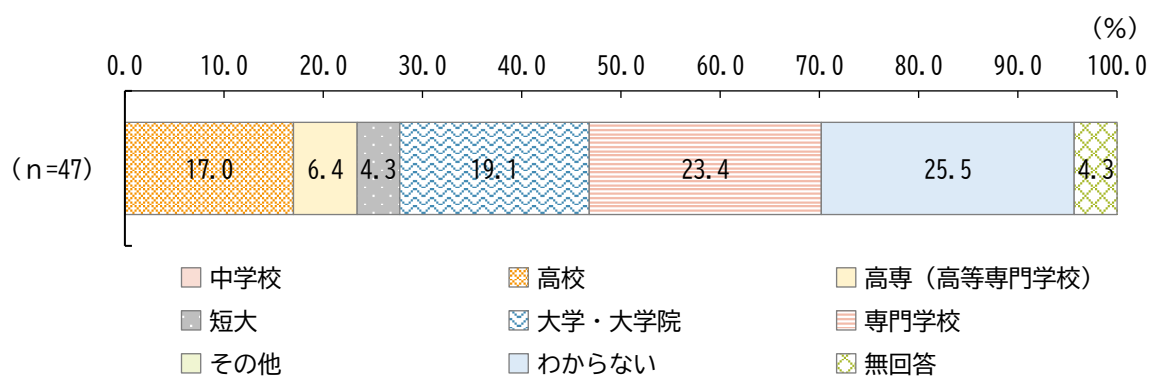
④子どもの習い事等の状況【全て選択】

「部活動・クラブ活動」が48.9%と最も高く、次いで「野球・サッカー・スイミング等の少年団」が27.7%、「その他」「習い事等はしていない」がともに12.8%となっています。



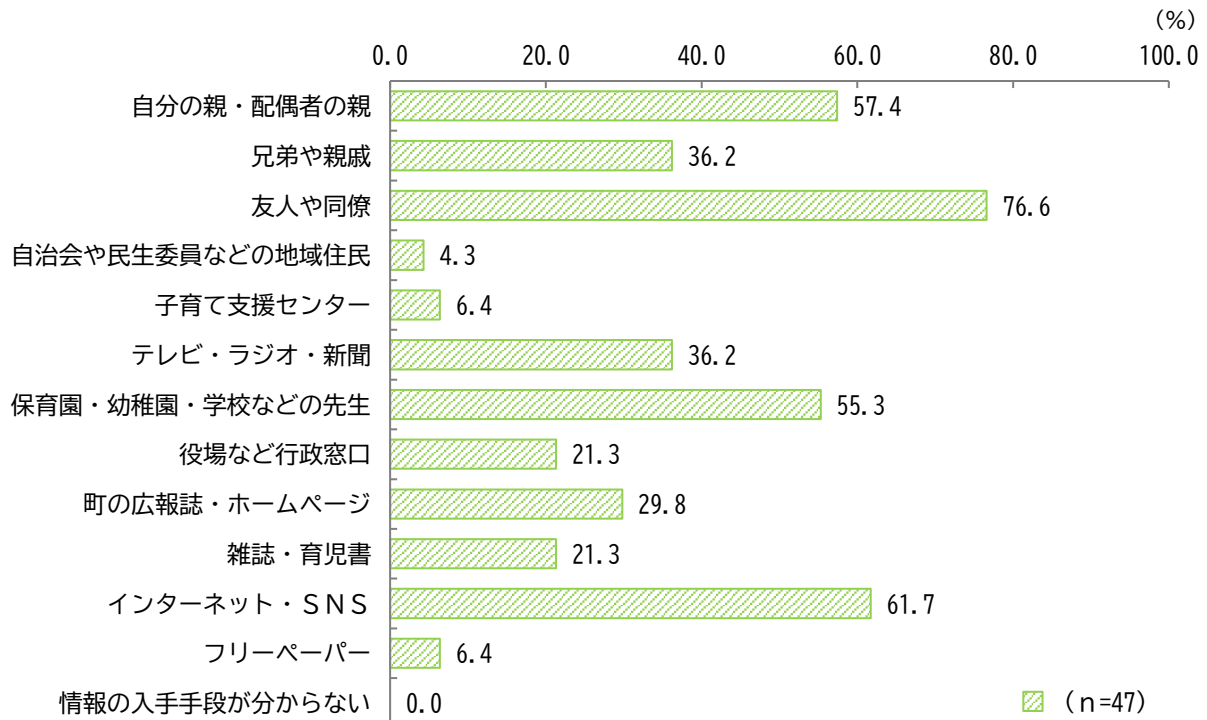
⑤子どもに希望する進学先【1つ選択】

「わからない」が25.5%と最も高く、次いで「専門学校」が23.4%、「大学・大学院」が19.1%となっています。



⑥子育てに関する情報の入手先【全て選択】

「友人や同僚」が 76.6%と最も高く、次いで「インターネット・SNS」が 61.7%、「自分の親・配偶者の親」が 57.4%となっています。



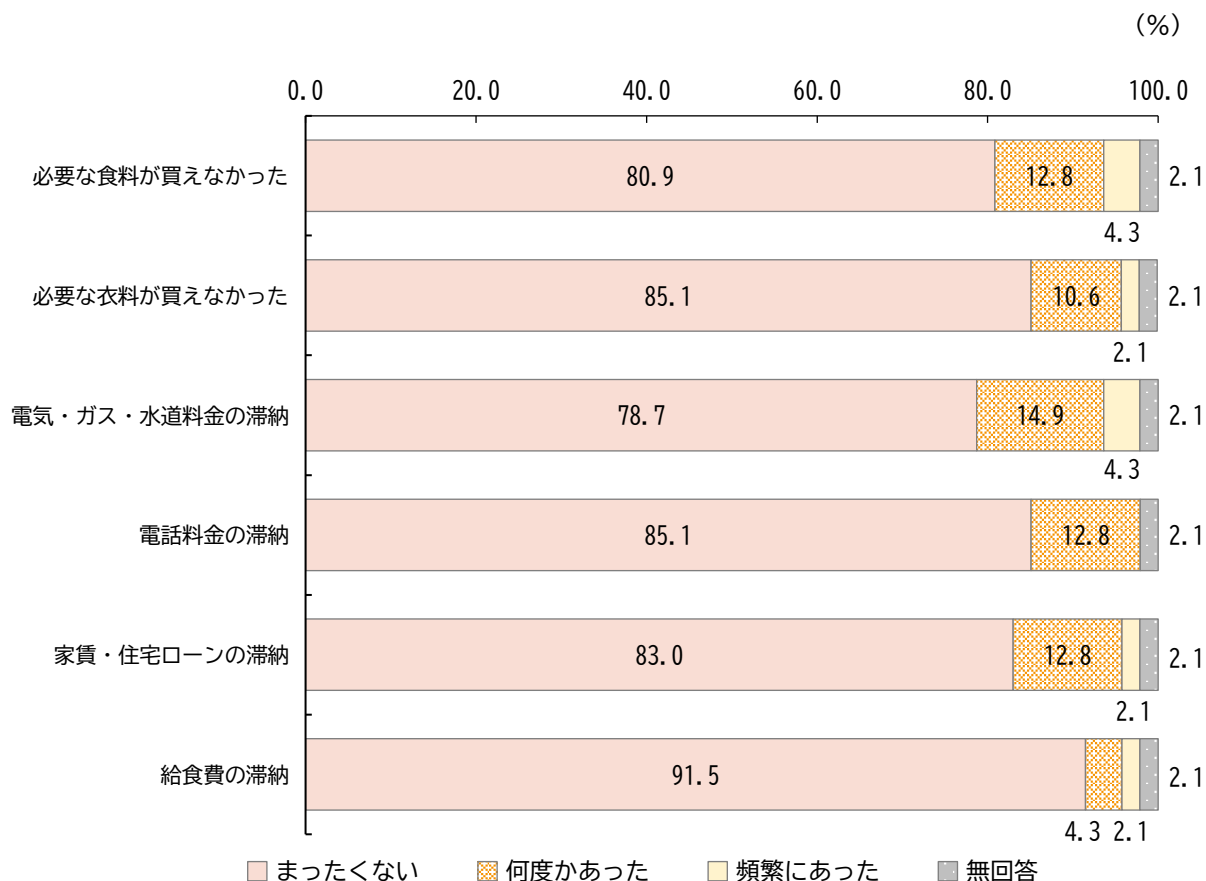
⑦子育てに関する悩み【全て選択】

「学習・進路について」が 40.4%と最も高く、次いで「しつけや生活習慣について」が 34.0%「特に悩みはない」が 23.4%となっています。



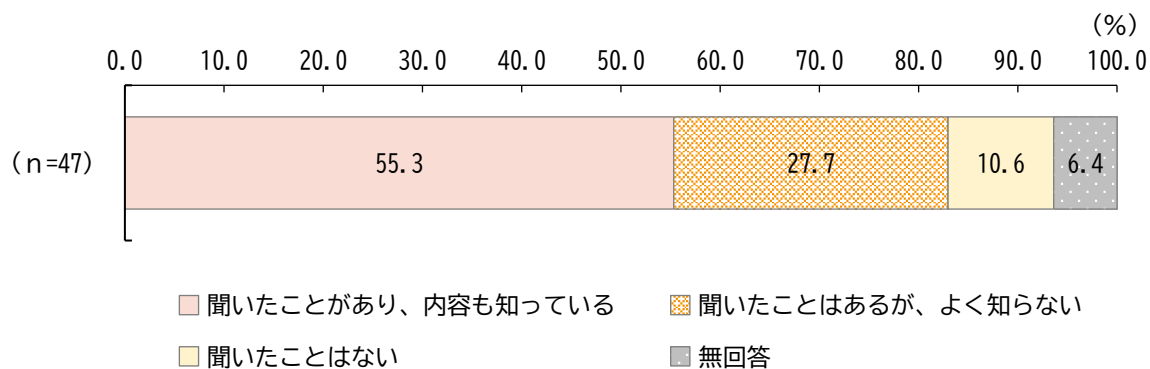
⑧経済的な理由による経験【1つ選択】

「まったくない」に対する回答の割合は、「給食費の滞納」が9割台、「必要な食料が買えなかった」「必要な衣料が買えなかった」「電話料金の滞納」「家賃・住宅ローンの滞納」が8割台、「電気・ガス・水道料金の滞納」が7割台となっていますが、ほとんどの項目で、「頻繁にあった」に対する回答も一定数みられる状況です。



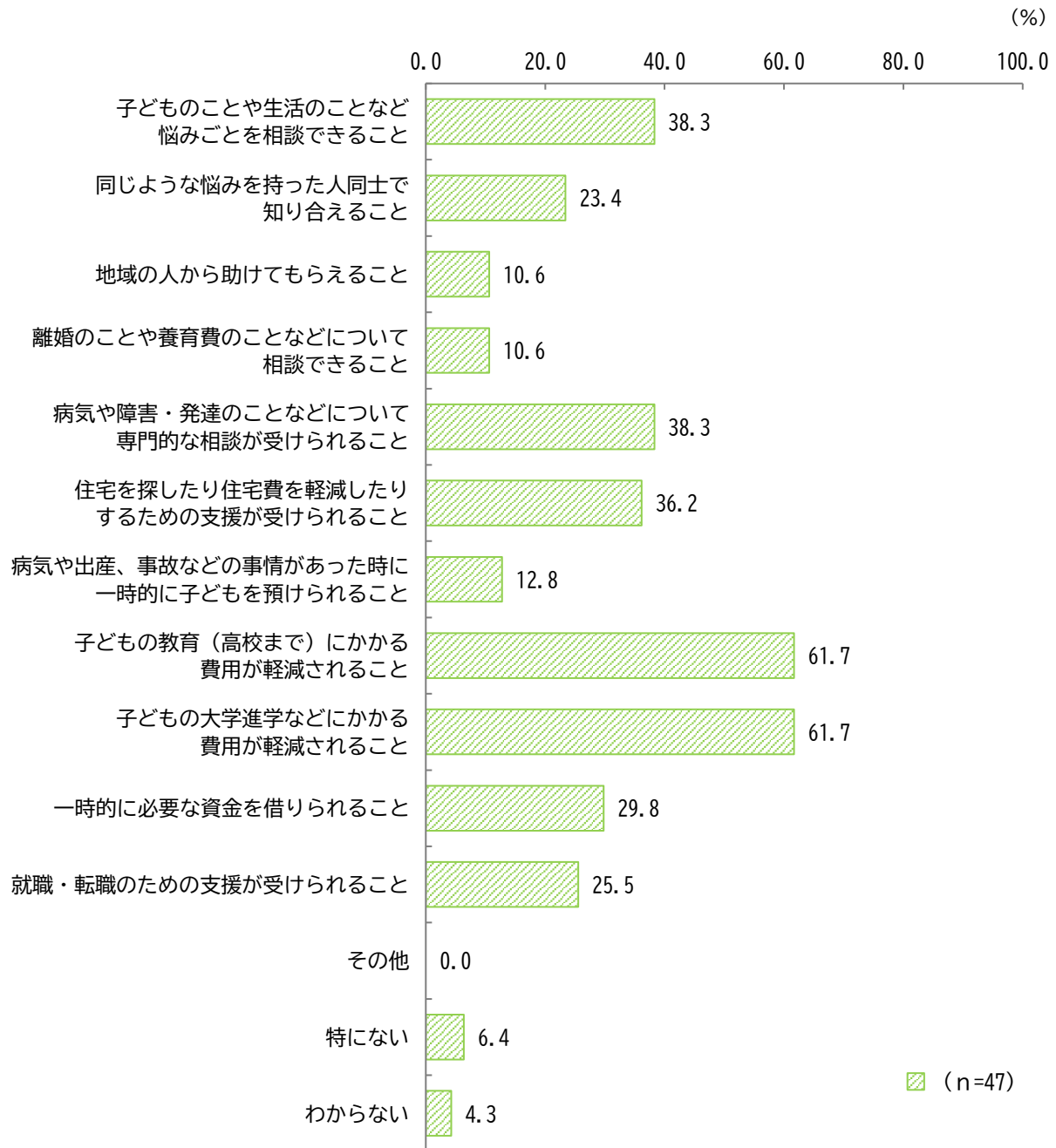
⑨「ヤングケアラー」という言葉の認知度【1つ選択】

「聞いたことがあり、内容も知っている」が 55.3%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、よく知らない」が 27.7%、「聞いたことはない」が 10.6%となっています。



⑩重要だと思う支援策【全て選択】

「子どもの教育（高校まで）にかかる費用が軽減されること」「子どもの大学進学などにかかる費用が軽減されること」がともに 61.7%と最も高く、次いで「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」「病気や障害・発達のことなどについて専門的な相談が受けられること」がともに 38.3%、「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」が 36.2%となっています。



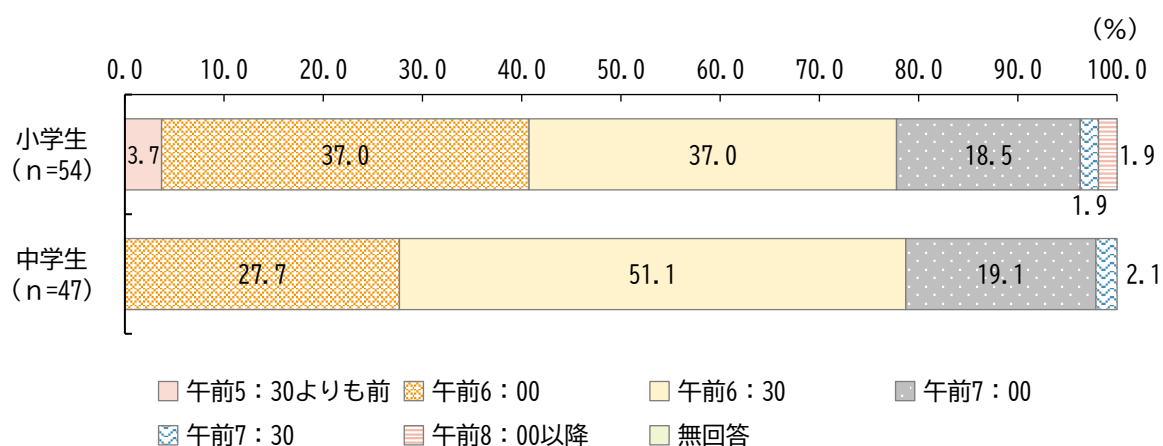
【小学生・中学生調査結果】

①平日の起床時間と就寝時間【1つ選択】

【起床時間】

小学生では「午前 6:00」「午前 6:30」がともに 37.0%と最も高く、次いで「午前 7:00」が 18.5%、「午前 5:30 よりも前」が 3.7%となっています。

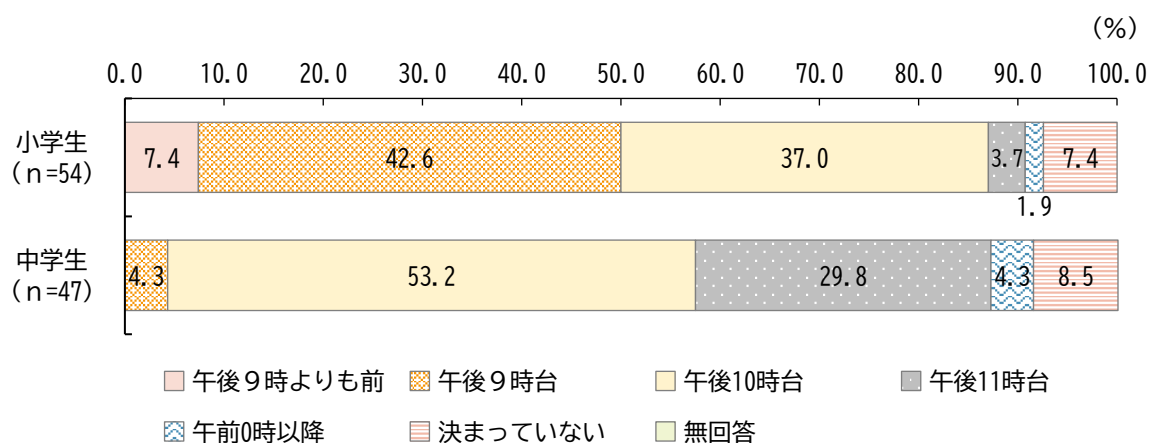
中学生では「午前 6:30」が 51.1%と最も高く、次いで「午前 6:00」が 27.7%、「午前 7:00」が 19.1%となっています。



【就寝時間】

小学生では「午後9時台」が 42.6%と最も高く、次いで「午後10時台」が 37.0%、「午後9時よりも前」「決まっていない」がともに 7.4%となっています。

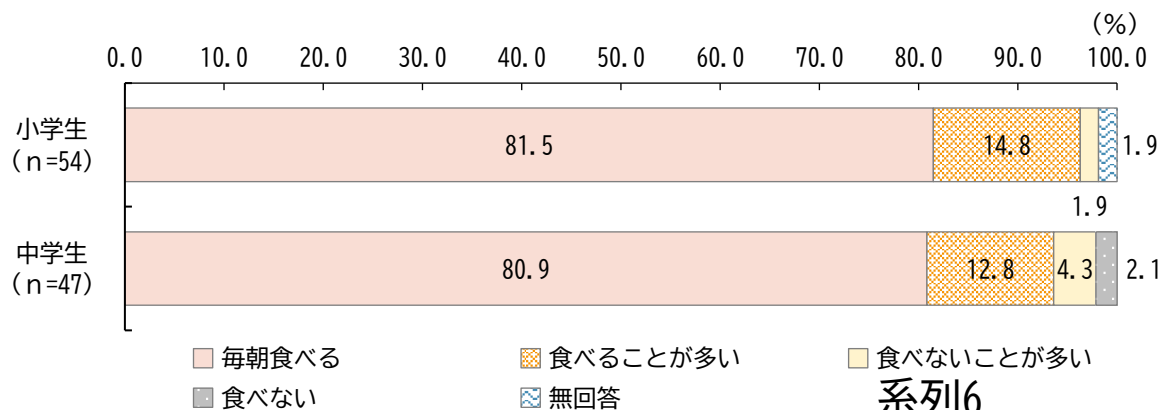
中学生では「午後10時台」が 53.2%と最も高く、次いで「午後11時台」が 29.8%、「決まっていない」が 8.5%となっています。



②朝食の摂取状況【1つ選択】

小学生では「毎朝食べる」が 81.5%と最も高く、次いで「食べることが多い」が 14.8%、「食べないことが多い」が 1.9%となっています。

中学生では「毎朝食べる」が 80.9%と最も高く、次いで「食べることが多い」が 12.8%、「食べないことが多い」が 4.3%となっています。

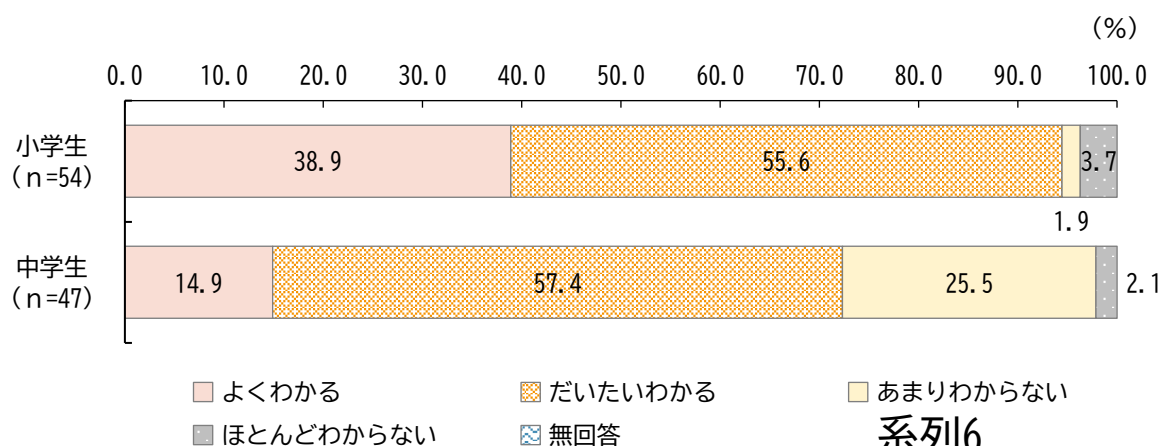


系列6

③学校の勉強の理解度【1つ選択】

小学生では「だいたいわかる」が 55.6%と最も高く、次いで「よくわかる」が 38.9%、「ほとんどわからない」が 3.7%となっています。

中学生では「だいたいわかる」が 57.4%と最も高く、次いで「あまりわからない」が 25.5%、「よくわかる」が 14.9%となっています。

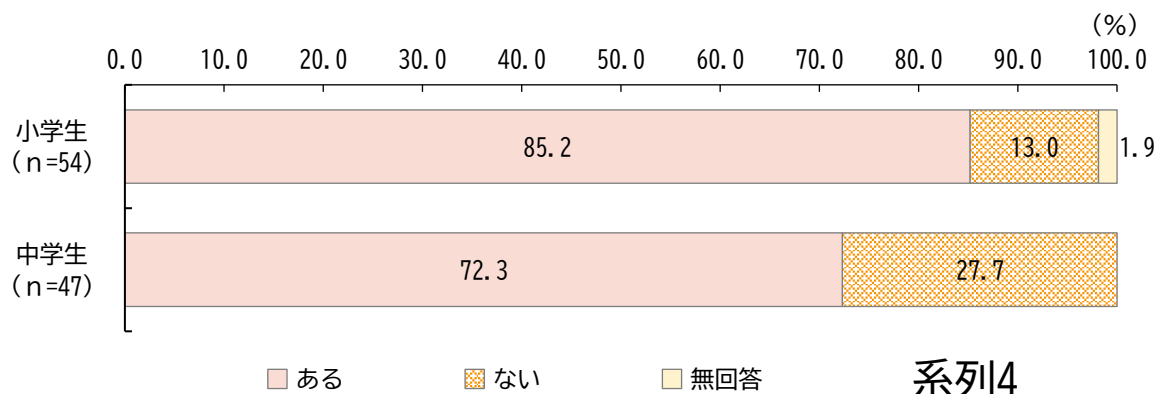


系列6

④将来の夢の有無【1つ選択】

小学生では「ある」が85.2%、「ない」が13.0%となっています。

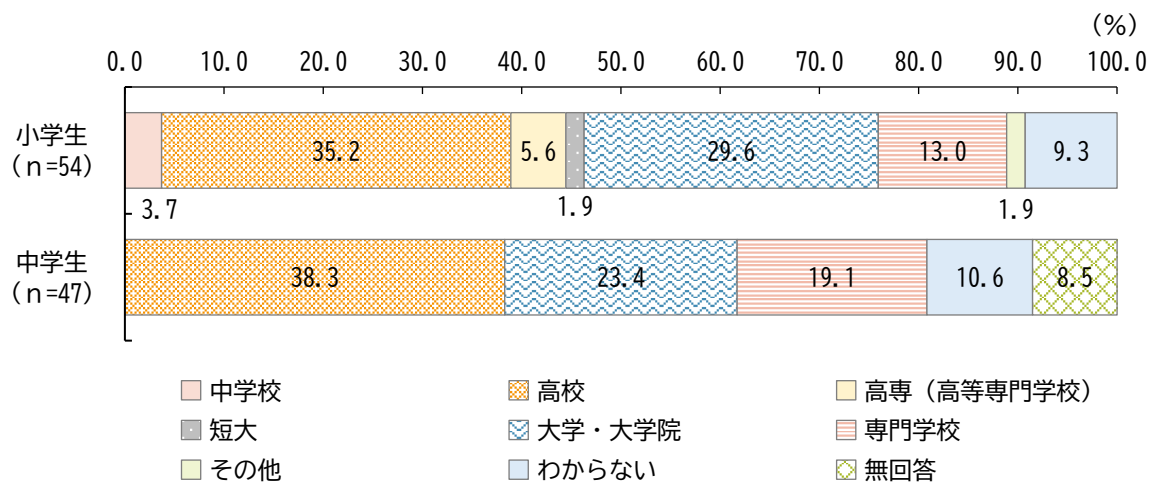
中学生では「ある」が72.3%、「ない」が27.7%となっています。



⑤希望する進学先【1つ選択】

小学生では「高校」が35.2%と最も高く、次いで「大学・大学院」が29.6%、「専門学校」が13.0%となっています。

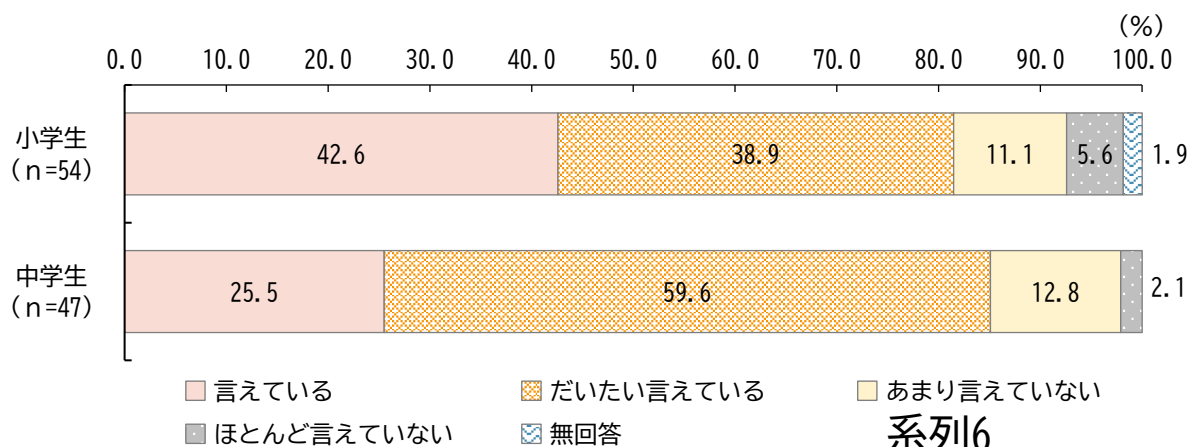
中学生では「高校」が38.3%と最も高く、次いで「大学・大学院」が23.4%、「専門学校」が19.1%となっています。



⑥大人に自分の気持ちや言いたいことを言えているか【1つ選択】

小学生では「言えている」が 42.6%と最も高く、次いで「だいたい言えている」が 38.9%、「あまり言えていない」が 11.1%となっています。

中学生では「だいたい言えている」が 59.6%と最も高く、次いで「言えている」が 25.5%、「あまり言えていない」が 12.8%となっています。

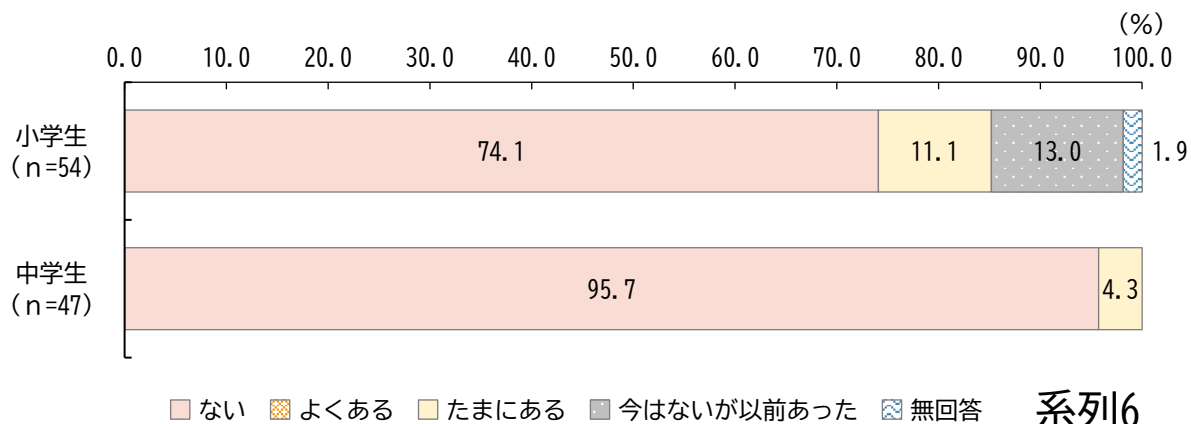


系列6

⑦大人から受けた暴力の経験【1つ選択】

小学生では「ない」が 74.1%と最も高く、次いで「今はないが以前あった」が 13.0%、「たまにある」が 11.1%となっています。

中学生では「ない」が 95.7%と最も高く、次いで「たまにある」が 4.3%となっています。

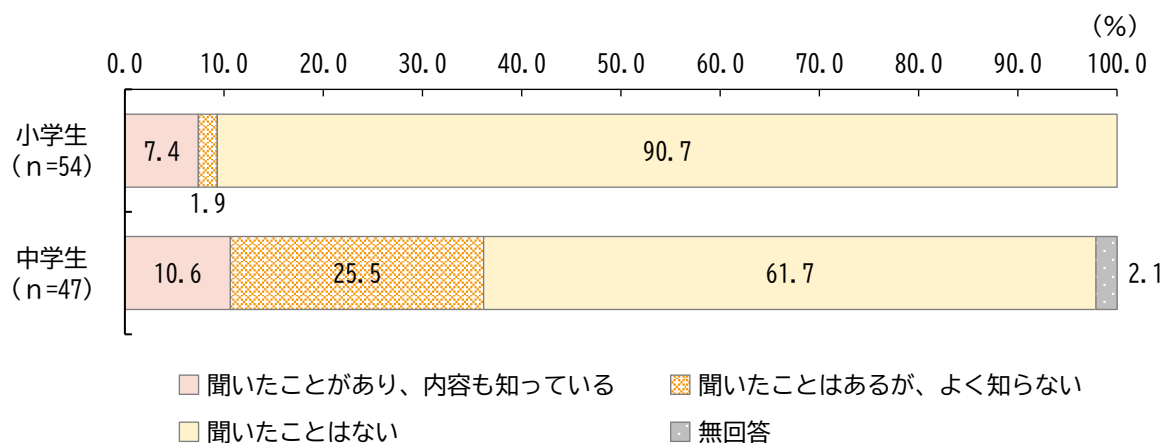


系列6

⑧「ヤングケアラー」という言葉の認知度【1つ選択】

小学生では「聞いたことはない」が 90.7%と最も高く、次いで「聞いたことがあり、内容も知っている」が 7.4%、「聞いたことはあるが、よく知らない」が 1.9%となっています。

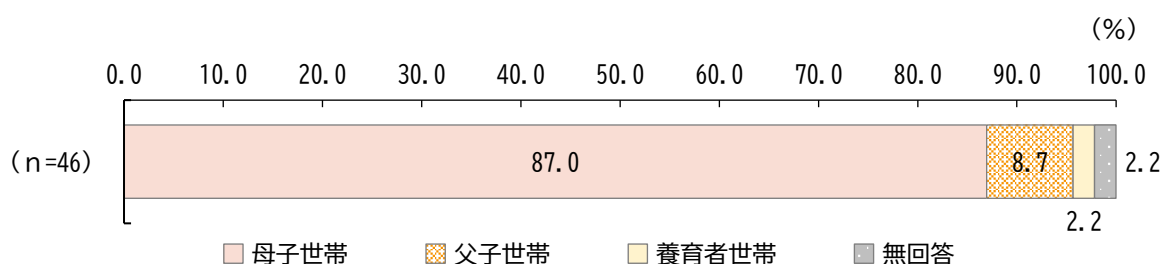
中学生では「聞いたことはない」が 61.7%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、よく知らない」が 25.5%、「聞いたことがあり、内容も知っている」が 10.6%となっています。



(4)ひとり親家庭の生活と意識に関する調査

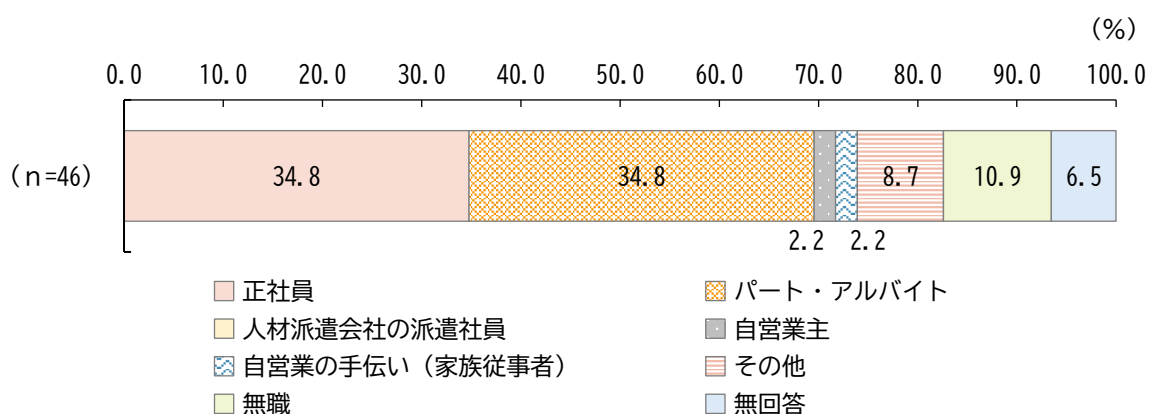
①世帯の種類【1つ選択】

「母子世帯」が 87.0%と最も高く、次いで「父子世帯」が 8.7%、「養育者世帯」が 2.2%となっています。



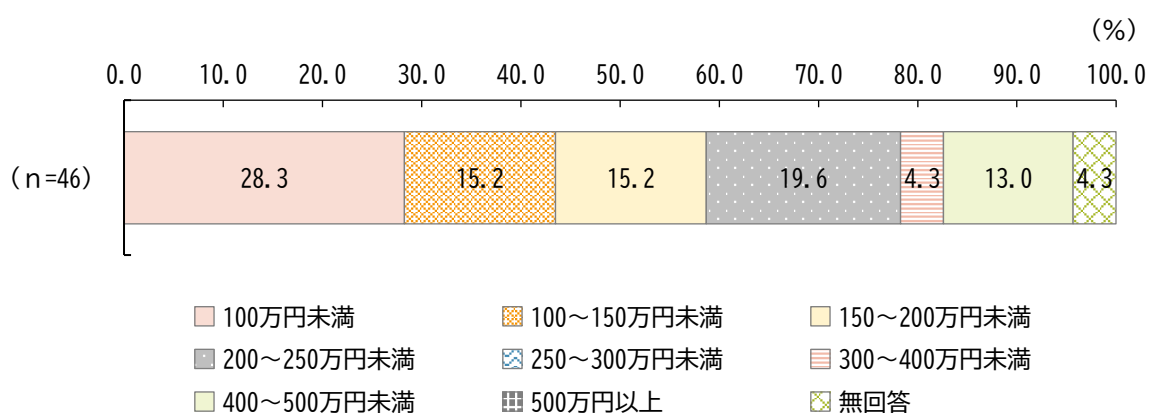
②就労の状況【1つ選択】

「正社員」「パート・アルバイト」がともに 34.8%と最も高く、次いで「無職」が 10.9%、「その他」が 8.7%となっています。



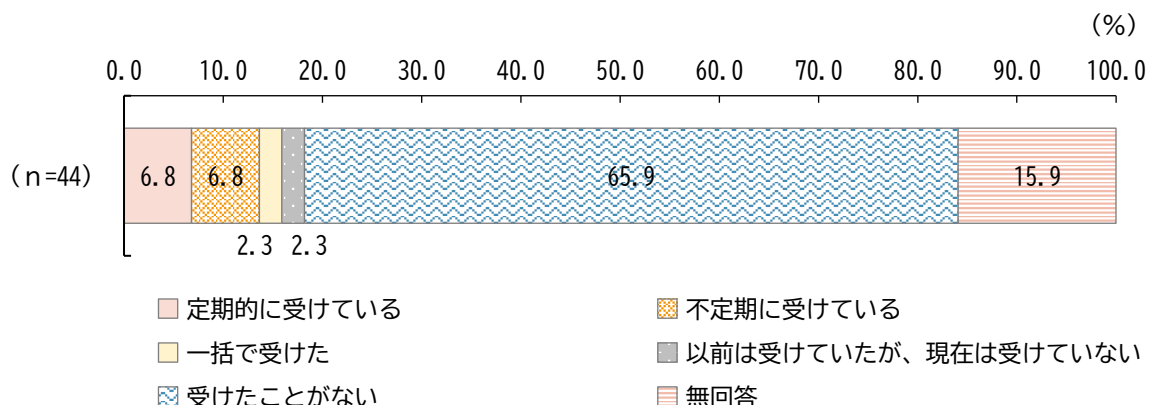
③収入の状況【1つ選択】

「100 万円未満」が 28.3%と最も高く、次いで「200～250 万円未満」が 19.6%、「100～150 万円未満」「150～200 万円未満」がともに 15.2%となっています。



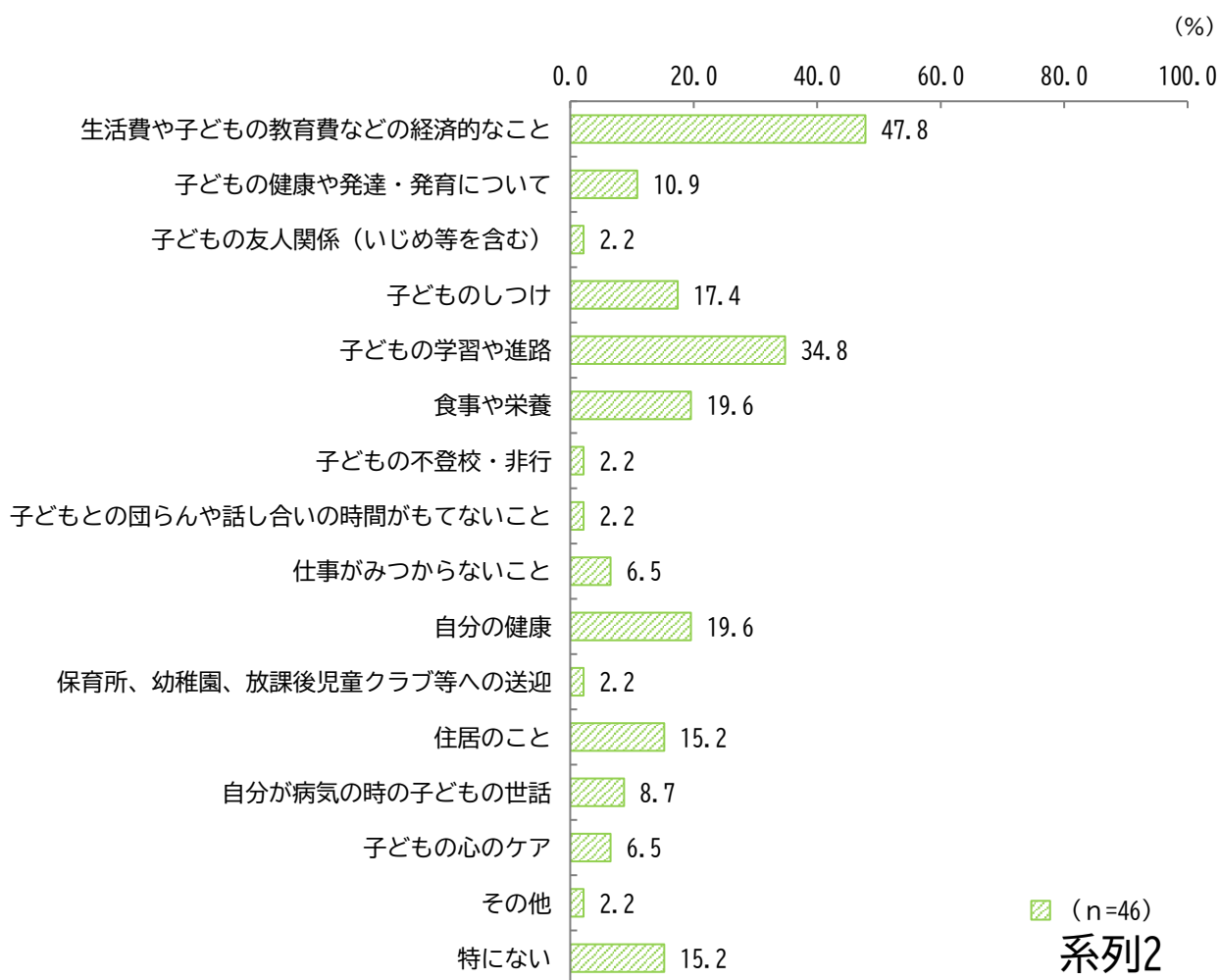
④こどもの養育費の状況【1つ選択】

「受けたことがない」が 65.9%と最も高く、次いで「定期的に受けている」「不定期に受けている」がともに 6.8%、「一括で受けた」「以前は受けていたが、現在は受けていない」がともに 2.3%となっています。



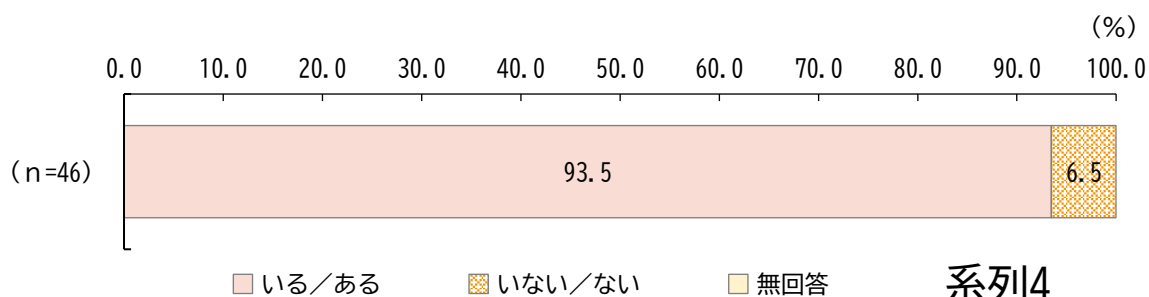
⑤日常的に困っていること【全て選択】

「生活費や子どもの教育費などの経済的なこと」が 47.8%と最も高く、次いで「子どもの学習や進路」が 34.8%、「食事や栄養」「自分の健康」がともに 19.6%となっています。



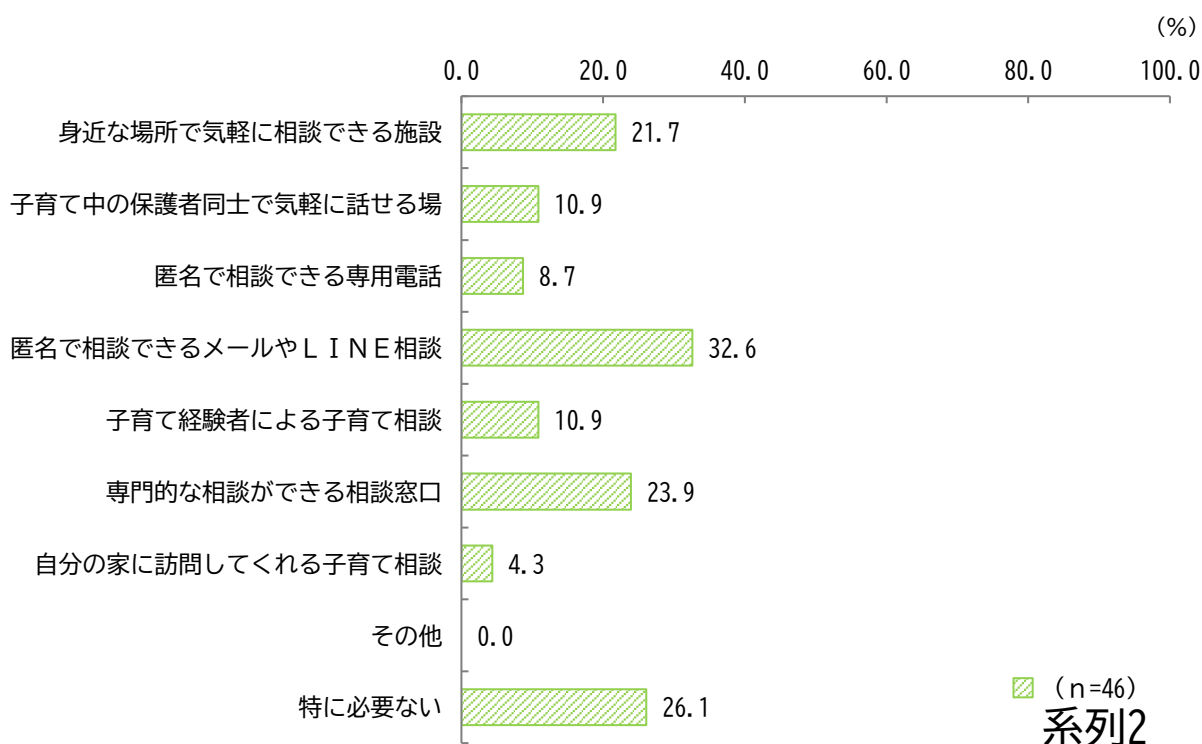
⑥子育てをする上で気軽に相談できる人・場所の有無【1つ選択】

「いる／ある」が93.5%、「いない／ない」が6.5%となっています。



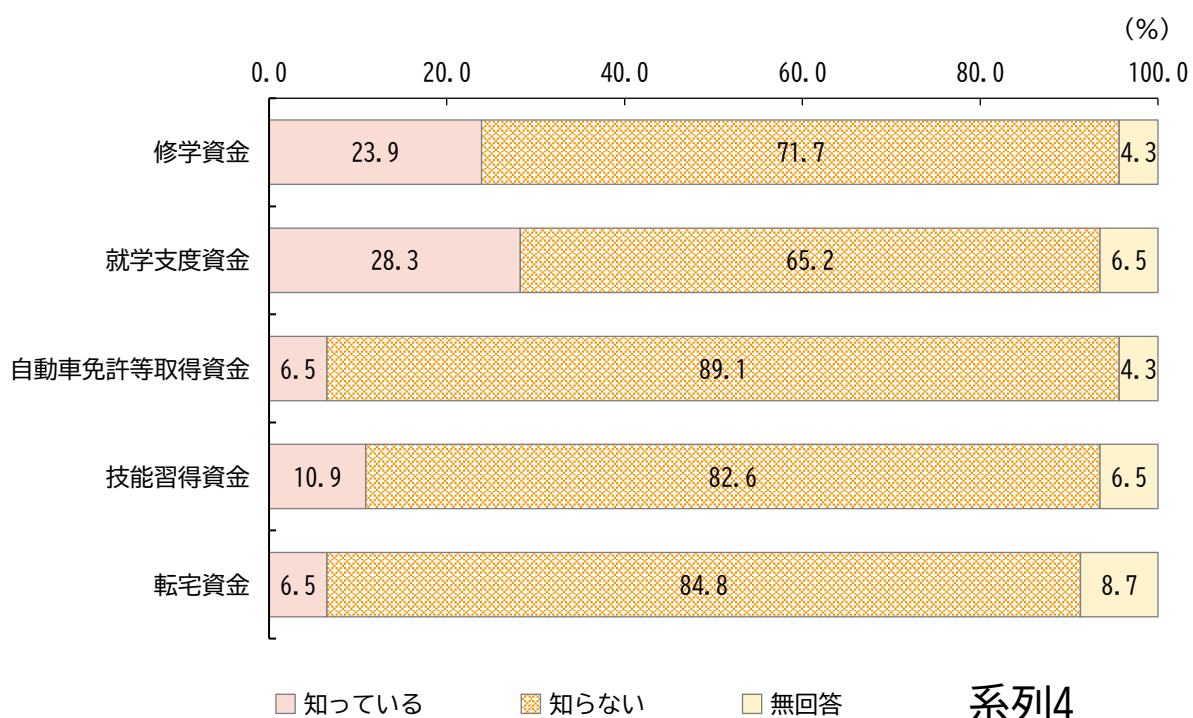
⑦子育てで不安や悩みを感じたときにあればよい(よかった)と思う相談先【全て選択】

「匿名で相談できるメールやLINE相談」が32.6%と最も高く、次いで「特に必要ない」が26.1%、「専門的な相談ができる相談窓口」が23.9%となっています。



⑧母子父子寡婦福祉資金貸付制度の認知度【1つ選択】

「知っている」に対する回答の割合は、「修学資金」「就学支度資金」が2割台となっているものの、他の項目は1割台以下となっており、全体的に認知度は低い状況です。



(5)こども未来会議

①天城町はこどもにやさしいまちなのか

3つのグループに分かれてワークショップを行いました。

【主な意見】

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| ・ こどもの話を聞いてくれる | ・ 優しく丁寧な言葉を言ってくれる |
| ・ 優しいあいさつをしてくれる | ・ 遊ぶところがたくさんある |
| ・ 地域の人が登校の時に見守ってくれる | ・ 公園が充実している |
| ・ 海の管理をしている | ・ とても優しい |
| ・ 修学旅行や宿泊学習が、毎回楽しいからやさしい | ・ イベントや行事がいっぱいある |
| ・ 町の人がお菓子や野菜をくれる | ・ いろんなお祭りがある |
| ・ 教科書や検定料が無償 | ・ 地域の人との交流が多くて楽しい |
| ・ 結の島 | |

②こどもにやさしいまちにするためにはどうしたらよいのか

3つのグループに分かれてワークショップを行いました。

【主な意見】

- | | |
|-------------------------------------|---------------------|
| ・ 広い人工芝のある公園が欲しい | ・ 秋利神の海を遊泳可能にして欲しい |
| ・ 子どもを蹴ったりたたいたりしないで欲しい | ・ こどもの言うことに耳を傾けて欲しい |
| ・ 洋服屋さんが欲しい | ・ みんなで遊べる場所が欲しい |
| ・ 本屋さんが欲しい | ・ プールができて欲しい |
| ・ ショッピングモールが欲しい | ・ 大きな病院を作って欲しい |
| ・ 津波タワーを作って欲しい | ・ 夏は熱中症対策で水を配って欲しい |
| ・ 野球やサッカーのできる広いスペースを増やして欲しい | |
| ・ 通学するときの教科書がとっても重いから、タブレットへ移行して欲しい | |

【意見を受けての方向性】

子ども・若者は、社会の希望、未来を担う存在です。個性が認められ安心できる環境で、様々な学習や体験を通して成長できるよう取り組むとともに、こどもの気持ちを受け止めることができ、時間や気持ちにゆとりを持って子育てできる支援を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるよう取り組みます。

(6)高校生・若者を対象とした意見募集

①どういった場所があれば若者が地域でいきいきと活躍できると思うか

【高校生】

- ・友達と気軽に遊びに行ける場所（娯楽施設など）
- ・いつでも勉強ができる場所
- ・ショッピングモール
- ・スポーツができる場所
- ・勉強や友達と話せる気楽にまったりできるカフェ
- ・自由に使えるフリースペース
- ・都会で人気の店舗を建設する
- ・働く場所
- ・国際交流や文化交流
- ・相談場所

【若者】

- ・ダーツなど若者が気楽で楽しめる店
- ・BAR
- ・楽しいイベントやフェスをする
- ・青年団活動の活性化
- ・安定して働ける職場の確保
- ・スポーツができる環境（夜間でも気軽に使用できる場所）
- ・各集落にフリースペースを設け、若い世代が夢中になっていけることができる場所を確保する

②若い世代同士の出会いや交流の現状とどのような取組があればよいか

【イメージ】

- ・交流の場が少ない
- ・出会いの場所がない
- ・若い世代が少ない
- ・地域コミュニティ(既存)を探すことが難しい

【取組】

- ・若者が集まる、食事ができるところを増やす
- ・同年代が集まれるイベントの開催
- ・相席屋、合コン
- ・いろいろなジャンルの娯楽施設

【取組】

- ・町内の若者でグループチャットをつくり、イベントを企画、立案、実行をする
- ・働く場所を増やし、若者の島外流出を防ぐ
- ・一人暮らし用のアパート建設(家賃格安)

③結婚や子育てについてどんなイメージをもっているか。結婚や子育て支援策に必要なものは何か

【イメージ】

- ・金銭面が不安
- ・非協力的なパートナーが多い
- ・育休、産休をとることに後ろめたさがある
- ・家探しが大変そう
- ・いつでも子どもと遊べる場所(室内)が少ない
- ・島は子育てしやすそう

【取組】

- ・子育てに関する費用の軽減化
- ・セミナーなどを開催し、参加者特典をつけ、参加者を増やす
- ・労働環境の整備
- ・住宅の整備
- ・室内の遊び場をつくる

【取組】

- ・子育てに関する助成金の案内や情報が目に入る場が増えるといい
- ・育児は大変そうなので保育サービスや預かり場所などを増やす

第3章 計画の基本的な考え方

1 めざす姿

核家族化や就業する女性の増加、地域連帯の希薄化などにより家庭や地域においてこどもを養育する機能の低下が懸念されています。また、少子化に伴いこども同士のふれあいの機会も減少しています。こうした環境の変化は、こどもの健やかな成長に大きな影響を与えると推測されます。更に、家庭や地域社会における子育ての孤立化、価値観の多様化が進み個人の生き方も複雑化しており、子育てに意義を感じこどもを生み育てたいと思う気持ちを誰もが率直に持つことは難しくなってきました。

このような状況の中、保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本的な認識の下に、行政のみならず、家庭や地域、関係機関・団体、職場など、こどもと子育て家庭を取り巻く社会全体が子育てについて理解を深め、こどもを未来の希望と捉えることが必要です。

本計画では、これまでの事業計画で目指してきた「社会全体で取り組む子育て支援」の方向性を継承し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と業務の円滑な実施を図り、こどもが一人ひとり健やかに成長することができる社会の実現を図るため、次の基本理念を定めます。

2 基本理念

「天城町こども計画」の策定にあたっては、本町における「こども施策」を示すとともに、こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえた実効性のある計画とするために、計画の対象となるこども・若者や子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させていきます。

第1期、第2期子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策行動計画においては、結婚や出産、仕事に楽しみや希望を感じながら安心して生活ができる地域社会を築いていくとともに、生まれてくるこどもたちが家庭や地域に心から祝福され、すべての人が子育てを通じて喜びに満ちた生活を送ることができるまちを目指し、「こどもが 親が 地域が育つ ゆいの里」を基本理念としていますが、この「基本理念」は本町におけるこどもの育ちや子育てを支援・応援するうえにおいては普遍的なものであるため、今回策定する「第1期こども計画」においてもこの理念を継承し、次に掲げる基本的な方針及び基本目標のもとで施策を推進していきます。

こどもが 親が 地域が育つ ゆいの里

3 基本目標

基本理念を実現するため、以下の4つの基本目標のもとに本計画を推進します。

基本目標1 こども・若者の権利と安全を守る

こども・若者の権利について、その周知・啓発に努めるとともに、こども・若者自身がこどもの権利・人権に対する理解を深めることができるよう学習機会の充実を図るほか、こどもたちの安全が脅かされることのないよう関係機関との連携を図りながら、安心して生活できる環境づくりを推進します。

基本目標2 親と子の健康づくりに取り組む

安心して妊娠・出産できるよう正しい知識の普及や相談窓口の周知を図るとともに、出産後は母子ともに健やかに育まれるよう各種健康診査や保健指導を充実し、安心して子育てができるようサポートします。また、こどもの急な病気等に対応できるよう医療体制の確保に努めます。幼児期から学童期にかけては、こどもの心身の健全な発育・発達を促すところと体の健康づくり、食育や運動機会の充実を図ります。

基本目標3 こどもと子育て家庭を支える

働き方やライフスタイルが多様化するなかで、子育て家庭のニーズに沿った教育・保育施設の整備や多様な保育サービス、各種子育て支援サービスの充実を図ります。こどもの育ちを地域で見守り支える活動を支援する一方、困難を抱えるこどもや家庭の早期発見と適切な支援を図ります。

基本目標4 こども・若者を地域全体で育む

安心して過ごせる居場所の確保や多様な体験活動の提供など、こども・若者が健やかに成長できるよう支援するとともに、学校・家庭・地域の連携を推進し、地域コミュニティの核となる学校づくりや家庭の教育力の向上に努めます。また、子育てしながら働きやすい環境づくりを推進します。

4 施策体系

こどもが親が地域が育つゆいの里

基本目標1 こども・若者の 権利と安全を守る

基本方針	施策
1 こども・若者の権利擁護を重視した環境づくり	(1) こども・若者の権利の擁護 (2) こども・若者の意見の尊重や参画の促進 (3) 各種こども相談事業の充実 (4) こどものいじめ・虐待防止対策の拡充 (5) こども・若者のいのちを支える取組の推進 (6) ヤングケアラーへの支援
2 安全で生活しやすい環境づくり	(1) 安全な道路交通環境の整備 (2) 安全教育の推進 (3) こども・子育て支援機能強化に係る施設整備の推進 (4) 子育て世帯の住宅確保への支援

基本目標2 親と子の 健康づくりに 取り組む

1 妊娠・出産に関する支援と母子の健康づくり	(1) 乳幼児健診等の充実 (2) 妊娠期・産後の育児支援の充実 (3) 不妊治療に関する情報提供
2 こどもの健やかな成長の支援	(1) 健やかな身体づくりの推進 (2) 食育の推進 (3) 食事づくり等の体験活動 (4) 医療の充実

基本目標3 こどもと子育て 家庭を支える

1 子育て支援サービスの充実	(1) 保育所等の建て替え (2) 保育人材の確保と育成 (3) 良質な保育サービスの充実 (4) 各種子育て支援サービスの充実
2 子育て家庭と地域のつながり	(1) 子育て中の親子同士の交流や相談及び子育て情報の提供
3 困難を抱えるこどもや家庭への支援	(1) 生活困難を抱えるこども・家庭への支援 (2) ひとり親家庭の自立支援策の拡充 (3) 配慮が必要なこども(障がい児等)への支援

基本目標4 こども・若者を 地域全体で育む

1 こどもの居場所・体験機会の提供	(1) 放課後児童クラブの充実 (2) 不登校児への支援の充実 (3) こどもの居場所・遊び場づくり (4) こどもが成長できる場や機会の提供
2 家庭・学校・地域の連携の推進	(1) 地域住民との交流の促進
3 子育てしやすい就労環境づくり	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進 (2) 男性の育児参加の促進
4 若者の健全育成と自立支援	(1) 思春期のこどもに対する保健教育の推進 (2) 就労や職業を考える教育機会の提供 (3) 若者の独身者向け住宅の充実 (4) 若者の交流と活動の充実と結婚を希望する方への機会の提供 (5) 社会生活に困難を有する若者の早期発見と支援

第4章 こども・子育て施策の展開

基本目標1 こども・若者の権利と安全を守る

1. こども・若者の権利擁護を重視した環境づくり

【現状と課題】

- ◆令和5年4月1日に施行された「こども基本法」は国連による「児童の権利に関する条約」の4原則（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）を反映した内容となっています。
- ◆児童虐待については、平成 12 年の児童虐待防止法及び児童福祉法の累次の改正などにより充実が図られてきました。しかし、全国の児童相談所に寄せられている児童虐待に関する相談件数は、令和3年度は 20 万件を超えるなど増加が続いており、中でも児童虐待に関する通告件数が増加しています。
- ◆国においては平成 30 年 12 月の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき児童相談所及び市町村の体制強化を進めています。令和2年4月には、体罰禁止の法定化、児童相談所の強化、DV対策との連携強化などを内容とする「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉等の一部を改正する法律」が施行されています。
- ◆いじめ・体罰・児童虐待・性被害等こどもが被害者となる人権侵害の件数が全国的に増加しています。また近年、保護者の信仰に起因したこどもの悩みの解決に向けた取組や性的マイノリティに関する差別や偏見等、こども・若者を取り巻く新たな人権課題について周知を進める必要があります。
- ◆令和6年のこども・若者育成支援推進法改正により、日常的に家族の世話や介護を過度に担う「ヤングケアラー」への支援強化が盛り込まれ、国や地方自治体が 18 歳以上も含めたヤングケアラー支援に努めることを明確化しています。同年の子ども・子育て支援法改正においてもヤングケアラー支援強化が明記されました。

【施策の方向性】

- こども・若者一人ひとりの権利を守り育むため、こどもの権利について広く町民への周知を図ります。また、こどものいじめや虐待の発生予防・早期発見・早期対応を図るため、関係機関の協力体制の充実に努めるとともに、被害を受けたこども・若者に対し、様々な形で支援を行います。さらには、様々な場面でこどもが参画し、意見を反映できる機会づくりを進めます。

【施策の展開】

（１）こども・若者の権利の擁護

こども・若者一人ひとりの権利を守り育むため、こどもの権利条約やこども基本法の理念等について広く町民に周知するとともに、人権教育、相談活動等を実施し、こども・若者の権利擁護の推進を図ります。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
こどもの権利等啓発活動	児童福祉週間、こどもまんなか月間、児童虐待防止推進月間などの機会に、こどもの権利等に関し、パンフレットやポスターなどを活用した啓発活動を行います。	継続	長寿子育て課
人権教育推進	地域や家庭、教育・保育の場において、人権意識を高めるため、自治会や家庭、教育・保育関係者に向けた人権教育、広報・啓発に努めます。	継続	くらしと税務課 教委総務課 社会教育課 長寿子育て課
男女共同参画の若年層に向けた啓発	できるだけ早い段階から男女共同参画の考え方を身につけられるよう、児童生徒や保護者に対し男女共同参画に関する啓発資料の配布などを実施します。	継続	企画財政課
人権相談	人権擁護委員と連携し、こどもの人権問題を含めた町民が抱える人権に関する悩みや心配事を解決するため、人権相談所を開設し、助言・援助等を行います。	継続	くらしと税務課

（２）こども・若者の意見の尊重や参画の促進

こども基本法の理念に基づき、こどもの意見を表明する機会を確保し、その意見を尊重するための仕組みづくりやこどもが政策方針決定過程に参画できる機会の創出に努めます。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
児童会生徒会代表合同研修会（ミニ議会）	隔年で児童代表・生徒会代表合同研修会（ミニ議会）を開催し、町の事業について、こどもの意見が十分反映されるよう積極的に努めます。	継続	教委総務課



(3) 各種こども相談事業の充実

教育や心身の発達に関する悩み、いじめ、非行、こどもの虐待等の問題に対応するため、こども自身も気軽に相談できる場や体制の充実に努めるとともに、各種専門職による相談事業との連携を図ります。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
個別相談会	臨床心理士により、専門的な相談を行います。	継続	長寿子育て課
巡回相談	大島児童相談所の相談員と心理技師による、18歳未満の児童の育成、養護、障害、非行などの相談を行います。	継続	長寿子育て課
スクールカウンセラーによる相談事業	各小中学校において、スクールカウンセラーによる相談事業を行います。	継続	教委総務課
こころの健康支援相談会	各小中学校において、臨床心理士による専門的な相談を行います。	継続	教委総務課

(4) こどものいじめ・虐待防止対策の拡充

こどものいじめ・虐待の発生予防・早期発見・早期対応等への支援を図るため、関係機関との連携協力体制を強化します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
こども家庭センター（児童福祉機能）	専門職が子育てに関しての不安や悩み等の相談を受け、適切な指導・助言を行うとともに、他の機関への案内を行います。また、適宜、個別にサポートプランを策定し、各関係機関との連携を図り、虐待の発生予防、早期発見と早期対応に努めます。	継続	長寿子育て課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会を運営し、医療・保健・教育・警察など関係機関との連携強化を図り、児童虐待の早期発見・早期解決を図るとともに、再発防止に努めます。ケースごとに会議を行い、支援を行います。	継続	長寿子育て課
児童相談所等との連携	こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援について、医学的、心理学的等の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めるなど他の専門機関との連携を図り支援を行います。	継続	長寿子育て課
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が疾病等で乳児を養育することが困難な場合、里親等で一定期間養育を行います。	継続	長寿子育て課
子育て世帯訪問支援事業	子育てに不安や孤立感を抱えている世帯にヘルパーを派遣し、子育てに関する情報提供や家事・育児支援を行います。	継続	長寿子育て課

取り組み・事業名	内容		担当課
親子関係形成支援事業 (たけのこベビー)	主に0歳児を育てている保護者を対象に親子の絆づくりプログラムを実施し、親子の絆づくり、保護者同士の仲間づくり、子育てに必要な知識の習得を目的に支援を行います。	継続	長寿子育て課
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童の状況に応じた支援を提供します。	新規	長寿子育て課
支援対象児童等見守り強化事業	支援対象児童等の状況を訪問等により、定期的に確認し、食事の提供等支援を行います。	新規	長寿子育て課
民生委員・児童委員主任児童委員活動	地域の身近な存在として、民生委員・児童委員が各種相談に応じます。また、児童福祉を専門的に担当する主任児童委員が、民生委員・児童委員の後方支援を行うとともに、機関との連携により、こどもの虐待防止に努めます。	継続	長寿子育て課
いじめアンケートの実施	タブレット等で町内全小中学生を対象とした調査を実施し、学校と教育委員会が同じ視点に立ち、潜在的ないじめについて早期発見・早期対応に取り組むとともに、些細ないじめも見逃さないよう教職員の認知に関する意識向上を図り、今後の教育相談に関する取組を充実させます。	継続	教委総務課

(5) こども・若者のいのち支える取組の推進

こどもが命や暮らしの危機に直面したとき、身近にいる信頼できる大人に援助を求めるための具体的かつ実践的な方法の学習、同時に教職員等の受け止め方に関する研修を行うことで、こどもたちの命を守ります。また、性的マイノリティの方の生きづらさの軽減に向けて性の多様性に関する正しい理解を促進します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
SOSの出し方・受け止め方に関する教育及び研修等の実施	教育委員会や各学校と連携し、児童・生徒向けのSOSの出し方に関する教育を実施します。また、教職員・保護者に対するSOSの受け止め方に関する研修等を実施します。	継続	長寿子育て課
性的少数者の理解啓発、支援の推進	性の多様性についての理解啓発を通じ、性的指向や性自認に関するマイノリティの権利を擁護します。	継続	企画財政課

(6) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーに関する実態の把握に努めるとともに、関係機関等との連携により、ヤングケアラーとその家族に寄り添った支援を推進します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
ヤングケアラー支援	本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行うことで、学業や交友関係に支障をきたしてしまう恐れのある子ども・若者に対して、気軽に相談でき、寄り添い必要な支援に繋ぐことができる支援体制の整備に努めます。	新規	長寿子育て課

ヤングケアラーについて

ヤングケアラーとは、一般的に「本来大人がすると想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている 18 歳未満の子ども」のことをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

(こども家庭庁HP)

2. 安全で生活しやすい環境づくり

【現状と課題】

- ◆こどもの安全・安心が脅かされている事故や事件が増加しており、こどもの安全・安心が守られる環境づくりが求められています。児童見守るタグを有効活用し、地域の見守り活動の充実を図っています。
- ◆町内の各小学校にスクールガードを配置しており、今後もこどもの事故を防ぐために、警察等の関係機関との連携により、安全な環境づくりに取り組む必要があります。
- ◆道路環境整備に関する社会的な関心が高まっており、通学路等における安全確保の整備に取り組んでいます。
- ◆子育て世帯住宅については、計画的に新規建設を行います。

【施策の方向性】

- こどもの交通事故の防止に向けて、安全性の高い道路や歩道整備と交通安全教育を進めます。また、子育て中の人が利用しやすいバリアフリー等のユニバーサルデザインの考え方を取り入れた公共施設等の整備や、子育て家庭が暮らしやすい住宅建設を計画的に進めます。また、こどもが犯罪等の被害に遭わないよう安全教育を推進するとともに、通学路の確認など、地域との連携により安全で生活しやすい環境づくりを進めます。

【施策の展開】

(1) 安全な道路交通環境の整備

こどもやこどもを連れた保護者等が、安全に安心して通行することができるよう、歩道の整備等、生活道路や通学路など道路環境の整備を推進します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
交通安全対策事業	危険箇所や交通事故発生箇所などに交通安全施設（道路反射鏡・道路照明灯・道路標識など）の設置や緊急かつ応急的に対策が必要な箇所の整備（区画線・すべり止めなど）等を行います。通学路の安全対策等に関する各学校の要望については、教育委員会と連携を図ります。	継続	建設課 教委総務課
道路新設改良事業	新設道路及び既設道路の歩道整備を行います。	継続	建設課

(2) 安全教育の推進

こどもを交通事故や犯罪から守り、こども自身が犯罪の危険から身を守れるよう家庭や地域、学校等が一体となった交通安全教育・防犯教育を推進します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
地域の防犯活動への支援	こどもの安全確保のため、「青色回転灯を装備した車」を用いたパトロールを実施し、地域の見守り活動の充実を図ります。	継続	総務課
見守りタグ	児童の登下校、放課後等の生活をリアルタイムで見守るシステム（防犯カメラ、追跡タグ）を導入・配布します。	継続	総務課
交通安全運動	春・秋の交通安全運動週間で、地域住民や役場の職員が学校の通学路で立哨活動を行い、交通安全教育を行います。	継続	総務課
校外生活指導連絡協議会	長期休業中の巡回夜間補導等を行い、事故防止や非行防止活動を行います。	継続	社会教育課

(3) こども・子育て支援機能強化に係る施設整備の推進

こどもや子育て家庭も含め、誰もが安心して、快適に生活できるように公共施設等の施設整備を推進します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
施設整備の推進	誰もが安心して、生活できる環境づくりを進めるため、バリアフリー化等を含めたユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、公共施設等における授乳やおむつ交換ができる環境、子育て相談室、子育て親子の交流の場等の施設整備を推進します。	新規	建設課 各主管課

(4) 子育て世帯の住宅確保への支援

子育て家庭が暮らしやすい住宅建築へのアドバイスや子育て支援住宅の指定等により、広くゆとりのある住宅の確保に向けた環境整備を進めます。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
建築物のバリアフリー化の促進	一定規模以上の生活関連施設の整備等について、事業者によるバリアフリー化を促進します。	継続	建設課 各主管課
子育て支援住宅の建設	安心してこどもを育て、こどもが健やかに成長することのできる町営住宅を計画的に建設し住宅の供給に努めます。	継続	建設課

基本目標2 親と子の健康づくりに取り組む

1. 妊娠・出産に関する支援と母子の健康づくり

【現状と課題】

- ◆国の「健やか親子 21」は母子保健における国民運動計画であり、令和6年度を目標に第2次計画が推進されています。同計画では、「すべてのこどもが健やかに育つ社会」を目指し、「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策」「こどもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」の3つの基盤課題と、「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」「妊娠期からの児童虐待防止対策」の2つの重点課題を設定しています。
- ◆地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなっていることを背景に、令和元年に「成育基本法」が施行され、成育医療等基本方針に基づき「すべてのこどもが健やかに育つ社会」の実現に向けて、医療・保健・教育・福祉などの幅広い取組が推進されています。
- ◆令和4年6月に成立した改正児童福祉法において、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置に努めることとされ、本町においても令和6年4月より、こども家庭センター「こそだてらす」を設置しています。今後は、妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、健康・福祉関係各課との連携強化が重要となります。
- ◆働く女性の増加や初婚年齢の上昇に伴う出産年齢の上昇を受けて、妊婦健康診査の重要性が一層高まっています。また、伴走型相談支援を通して、ハイリスク妊婦に対する支援を早期に開始するとともに、乳幼児健診未受診者の中には問題を抱えているケースもあるため、未受診者への対応の充実を図る必要があります。

【施策の方向性】

- 妊娠・出産に係る母子保健事業を通じて、母子の健やかな成長を図り、適切な支援を提供するとともに、育児不安の解消や育児への助言、情報提供等の支援を行います。

【施策の展開】

(1) 乳幼児健診等の充実

妊婦、乳幼児への健診事業の充実、予防接種事業により疾病の予防を図るとともに、発育・発達に関する相談や療育指導を実施します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
妊婦健康診査	健康診査 14 回（問診・診察・血圧測定・尿化学検査・（血液検査））、超音波検査・HBs 抗原検査、HCV 抗体検査、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）抗体検査、子宮頸がん検査等の費用助成を行います。	継続	けんこう増進課
1 か月児健康診査	1 か月児を対象として身体測定・問診・診察（内科）を医療機関で行います。	継続	けんこう増進課
乳児健康診査・育児教室	3～4 か月児、6～8 か月児の身体測定・問診・診察（内科）及び保健師等による相談を行います。	継続	けんこう増進課
産婦健康診査	1 か月児、3～4 か月児健診時に母親の体調確認・血圧測定・尿検査等を行います。	継続	けんこう増進課

取り組み・事業名	内容		担当課
幼児健康診査	1歳6か月児、3歳児を対象に、身体測定・問診・診察（内科・歯科）及び保健師等による相談を行います。	継続	けんこう増進課
歯科健診	2歳児、2歳6か月児を対象に、身体測定・歯科問診・歯科診察・ブラッシング指導、希望者にはフッ素塗布を行います。	継続	けんこう増進課
予防接種	各種予防接種を医療機関で実施します。また、未接種者に対する情報提供を行い、接種率の向上を図ります。	継続	けんこう増進課
発達支援スマイル親子教室	乳幼児健診等で言葉や発達について、再確認が必要である乳幼児、多動や不注意がある乳幼児と育児不安・育児困難を抱える保護者を対象に療育機関の専門職による教室を実施し、相談・療育指導を行います。	継続	けんこう増進課

（２）妊娠期・産後の育児支援の充実

保健師、助産師等の専門職による家庭訪問や相談対応等を通じて育児不安の解消や心身の負担の軽減に努めるとともに、母子の健全な育成と安心して子育てができるよう支援の充実を図ります。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
こども家庭センター（母子保健機能）	保健師等が、すべての妊婦や子育て家庭が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、相談に応じます。また、適宜、個別にサポートプランを策定し、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携し、支援します。	継続	けんこう増進課
妊産婦・新生児訪問（乳幼児全戸訪問）	保健師等が妊産婦や新生児のいる家庭を全戸訪問し、妊娠・出産・育児について相談を受け、子育ての悩みや不安の解消などを図ります。	継続	けんこう増進課
養育支援訪問事業	養育支援が必要な児及び母を訪問し、母子の健全な育成を図ります。	継続	けんこう増進課
産後ケア事業	助産師等の看護職が、訪問型・通所型のいずれかの方法で母親の心身の回復への支援や乳房管理、乳児の発育発達等のチェックを行い、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援します。	継続	けんこう増進課
母子相談	乳幼児を対象に保健師が身体測定と育児について相談を行い、育児不安の解消を図ります。	継続	けんこう増進課
両親学級	妊婦とその夫を対象として、栄養・歯科保健・新生児の保育・沐浴などの講習及び実習を行います。	継続	けんこう増進課
育児学級	乳児とその保護者を対象に、同じ子育て中の親子とともに乳児期からの心と体の発達を促すための関りを学びます。	継続	けんこう増進課

取り組み・事業名	内容		担当課
出産子育て応援事業	全妊婦や乳幼児期の子育て家庭が安心して子育てができるよう、妊娠届出時、妊娠8か月、出産後、子育て期で面談と相談を行い、妊娠届出時、出産届出時に経済的支援を行います。	継続	けんこう増進課
ハイリスク妊産婦旅費助成	島外の医療機関で治療等が必要な妊産婦を対象に、旅費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	継続	けんこう増進課
出産祝い金	第1子10万円、第2子以降は出生数により10万円加算し、支給することで、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	継続	長寿子育て課
WakuWaku 紙おむつ給付	生後0日～満1歳の乳児を子育てする世帯へ紙おむつの購入券を1人につき月額4,000円分給付し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	継続	長寿子育て課

(3) 不妊治療に関する情報提供

不妊に悩む人に対し治療に関する情報提供を行うとともに、保険適応による特定不妊治療を受けた際に、必要な旅費に要する一部を助成します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
妊活支援旅費助成	保険適応による特定不妊治療を受けた夫婦に対し、治療を受ける際に必要な旅費に要する経費の一部を助成し、経済的負担を軽減します。	継続	けんこう増進課

2. こどもの健やかな成長の支援

【現状と課題】

- ◆こどもの遊びや運動機会の減少等により、こどもの体力・運動能力が低下傾向にありますが、コロナ禍による行動制限等でそうした傾向が一層懸念されています。コロナ禍を機に長期にわたりスポーツから離れてしまった子どもたちが、再びスポーツや体を動かすことの楽しさを知ることができるよう、身近な地域におけるきっかけづくりに取り組む必要があります。
- ◆令和3年3月に第4次食育推進基本計画が策定され、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」が求められています。こどもを取り巻く社会環境や食に関する環境が大きく変化する中で、朝食の欠食や児童生徒の肥満・若年女性の痩身傾向等も課題となっています。
- ◆食育の推進には、学校・家庭との連携が不可欠であることから、ICTの活用など、児童生徒や保護者に対する効果的な情報発信に努めることが重要です。

- ◆町では、ユイの里医療センターを設置し多くの町民が利用しており、こどもの健康や病気、予防接種等の不安の解消につながっています。
- ◆子育て支援ニーズ調査では、就学前児童調査で、町に今後充実を求める子育て支援について「小児科医」があげられています。

【施策の方向性】

- こどもの生涯にわたる健やかな身体づくりに向けて、健康教育や身近な地域で様々な運動・身体活動に親しむことができる環境を整備するとともに、親と子の望ましい食習慣や生活リズムの確立に向け、保育所(園)・幼稚園・学校・家庭・地域が連携し、体験活動をはじめとする食育の機会の充実を図ります。合わせて、医療体制の充実を図るとともに、安心して地域で子育てをするために、引き続き「かかりつけ医」の普及・啓発を行います。

【施策の展開】

(1) 健やかな身体づくりの推進

こどもが生涯にわたって健康な生活を送るための基礎づくりとして、健康教育や保健指導等を推進するとともに、体を動かす楽しさを実感できる機会を提供します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
あまぎっ子 B & G 水泳教室	水に慣れ、親しむための水泳教室を実施します。	継続	社会教育課
クロスカントリー大会	こどもから大人まで参加できる大自然に囲まれた 1 km・3 km・5 km コースを走る大会を開催します。	継続	社会教育課
キッズトライアスロン	小学生から中学生を対象にカテゴリー別でトライアスロン大会を実施します。	継続	商工水産観光課
学校保健事業	疾病の予防及び早期発見、早期治療を図るため、各学校が児童生徒の健康診断及び学校歯科保健活動を実施し、保健管理の充実に取り組めます。	継続	教委総務課
学校給食栄養管理事業	給食献立の研究とともに、食物アレルギーの対応について取り組めます。	継続	教委総務課
スポーツ少年団活動	各スポーツ少年団活動の支援を実施します。	継続	社会教育課



(2) 食育の推進

こどもへの食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性を育む基礎を成すものであることから、こどもの成長や発達に応じた切れ目のない推進を図ります。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
小・中学校における食育の推進、保育所における食育の充実	食生活の見直しや栄養に関することなどを、給食時間・家庭科や総合的な学習の時間等で取り上げ、食育を推進します。また、保育所の保護者を対象に、町の管理栄養士による講話を各保育所において年齢別に実施し、食の大切さについて啓発します。	継続	長寿子育て課 教委総務課
食育推進事業	町民を対象に講演会等を開催し、食育を推進します。	継続	農政課
小・中学校給食だよりの発行	保護者を対象に給食レシピの紹介など食に関する情報を提供し、食育の推進に努めます。	継続	教委総務課

(3) 食事づくり等の体験活動

料理をつくることにより、食の楽しさを実感するとともに食への興味や関心を深めることにつながることから、料理教室等の実践の場や機会の充実に努めます。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
魚さばき体験	地元でとれた魚さばきの体験等を通じて、食への興味関心を高めます。	継続	商工水産観光課

(4) 医療の充実

医療は、安心してこどもを産み、健やかに育てるための環境の基盤となることから、引き続き医療の体制確保に向けた取組を実施します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
医療と福祉を考える会	不足している医師など、3町で確保に向けて話し合いをします。	継続	けんこう増進課

基本目標3 こどもと子育て家庭を支える

1. 子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

- ◆子育て支援ニーズ調査では、就学前児童調査で、平日に教育・保育サービスを定期的にご利用している割合は9割台と前回調査に比べ増加しています。利用する教育・保育サービスについては、前回調査と比較して「保育所」が増加している一方で、「幼稚園」は減少傾向となっています。
- ◆少子化傾向はあるものの、0歳児から保育を利用したいとのニーズは年々増加傾向にあります。特に途中入所の場合は、受け入れが困難である場合があります。
- ◆町営の各保育所が建て替えの時期となっています。保育所の建て替え等に当たっては十分な検討が必要となっています。また、保育の質向上に向けた取組が重要です。
- ◆一時預かり事業は、幼稚園と保育所で実施していますが、保護者のリフレッシュやレスパイト等のニーズには応えきれていない現状があります。受け皿と保育人材の確保が課題となっています。
- ◆保育人材の確保にあたっては、本町で保育士として働く魅力等のPRを行うことが重要です。
- ◆子ども・子育て支援制度は、必要とする時に保護者がサービスを利用できるよう、利用しやすい体制の構築やわかりやすい情報提供が重要となっています。

【施策の方向性】

- 子ども・子育て支援制度に基づき、保育所、認定こども園等の安定的な保育の提供に努めるとともに、幼稚園や学校、地域と連携し、就学前の教育・保育を充実させます。また、保護者の多様なニーズに応じた保育サービスの充実と保育人材の育成と確保、保育の質の向上、地域における各種子育て支援サービスの充実を図ります。

【施策の展開】

(1) 保育所等の建て替え

地域のニーズに合わせた保育所の計画的な改修・建て替え等を行います。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
保育所の改修・建て替え等	地域のニーズに合わせ、保育所の改修・建て替え等を計画的に行うとともに、利用児童にとっての保育環境の改善を図ります。	新規	長寿子育て課

(2) 保育人材の確保と育成

資格の取得支援や職場環境の改善などによる保育人材の確保と保育士等の専門性を高める研修の実施など、育成に取り組むことにより保育の質の向上を目指します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
保育人材の確保	保育人材の確保に向けて、新規の保育資格取得や就業継続等の支援に総合的に取り組みます。	継続	長寿子育て課
保育人材の育成	現任職員の質の向上を図るため、定期的に研修等を実施します。	継続	長寿子育て課

(3) 良質な保育サービスの充実

保護者の就労形態の多様化や疾病等、様々な理由による保育需要の高まりに対応するため、良質な保育サービスの充実を図ります。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
延長保育事業	保育認定を受けた児童の通常の保育時間を超えた部分について、延長保育事業を実施します。	継続	長寿子育て課
預かり保育事業	(幼稚園型) 教育前後の時間、長期休日等に各園に在籍することをもを一時的に預かります。	継続	教委総務課
	(一般型) 保護者の傷病、入院、育児疲れの解消等に対応するため、一時的に保育を必要とするこどもを保育所等において預かります。	継続	長寿子育て課
病児保育事業	保育所等に通っている児童等が病気または病気の回復期にあり、集団保育の困難な期間、その児童を委託先で、専用のスペースで一時的に保育を行います。	継続	長寿子育て課
第三者評価事業	保育サービスの質の向上を図るため、第三者評価事業等を推進します。	継続	長寿子育て課

(4) 各種子育て支援サービスの充実

子育て中の保護者の多様な保育・子育て支援ニーズや子育て不安の解消に向けて、情報提供や相談、経済的負担の軽減等の様々な子育てサービスの充実を図ります。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
子育て支援事業 きゅっきゅ	生後2か月の母子を対象に、育児状況の確認や予防接種の案内、家族計画の指導などを行います。	継続	けんこう増進課

取り組み・事業名	内容		担当課
家庭訪問型子育て支援 ホームスタート・とくのしま	未就学児のお子さんのいる家庭、妊婦さんの世帯にホームビジター（委託先）が週1回2時間程度、4回訪問し、一緒に家事や育児を行い、希望者の子育てをサポートします。	継続	長寿子育て課
児童手当	家庭等における生活の安定に寄与し、次代の社会を担うこどもの成長及び発達に資することを目的に、18歳になる年の年度末までのこどもを養育する方に手当を支給します。	継続	長寿子育て課
こども医療費の助成	18歳になる年の年度末までのこどもに対して、病気やケガなどで医療機関に支払う医療費を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	継続	長寿子育て課
保育所・幼稚園完全無償化	0歳から6歳までの保育所・幼稚園に通う園児の保育料を全額助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	継続	長寿子育て課
こども誰でも通園制度	0歳6か月から3歳未満のこどもを対象に月一定時間までの利用枠内で保育所等を利用できるようにし、保護者の育児負担等の軽減を図ります。	新規	長寿子育て課
在宅育児支援金	生後6か月以降～3歳未満の乳幼児がいる世帯を対象に、保育所等を利用せず在宅で子育てをする世帯への支援金を1人につき月額1万円支援します。	継続	長寿子育て課
離島のこども通院費等支援	島外の医療機関で治療を必要と判断されたこども及びその付添者の旅費と宿泊費の一部を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	継続	長寿子育て課
新入学生未来づくり応援金	町内の小学校に入学する新1年生に対し、1人5万円を応援金として支給し、次世代を担う児童の養育環境の支援を図ります。	継続	長寿子育て課
学校給食無償化	町内の児童・生徒の給食を完全に無償化し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	継続	教委総務課
修学旅行旅費助成	町内の小中学生の修学旅行にかかる旅費を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	継続	教委総務課
通学補助	与名間から岡小・北中、三京から西阿木名中学校、天城町内から徳之島高校へ通学するこどものバス代を補助し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	継続	教委総務課
統一模試・学力コンクール受験料補助	町内の小学5・6年生と中学生を対象に統一模試・学力コンクール受験料を年2回まで補助し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	継続	社会教育課
教科セミナー	町内の中学生を対象に無料で学習する場の提供と教科ごとの講師による指導を実施します。	継続	社会教育課
自主的学び応援事業	町内の中学2・3年生を対象に、県内の学習塾が開催する夏期講座に参加するための必要経費の一部を助成し、学力向上と子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	継続	社会教育課

2. 子育て家庭と地域のつながり

【現状と課題】

- ◆令和5年4月の「こども基本法」施行を受け、国は「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」を策定し、「はじめの100か月(こどもの誕生前から幼児期まで)」が、こどもの生涯にわたる幸せにつながる大事な時期であること、すべてのこどもの育ちを社会全体で支えていくことが大切であることを打ち出しています。
- ◆情報の入手先や相談先として、SNS やインターネットを選択する割合が大きく増加しています。SNS を活用して健診や教室等のお知らせをするなど、子育て世帯や保護者のニーズに合わせた情報発信・相談の仕組みづくりが重要となっています。
- ◆地域子育て支援拠点などを運営している民間事業所の活動が活発になっていることから、地域とのつながりをつくり、より活動できるよう支援に努めます。

【施策の方向性】

- 子育て中の保護者同士がつながり交流することで、子育ての力を高めていく場や機能の充実を図ります。また、関係機関が連携して子育て家庭を支援する地域における子育て支援ネットワークの拡充を図ります。

【施策の展開】

(1) 子育て中の親子同士の交流や相談及び子育て情報の提供

子育て中の親子の交流を促進するとともに、気軽に相談・参加できる体制を整備します。また、広報紙やインターネット等の各種情報媒体を活用し、子育てに関する様々な情報発信を進めます。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
子育て情報の提供	町広報誌や町ホームページ、SNSなどを活用し、子育て情報の提供を図ります。	継続	けんこう増進課 長寿子育て課
地域子育て支援拠点	未就学児の親子を対象に、参加型の体験活動を中心に参加者同士の交流を図り、仲間づくりや情報交換を行います。	継続	長寿子育て課

3. 困難を抱える子どもや家庭への支援

【現状と課題】

- ◆こどもの貧困は、学習面や生活面、心身の健康など様々な面において、こどものその後の人生に大きな影響を及ぼすことが知られています。現在、日本において世帯収入が全国の世帯所得の中央値の半分を下回る「相対的貧困」の状態にあるこどもは9人に1人とされており、そのような世帯で生まれたこどもたちは普段の生活だけでなく、あらゆる選択において不利な状況に置かれてしまう傾向があります。
- ◆近年、こどもの発達に関する相談が増加しています。また、保育現場においても個別の支援や配慮が必要な児童や気になる児童が増加傾向にあります。こどもの心身の発達に心配のある場合でも保護者が安心して子育てができるよう、相談や支援体制の整備が重要です。
- ◆令和3年9月には医療的ケア児支援法が施行され、医療的ケア児の健やかな成長と切れ目のない支援について関係機関及び民間団体相互の緊密な連携が進められています。今後、医療的ケア児の支援については、関係機関と連携しながら支援体制の検討・構築に努めることが重要です。

【施策の方向性】

- こどもの貧困には複合的な要因が相互に関連しているため、経済的支援をはじめ、教育支援、保護者の就労支援や生活支援、多方面から総合的に貧困の状況にあるこどもと家庭への支援を行います。また、こどもの障がいや早期に発見し、早期からの療育支援を目指すとともに、障がい児に対する必要な相談支援や療育体制の充実、経済的負担の軽減等を図ります。また、障がい児のいる家庭の負担軽減の充実や、ひとり親家庭の経済的負担の軽減と生活の自立に向けた相談支援の充実を図ります。

【施策の展開】

(1) 生活困難を抱える子ども・家庭への支援

①経済的な支援

各種給付制度などを通じて、経済的な困難に対する相談・支援を行います。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
生活保護申請窓口	生活困窮の状態にある子どもや家庭に対して、生活保護により最低限度の生活を保障するため、相談・申請を窓口で受け付けます。	継続	長寿子育て課
生活困窮者自立相談窓口	生活困窮等で、生活することに問題を抱えている人に対し、相談を受け、その後関係機関と連携し、問題解決に向けて支援を行います。	継続	長寿子育て課

②教育の支援

就学準備・就学に係る費用の援助など、教育機会の確保に向けた支援を行います。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
就学援助	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、その負担軽減を図るため、学用品等の一部を援助します。	継続	教委総務課
夢と希望の上原勇一郎奨学金	高校・大学等に進学する子への入学準備金の貸与として高校等への進学（島外進学限定）は限度額 30 万円、高校卒業後大学への進学は限度額 100 万円の貸与を行います。	継続	教委総務課
天城町育英奨学金	高校・大学等に進学する子への貸与として、高校は月額 2 万円、高等専門学校・大学への進学では月額 3 万 5 千円の貸与を行います。	継続	教委総務課
医師修学資金貸与	将来医師を目指す者に対し、修学に要する資金、月額 15 万円以内の貸与を行います。	継続	けんこう増進課

（２）ひとり親家庭の自立支援策の拡充

ひとり親家庭のこどもの健全な成長や、ひとり親家庭の生活の自立を促進するため、子育てや生活への支援、就業支援、経済的支援等を進めるとともに、相談体制の充実を図ります。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
児童扶養手当申請窓口	家庭の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ることを目的とし、ひとり親家庭や父母以外の方がこどもを養育する場合などに手当を支給するため、相談・申請を窓口で受け付けます。	継続	長寿子育て課
ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親やそのこども、あるいは両親がいないこどもを養育している人、父または母に一定の障がいのあるこどもが、医療保険制度で医療を受けた場合に支払った医療費の自己負担分を助成し、経済的負担の軽減を行います。	継続	長寿子育て課
母子父子寡婦会	ひとり親世帯及び寡婦の生活向上を目的とした福祉団体です。会員同士で協力し、助け合いながら交流を深め、生活に役立つ講習や情報などが得られます。	継続	長寿子育て課

(3) 配慮が必要なこども（障がい児等）への支援

①障がい児の発達支援

障がいの早期発見、早期療育、相談・情報提供体制の充実を図ります。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
発育発達クリニック	発育や精神運動等の発達に課題がある乳幼児又はそのおそれのある乳幼児について、早期に専門的支援を行うほか、必要に応じて療育施設及び療育ケアの紹介を行います。	継続	けんこう増進課
こども総合療育センター巡回相談会	心身の発達に課題のある乳幼児について、こども総合療育センターが地域を巡回して療育相談を受け、療育的助言を行います。	継続	けんこう増進課

②障がい児のいる家庭の負担軽減の充実

補装具や医療、特別児童扶養手当等の給付やサービスの提供を通じて、障がい児のいる家庭での子育て負担の軽減を図ります。通所給付を利用する障がい児について、指定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成を進めます。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
児童発達支援	日常生活における基本的な動作や指導や集団生活への適応訓練などを行います。	継続	長寿子育て課
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に対して、放課後や長期休暇中において、生活能力向上のため訓練を行います。	継続	長寿子育て課
保育所等訪問支援	障がいのある児童が通う幼稚園や保育所を訪問し、他の児童との集団生活のための専門的な支援等を行います。	継続	長寿子育て課
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がいのある児童に、居宅を訪問して発達支援を行います。	継続	長寿子育て課
障がい児入所支援	障がいのある児童に対し、保護または日常の指導、知能技能の付与及び治療（医療型）を行います。	継続	長寿子育て課
障がい児相談支援	障害児通所支援を利用するにあたって必要となる障害児支援利用計画を作成するとともに、定期的に障害児通所支援等の利用状況を検証します。	継続	長寿子育て課
医療的ケア児に対する支援	医療的ケア児に対する各種支援の調整を行うコーディネーターの配置について、研修の案内など参加を促し、人材確保に努めます。	新規	長寿子育て課
補装具等の支給	身体に障がいのある児童に対し補装具等を給付し、障がいによる負担軽減と日常生活の向上を図ります。	継続	長寿子育て課

取り組み・事業名	内容		担当課
日常生活用具の給付	在宅の重度の障がいのある児童等の日常生活の便宜を図るため調整を行うコーディネーターを手配し、日常生活用具を給付します。	継続	長寿子育て課
育成医療	身体に障がいのある児童、又は早期に治療しないと将来障がいを残すと認められる疾患がある児童に対し、障がいを除去、軽減するための手術等について、医療費の自己負担の軽減を図ります。	継続	長寿子育て課
特別児童扶養手当申請窓口	心身に重度・中度の障がいのある児童(20歳未満)を養育していて、所得が一定未満の家庭に手当を支給するため、相談・申請を窓口で受け付けます。	継続	長寿子育て課
心身障害児療育旅費及び施設入所児訪問旅費	児童の療育を目的とし、島外の医療機関等に通院する旅費や施設訪問の際の旅費を一部助成し、経済的負担の軽減を行います。	継続	長寿子育て課



基本目標4 こども・若者を地域全体で育む

1. こどもの居場所・体験機会の提供

【現状と課題】

- ◆こども基本法に基づき策定された「こども大綱」において、学童期、思春期における居場所の新設、既にこども・若者の居場所となっている図書館等の社会教育施設などについても、こども・若者にとってよりよい居場所になるよう取り組むことが明記されています。
- ◆子育て支援ニーズ調査では、就学前・小学生児童調査ともに、充実を希望する子育て支援として「遊具で遊べる屋内施設」が7割となっています。
- ◆放課後児童クラブについては、実施箇所が減少するものの、利用希望者は年々増加を続けており、待機児童が発生する状況となっています。送迎を行い町内全域が対応できるように体制を整え、受け入れ児童の拡大を図る必要があります。
- ◆各集落でこども会活動を行っており、活動に違いはあるが、こどもたちの居場所として年齢の異なるこども同士や地域住民との交流する機会となっています。
- ◆スポーツ少年団や部活において、活動を通してつながりが深くなり、こどもたちの居場所にもなっています。
- ◆不登校児童生徒は全国的に年々増加し、令和4年度は過去最高の30万人と言われています。現在、本町の不登校児童生徒は0名ですが、過去にはおり、学校以外の学びの場の設置は必要です。
- ◆様々な遊びや学び、体験等を通じて、不確実な時代を生き抜く力を得ることは、将来を切り開く上で重要です。そのため、年齢に応じたこども同士の居場所や豊かな人間性を育むための様々な体験機会を拡充していく必要があります。

【施策の方向性】

- 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの体制を整え、待機児童の早期解消を図ります。あわせて不登校児童・生徒等の相談支援体制の拡充や学びの場など学校以外の居場所に関して整備を検討します。また、こどもが成長できる場所や活動機会の提供を推進します。

【施策の展開】

（１）放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブの運営を維持し、送迎等で町内全ての小学校区の児童に対応できる体制を整え、待機児童の解消に向けて取り組みます。また、全ての小学生が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験活動ができるよう、地域の利用ニーズに応じて放課後子ども教室の実施について検討します。なお、学校施設の空き教室や特別教室の利用等、小学校をはじめ教育委員会や関係機関との連携を密にし、必要に応じて協議を行います。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
放課後児童クラブ	就労等で昼間家庭に保護者がいない小学生を対象に放課後に適切な遊びと生活の場を提供します。	継続	長寿子育て課
放課後子ども教室	放課後における児童の活動場所として、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動等の取組を学校の空き教室等を利用して行う事業です。放課後児童クラブとの連携や校内交流等を含め、今後関係機関で協議し、地域の実情に応じて、放課後子ども教室の実施を検討します。	新規	社会教育課

（２）不登校児への支援の充実

学校生活への適応等に関するカウンセリングや個別指導等を通じて、不登校児童・生徒の将来の社会的自立に向けた支援を行います。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	いじめ・不登校の未然の防止、早期発見、早期解消及び教育的支援のためスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談を行います。	継続	教委総務課

（３）こどもの居場所・遊び場づくり

図書館や公園等既存公共施設の活用やこどもの居場所づくりに取り組む団体を支援することで、こどもが自由に遊び、安全に過ごすことができる居場所づくりを推進し、子育て関連施設の環境改善を行うとともに、天候に左右されずに遊ぶことができる屋内の遊び場づくりを推進します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
図書館における学習スペース	図書館の学習スペースを有効活用できるよう、維持管理を行います。	継続	社会教育課
公園等の維持管理	こどもや親子連れをはじめ、日常的なレクリエーションやコミュニティの場となる公園等を安心・安全に利用できるよう維持管理を行います。	継続	建設課

取り組み・事業名	内容		担当課
こども食堂への支援事業	こども食堂を運営する際、活動を安定させるため、助言や支援を行います。	継続	長寿子育て課
子育て関連施設の環境改善	児童館、保育所などの児童福祉施設、障害児施設、幼稚園等子育て関連施設の環境改善を図ります。	継続	建設課 各主管課
屋内の遊び場施設の建築	屋内で遊べる施設の建設に向けて、計画的に推進します。	継続	建設課 各主管課

(4) こどもが成長できる場や機会の提供

こどもが交流・体験活動を通して、生き抜く力や豊かな人間性を養うことができるよう、地域や学校において様々な社会体験・自然体験の機会を提供します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
B G 塾	こどもを対象に、マリンスポーツ、自然体験、運動など体を動かす楽しさを実感できる機会をなどさまざまなプログラムを実施しています。	継続	社会教育課
われんきゃグローバルプロジェクト	町内の小中学生を対象に世界に飛躍する人材を育てるため、海外留学や沖縄県へのまちなか留学派遣を実施するとともに、学力検定補助（英語・漢字・数学検定に係る検定料及びテキスト購入に係る費用の補助）を行い、楽しんで定期的に英語を使う場として Amagi English Club においてイベントを開催します。	継続	教委総務課
世界自然遺産学習あまぎ学	天城町の豊かな自然について学ぶ環境学習を実施します。	継続	企画財政課

2. 家庭・学校・地域の連携の推進

【現状と課題】

- ◆こどもにとって学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしながらか他者と関わりながら育つ、大切な居場所のひとつであることから、こどもを地域全体で育む、地域とともにある学校づくりと、地域やこどもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりが求められています。
- ◆文部科学省では、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担うこどもたちの成長を支える地域学校協働活動、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みであるコミュニティ・スクールの一体的な推進を進めています。本町には「天城町教育文化の町推進計画」があり、その中には町を4つに分けた、北部地区推進協議会、中部地区推進協議会、南部地区推進協議会、西阿木名地区推進協議会があります。各地区において地域・家庭・学校及び各事業所等が結びついた特色のある活動を展開しています。
- ◆毎月第3日曜日はクリーン作戦の日で、北部地区推進協議会、中部地区推進協議会、南部地区推進協議会、西阿木名地区推進協議会の各地区でこどもから高齢者まで地域の清掃活動を通

して、コミュニケーションを図っています。

- ◆学校の運動部活動については、地域の実情に応じて地域連携や地域スポーツクラブ活動への移行が進められており、本町でも部活動外部指導者の配置を行っていますが、担い手不足の現状があります。地域の指導者確保に向けて関係機関と連携し、推進します。

【施策の方向性】

- 学校と地域が連携し、多様な地域住民や団体との交流や多様な地域資源の活用、地域の人の学校運営・教育活動への参加を促しながら、地域に開かれた個性豊かな学校づくりを推進します。こども・若者のスポーツ・レクリエーション機会の提供に向けて、学校施設の活用を進めます。あわせて、家庭教育に関する学習機会や情報の提供、地域の人材活用等を通じて、家庭や地域の教育力の向上とこどもの育ちを地域で見守る体制づくりに努めます。

【施策の展開】

（１）地域住民との交流の促進

地域とともにある学校の実現に向けて学校と地域が連携し、多様な知識・経験を持つ人や地域の活動団体等との交流を進めます。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
天城町教育文化の町推進会議	地域・家庭・学校及び各事業所等が一体となって、「世界雄飛と島を担う人づくり」を目的に、4つの各地区推進協議会で積極的な連携・協働でこどもの育成を図ります。	継続	社会教育課
地域学校協働活動事業	地域学校協働活動を通じて、学校における学習活動・安全確保・環境整備などのボランティアとして、地域の参加・協力を積極的に進め、学校・家庭・地域が一体となってこどもの育成を図ります。	継続	社会教育課
部活動外部指導者派遣	中学校部活動において、より専門的な技術指導を可能にするため、外部指導者や部活動指導員として地域の人材を活用し、教育力の向上を推進します。	継続	教委総務課
小中学校体育施設開放	小・中学校体育施設を学校教育に支障のない範囲で開放し、地域指導者による青少年のスポーツ・レクリエーションの普及・振興を図ります。	継続	社会教育課

3. 子育てしやすい就労環境づくり

【現状と課題】

- ◆少子化の要因としては、未婚化や晩婚化のほか、結婚や出産に対する若い世代の意識の変化、子育てに対する経済的負担の大きさなど様々なことが考えられます。結婚・出産後もこどもを育てながら働くことを希望する女性が増加する中で、仕事と家庭の両立支援や多様な働き方を推進する「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進」が求められています。
- ◆ワーク・ライフ・バランスの実現にあたっては男女双方の働き方を見直すことが重要であり、すべての人が仕事と家庭、その他の活動に参加できるよう多様な働き方の選択や仕事優先の意識を見直す必要があります。今後も広報等を通じて、事業者・町民の両者に対する情報提供と啓発を推進することが重要です。
- ◆女性に家事・育児等の負担が偏らないよう、男女が協力して家事や子育て、介護等の家庭生活に参画できるよう家庭生活における性別による固定的性別役割分担意識の解消や、男性の家事参加を促進する必要があります。
- ◆近年、男性の育児取得促進に向けた法改正や事業主への支援等の取組により、全国的に男性の育児休業取得率は上昇しており、育児に積極的に参加する男性が増えています。本町においても男性の育児休業取得が見られますが、他の地域と比べるとまだ少ない状況です。

【施策の方向性】

- ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、仕事と子育てが両立できるような働き方の見直しに向けた意識啓発や企業の取組に対する啓発を行い、女性の就職や就労継続に向けた支援を推進します。また、男性の育児参加の増加を促進させるため、両親向けの講座や教室を行い参加勧奨に努めます。

【施策の展開】

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動に努めます。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
啓発活動	「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識に縛られず、男女が対等な立場で個性や能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画意識の向上を目的とした広報啓発を行います。	継続	総務課 企画財政課

(2) 男性の育児参加の促進

男性の子育て等への関わりを促進する各種教室事業の充実に努めます。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
両親学級	両親が安心して出産・育児に臨むことができるように、出産準備、お産の経過、赤ちゃんとの暮らし等がイメージでき、育児に関する相談や各種子育て情報を提供します。	継続	けんこう増進課

4. 若者の健全育成と自立支援

【現状と課題】

- ◆平成 22 年4月に総合的なこども・若者育成支援施策を推進することを目的として、こども・若者育成支援推進法が施行され、以降国では2次にわたり、「こども・若者育成支援推進大綱(こども・若者ビジョン)」を策定し、こども・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指した取組を総合的に推進してきました。
- ◆令和3年に第3次となる「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されていますが、同大綱では、副題として「全ての子供・若者が自らの居場所を持て、成長・活躍できる社会を目指して」とし、居場所を確保することがこども・若者にとって極めて重要であるとしています。
- ◆こども・若者調査では、居場所に関しては自分の部屋が最も多く、次いでインターネットの空間でした。一人で静かに過ごす自分の時間や場所も大事にしている様子がうかがえます。
- ◆町内に独身の若者が住む住居がなく、町外に住んだり実家で暮らす独身若者も多く、一人暮らしをしたい独身若者が低価格で住める住宅を求めています。
- ◆本町では、中学生職場体験を通して、生徒が「働くこと」について主体的に学ぶことができる機会を提供しています。こどもが働くことや社会とつながることの重要性を実感できるよう取組の推進が求められます。
- ◆国の調査によると、若者世代の結婚の希望が叶えられない大きな理由としては、経済的事情や仕事の問題などのほか「適当な相手にめぐり会わないから」とされています。こども・若者調査においても、7割近くは結婚したいと回答しているため、出会いの機会創出支援の推進が求められます。
- ◆内閣府では、令和4年 11 月にひきこもりの実態調査を実施しており、15 歳～39 歳のひきこもり当事者は全国で約 61 万人、40 歳～64 歳では約 85 万人の計約 146 万人と推計されています。

【施策の方向性】

- 発達段階に応じて、生命の尊さや自分や他者を尊重することを含む性に関する教育、喫煙や薬物等に関する教育によりこどもの心身の健全な育成を図るとともに、職業体験を通じて、こどもが将来を考え、職業意識を形成する支援を行います。また、若い世代が自発的に交流・活動できる場の創出や社会生活に困難を有する若者の早期発見と支援に努めます。

【施策の展開】

（１）思春期のこどもに対する保健教育の推進

かけがえのない生命、性感染症予防や性被害防止に関する正しい知識の普及と啓発を図ります。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
薬物乱用防止に関する啓発	街頭における啓発キャンペーン等を利用して青少年への薬物乱用防止等の意識啓発を行います。	継続	けんこう増進課
学校における「性に関する指導」の推進	人権尊重の理念のもと、性に関する指導について、小学校低学年から学年の発達段階に応じた指導を実施し、性に関する正しい理解の促進を図るとともに、正しい異性観について理解を深める取組を実施します。	継続	教委総務課
生や性に関する普及啓発資料の作成	生や性について、小中学生から聞き取りを行い、それを参考に普及啓発資料を作成し活用します。	継続	長寿子育て課

（２）就労や職業を考える教育機会の提供

こどもができるだけ早い段階から社会との関わりを実感し、自らのキャリア形成を考えることができるよう、職場見学や職業体験等の教育機会を提供します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
進路指導・キャリア教育の推進	地域等学校以外で様々な体験活動をさせたり、人々とのふれあいをさせたりするなどして、みずみずしい感性や社会性、自律心を養い、たくましく豊かに生きる力を育みます。	継続	長寿子育て課

(3) 若者の独身者向け住宅の充実

若者が低価格で住める住居を確保し、町内に住むことができる環境を整えます。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
住宅確保	独身男女向けに低価格で住める住居を建設し町内に安心して住める環境を整えるよう、検討します。	新規	建設課 企画財政課

(4) 若者の交流と活動の充実と結婚を希望する方への機会の提供

若い世代が交流できるようなイベントを企画し、結婚への希望を叶える機会を提供します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
出会い結婚イベント開催	結婚を希望する方を対象に出会いの機会を提供するための婚活イベントをする際に必要な経費の一部を補助します。	継続	企画財政課
新婚さん応援生活補助金	結婚生活のスタートに必要な経費（上限15万円）を補助します。	継続	企画財政課
結婚新生活支援補助	結婚生活のスタートに必要な経費の一部を補助します。	継続	企画財政課

(5) 社会生活に困難を有する若者の早期発見と支援

家庭の状況やひきこもりの状態にあるなど何らかの生きづらさを抱える若者とつながることで、早期発見と早期支援を推進します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容		担当課
ひきこもり相談支援窓口	社会生活に困難を有する若者の相談に応じ、早期発見と支援に努めます。	継続	長寿子育て課
若者向け個別相談会	臨床心理士による個別相談会を実施し、本人の了承のもと、関係機関が連携し、問題解決を図ります。	継続	長寿子育て課
DV、デートDV防止の啓発	交際相手やパートナーからの暴力を防止するため、研修等を実施します。	継続	企画財政課

第5章 事業計画(子ども・子育て支援事業計画)

1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定することとされています。令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉

- 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
- こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加

2 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる」とされています。

本町では教育・保育の区域は区域内の量の見込み量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細やかなニーズ(勤務状況に合わせた保育所利用教育・保育の特性を踏まえた選択肢)に柔軟に対応できること、特色のある教育・保育を利用者が選べるなどのメリットから町全域(1区域)で教育・保育の量の見込みを定めています。

天城町における教育・保育の提供区域：1区域

3 推計児童数

国の「量の見込みの算出等の手引き」に基づき、量の見込み及び確保の内容の算定の基礎となる令和7～11年度までの人口推計は、令和1～5年の住民基本台帳をもとに、※コーホート変化率法により算出しました。

※コーホート変化率法とは、ある一定期間における人口の変化率に着目し、その間の人口変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法

■未就学児童数の推計値

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	32	34	34	36	39
1歳	34	34	36	36	38
2歳	37	34	34	36	36
3歳	50	36	33	33	35
4歳	43	51	37	34	34
5歳	42	43	51	37	34
計	238	232	225	212	216

■小学生児童数の推計値

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
6歳	37	40	41	49	35
7歳	56	39	42	43	51
8歳	48	57	39	42	43
9歳	52	47	56	38	41
10歳	44	51	46	55	37
11歳	58	46	53	48	58
計	295	280	277	275	265

4 教育・保育の量の見込みと確保方策

国の基本指針や「量の見込みの算出等の手引き」等に基づき、令和6年8月に実施した「天城町子ども・子育て支援事業計画作成のためのニーズ調査」の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を定めます。

<制度における給付・事業の体系>

教育・保育給付

・認定こども園・幼稚園・保育所(園)・小規模保育等に係る共通の経済的支援

【施設型給付】

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所(園)

【地域型保育給付】

- 小規模保育事業
- 家庭的保育事業
- 居宅訪問型保育事業
- 事業所内保育事業

地域子ども・子育て支援事業

・地域の実情に応じた子育て支援

- 利用者支援事業
- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- 延長保育事業
- 放課後児童健全育成事業
- 子育て短期支援事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 妊婦健康診査事業
- 産後ケア事業
- 妊婦等包括相談支援事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 児童育成支援拠点事業
- 親子関係形成支援事業
- 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

①教育・保育給付

【施設型給付】

都道府県が認可する教育・保育施設（認定こども園、新制度移行幼稚園、保育所）が対象となり、以下の給付が基本になります。

- ・満 3 歳以上のこどもに対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- ・満 3 歳未満のこどもの保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

【地域型保育給付】

町が認可する地域型保育事業への給付、主に満3歳未満の乳児・幼児が対象です。

小規模保育事業	小規模な環境（定員6人～19人）で保育を実施する事業
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもと、少人数（定員5人以下）で保育を実施する事業
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする乳児・幼児の居宅において保育を実施する事業
事業所内保育事業	事業所内の施設などで、従業員のこどものほか、地域の保育を必要とするこどもに保育を実施する事業

<認定区分と提供施設>

認定区分		保育の 必要性	対象施設・事業
1号	満3歳以上	なし	幼稚園、認定こども園
2号		あり	保育所、認定こども園
3号	満3歳未満		保育所、認定こども園、地域型保育事業

②地域子ども・子育て支援事業

全ての子育て家庭を支援する事業です。保育の必要性にかかわらず、家庭で子育てしている保護者も利用できます。

■令和7年度

1年目（令和7年度）		1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	保育が必要		保育が必要		
			教育を希望	左記以外			
対象年齢		3～5歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員数）		25人	20人	131人	18人	37人	33人
確保提供数	施設型給付	65人		117人	11人	34人	33人
	地域型保育			30人	12人	7人	
	②確保提供数の合計	65人		147人	23人	41人	33人
②－①		40人		16人	5人	4人	0人

■令和8年度

2年目（令和8年度）		1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	保育が必要		保育が必要		
			教育を希望	左記以外			
対象年齢		3～5歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員数）		25人	20人	117人	12人	41人	33人
確保提供数	施設型給付	65人		117人	11人	34人	33人
	地域型保育			30人	12人	7人	
	②確保提供数の合計	65人		147人	23人	41人	33人
②－①		40人		30人	11人	0人	0人

■令和9年度

3年目（令和9年度）		1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	保育が必要		保育が必要		
			教育を希望	左記以外			
対象年齢		3～5歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員数）		25人	20人	121人	15人	35人	38人
確保提供数	施設型給付	65人		117人	11人	34人	33人
	地域型保育			30人	12人	7人	
	②確保提供数の合計	65人		147人	23人	41人	33人
②－①		40人		26人	8人	6人	-5人

※2歳児の確保方策の不足については、弾力化運用で対応します。

■令和 10 年度

4 年目（令和 10 年度）		1 号認定	2 号認定		3 号認定		
		教育を希望	保育が必要		保育が必要		
			教育を希望	左記以外			
対象年齢		3～5 歳			0 歳	1 歳	2 歳
①量の見込み（必要利用定員数）		25 人	20 人	112 人	12 人	40 人	34 人
確保提供数	施設型給付	65 人		117 人	11 人	34 人	33 人
	地域型保育			30 人	12 人	7 人	
	②確保提供数の合計	65 人		147 人	23 人	41 人	33 人
②－①		40 人		35 人	11 人	1 人	-1 人

※2歳児の確保方策の不足については、弾力化運用で対応します。

■令和 11 年度

5 年目（令和 11 年度）		1 号認定	2 号認定		3 号認定		
		教育を希望	保育が必要		保育が必要		
			教育を希望	左記以外			
対象年齢		3～5 歳			0 歳	1 歳	2 歳
①量の見込み（必要利用定員数）		25 人	20 人	122 人	14 人	35 人	37 人
確保提供数	施設型給付	65 人		117 人	11 人	34 人	33 人
	地域型保育			30 人	12 人	7 人	
	②確保提供数の合計	65 人		147 人	23 人	41 人	33 人
②－①		40 人		25 人	9 人	6 人	-4 人

※2歳児の確保方策の不足については、弾力化運用で対応します。

■保育利用率の設定

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
推計児童数（3 歳未満）	103 人	102 人	104 人	108 人	113 人
利用定員	88 人	86 人	88 人	86 人	86 人
保育利用率	85.4%	84.3%	84.6%	79.6%	76.1%

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業についても、利用者の現在の利用状況と利用希望を踏まえて、計画期間の量の見込みを設定し、提供体制の確保方策及び実施時期を定めます。

(1)利用者支援事業

事業概要

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

確保方策

現在、本町ではこども家庭センター型を実施しています。母子保健と児童福祉が連携して、全ての妊産婦、子育て家庭、こどもに対して一体的に相談支援を行います。

【こども家庭センター型】	令和6年度 見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1	1
確保方策（か所）	1	1	1	1	1	1

（各年度における実施箇所数）

(2)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関の連携強化を図る事業です。

確保方策

こども家庭センターが設置され、児童福祉分野と母子保健分野が今よりもさらに連携し、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を図ります。

(3)延長保育事業

事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等において保育を実施する事業です。

確保方策

現在、本町でも延長保育を実施しており、今後も実施の継続に努めます。

	令和6年度 見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	82	100	100	100	100	100
確保方策（人）		100	100	100	100	100
施設数（箇所）	3	3	3	3	3	3

（各年度における年間利用人数（量の見込み・確保方策）及び実施箇所）

(4)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

確保方策

現在、本町では3か所において実施しています。今後、支援員不足や支援場所等の改善に取り組み、安定した事業の実施に努めます。国の「放課後児童対策パッケージ」に沿って、放課後子ども教室と放課後児童クラブの関係者が情報共有を図るなど連携して放課後子ども対策に取り組みます。

	令和6年度 見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （人）	26	28	30	32	34	34
	1年生	11	10	10	11	11
	2年生	8	10	10	11	11
	3年生	6	6	7	8	9
	4年生	1	1	2	2	2
	5年生	0	1	1	1	1
	6年生	0	0	1	1	1
確保方策（人）		30	30	40	40	40
施設数（箇所）	3	1	1	2	2	2

（各年度における年間利用登録者数（量の見込み・確保方策）及び実施箇所）

(5)子育て短期支援事業

事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、里親等、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)です。

確保方策

現在本町では里親等と連携し、短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)を実施しています。今後も現在の体制で実施します。

【ショートステイ】	令和6年度 見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	7	21	21	21	21	21
確保方策(人日)		21	21	21	21	21
確保方策(箇所)	1	1	1	1	1	1

【トワイライトステイ】	令和6年度 見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	7	7	7	7	7	7
確保方策(人日)		7	7	7	7	7
確保方策(箇所)	1	1	1	1	1	1

(各年度における年間延べ利用人数(量の見込み・確保方策)及び実施箇所)

(6)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

事業概要

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境の把握を行い、支援が必要な家庭に対して、適切なサービス提供に結びつけることを目的とした事業です。

確保方策

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き子育て支援に関して必要な情報提供に努めます。

	令和6年度 見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	35	40	40	40	40	40
確保方策(人)		40	40	40	40	40

(各年度における年間利用人数(量の見込み・確保方策))

(7)養育支援訪問事業

事業概要

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対してその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

確保方策

対象家庭を着実に把握して訪問し、養育支援を行っていきます。

	令和6年度 見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	50	60	60	60	60	60
確保方策（人）		60	60	60	60	60

（各年度における年間利用人数（量の見込み・確保方策））

(8)地域子育て支援拠点事業

事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

確保方策

現在、本町では、1カ所で実施しており、現在の体制で対応可能と見込んでいます。

子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助に努め、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちの支援に努めます。

	令和6年度 見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	671	670	660	650	640	630
確保方策（人）		700	700	700	700	700
施設数（箇所）	1	1	1	1	1	1

（各年度における年間延べ利用人数（量の見込み・確保方策）及び実施箇所）

(9)一時預かり事業

事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり必要な保護を行う事業です。

確保方策

現在、本町でも一時預かり事業を実施しており、今後も実施の継続に努めます。

【幼稚園型】	令和6年度 見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	3,776	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
確保方策（人）		2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
施設数（箇所）	2	2	2	2	2	2

【一般型】	令和6年度 見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	69	100	100	100	100	100
確保方策（人）		150	150	150	150	150
施設数（箇所）	3	3	3	3	3	3

（各年度における年間延べ利用人数（量の見込み・確保方策）及び実施箇所）

(10)病児保育事業

事業概要

こどもが病気の際に自宅で保育が困難な場合に、病院・保育所等において病気のこどもを一時的に保育することで安心して子育てができる環境整備を図る事業です。

確保方策

現在、本町では徳之島内の1か所の事業所に委託して病児保育を実施しており、今後も継続して事業実施に努めます。

仕事等の理由で保護者が病気中の子どもを家庭で保育できない場合に、保護者の子育てと就労の両立の支援に努めます。

	令和6年度 見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	130	140	140	140	140	140
確保方策（人）		250	250	240	240	240
確保方策（箇所）	1	1	1	1	1	1

（各年度における年間延べ利用人数（量の見込み・確保方策）及び実施箇所）

(11)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

事業概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

確保方策

現在、本町では実施していませんが、今後事業の実施においては必要に応じて検討を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	状況に応じて検討				
確保方策(人)					
確保方策(箇所)					

(各年度における年間利用人数(量の見込み・確保方策)及び実施箇所)

(12)妊婦健康診査事業

事業概要

妊婦の健康の保持と増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施する事業です。

確保方策

妊婦健康診査14回分を医療機関で受診できる受診券を妊娠届出時に母子手帳とともに交付し、受診を促し妊婦の健康の保持と増進を図ります。

		令和6年度 見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数	35	40	40	40	40	40
	受診延回数	490	560	560	560	560	560
確保方策	妊娠届出数		40	40	40	40	40
	受診延回数		560	560	560	560	560

(各年度における年間利用回数(量の見込み・確保方策))

(13)産後ケア事業

事業概要

誰もがより安全・安心な子育て環境を整えるため、退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

確保方策

現在、本町でも産後ケア事業を実施しており、今後も実施の継続に努めます

	令和6年度 見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数/年）	40	40	40	40	40	40
確保方策（延べ人数/年）		40	40	40	40	40

（各年度における年間延べ利用人数（量の見込み・確保方策））

(14)妊婦等包括支援事業【新規】

事業概要

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ事業です。

確保方策

妊娠時・その他配偶者等が身近な場所で相談や必要な支援が受けられるよう、関連機関との連携に配慮し、相談支援体制の確保を図ります。

		令和6年度 見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数	35	40	40	40	40	40
	面談延回数	105	120	120	120	120	120
確保方策	妊娠届出数		40	40	40	40	40
	面談延回数		120	120	120	120	120

（各年度における年間利用回数（量の見込み・確保方策））

(15)子育て世帯訪問支援事業

事業概要

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

確保方策

現在、本町でも子育て世帯訪問支援事業を実施しており、今後も実施の継続に努めます。

	令和6年度 見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人/年）	20	50	50	50	50	50
確保方策（人/年）		50	50	50	50	50

（各年度における年間利用人数（量の見込み・確保方策））

(16)児童育成支援拠点事業【新規】

事業概要

虐待の防止や子どもの最善の利益の保障、健全な育成を目的とし、養育環境や家庭、学校に課題を抱える子どもやその家族に居場所となる場を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供などさまざまな支援を行う事業です。

確保方策

本事業の利用対象と認められる児童がいる場合には、NPO 等との連携を検討し利用への支援を行うなど、適切な対応に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数/年）	140	140	140	140	140
確保方策（延べ人数/年）	250	250	250	250	250

（各年度における年間延べ利用組数（量の見込み・確保方策））

(17)親子関係形成支援事業

事業概要

児との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児を対象に、親子間の適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

確保方策

現在、本町では0歳児からの保護者を対象に「たけのこベビー教室」を開催し、講義、グループワーク、ロールプレイ等を通して親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等の知識や方法を身に付けるための連続講座を実施しており、今後も実施の継続に努めます。

	令和6年度 見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ組数/年）	70	80	80	80	80	80
確保方策（延べ組数/年）		120	120	120	120	120

（各年度における年間延べ利用組数（量の見込み・確保方策））

(18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

事業概要

保育所等を利用していない6か月から満3歳未満の子どもが、保護者の就労に関わらず月一定時間の枠のなかで、時間単位等で柔軟に保育所等に通える制度です。こどもが家庭以外で家族以外の人と接する機会を得ることで心身の発達を促すほか、保護者の育児負担の軽減などが期待されます。

確保方策

令和8年度からの本格実施に向けて、国が作成する手引き等を踏まえ本町の提供体制を確保し、保育所等に通っていないこどもが家族以外の人と関わる機会や、家庭とは異なる様々な経験が得られるよう取り組みます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ人数/年)	-	120	120	120	120
確保方策(延べ人数/年)	-	120	120	120	120

(各年度における年間延べ利用人数(量の見込み・確保方策))

(19)実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている①食事の提供に要する費用及び②日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

確保方策

現在、本町では実施していませんが、今後、事業の実施においては必要に応じて検討を行います。

(20)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園等の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

確保方策

現在、本町では実施していませんが、今後、事業の実施においては必要に応じて検討を行います。

6 国の「放課後児童対策パッケージ」に基づく本町の取組について

放課後児童対策においては、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充が喫緊の課題です。

このことを踏まえ、こども家庭庁と文部科学省では、放課後児童対策の一層の強化を図るため、令和6～7年度に集中的に取り組むべき対策として、「放課後児童対策パッケージ2025」を取りまとめ、取組を進めています。

本町においても、前述の放課後児童クラブの量の見込み(必要事業量)に対する確保方策を推進するほか、放課後子供教室についても既存の教室を基礎として、保護者の就労の有無に関わらない児童の安全・安心な居場所づくりに努めます。

なお、令和5年度末をもって「新・放課後子ども総合プラン」は終了しましたが、放課後児童対策パッケージの推進にあたっては、継続的かつ計画的な取組を推進する観点から引き続き町の教育部門と福祉部門が連携して取り組んでいきます。

7 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

(1) 幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策

社会のあらゆる分野における構成員が、保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、すべての子どもの健やかな成長を実現するため、各々の役割を果たすことが求められています。

こうしたなか、認定こども園、幼稚園、保育所等における学校教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担うものであるとともに、地域子ども・子育て支援事業は、未利用者やその保護者への支援も含め、多様な子育てニーズに対応し、教育・保育施設や地域型保育事業等と相まって、安心してこどもを生み育てられる環境づくりの役割を担います。

このため、本町においては、教育・保育の計画的な提供や質の向上のための支援を行うとともに、関係機関の連携や関連施策の連携を図り、地域の子育て支援を推進します。

また、家庭・地域・事業者・行政等が一体となった子育て環境づくりのため、家庭における養育力の向上や、事業者、地域等に対する子育て支援の普及啓発などに取り組むとともに、地域の人材の活用など、地域との連携の充実に努めます。

(2) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続(幼保小連携)の取組の推進

こどもの生活や学びの連続性を確保することを目指し、就学前後の不安を軽減するための幼児と児童の交流活動や、幼稚園・保育所・小学校の幼稚園教諭、保育士、小学校教師が相互理解を深めるための活動により、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図ることが必要です。

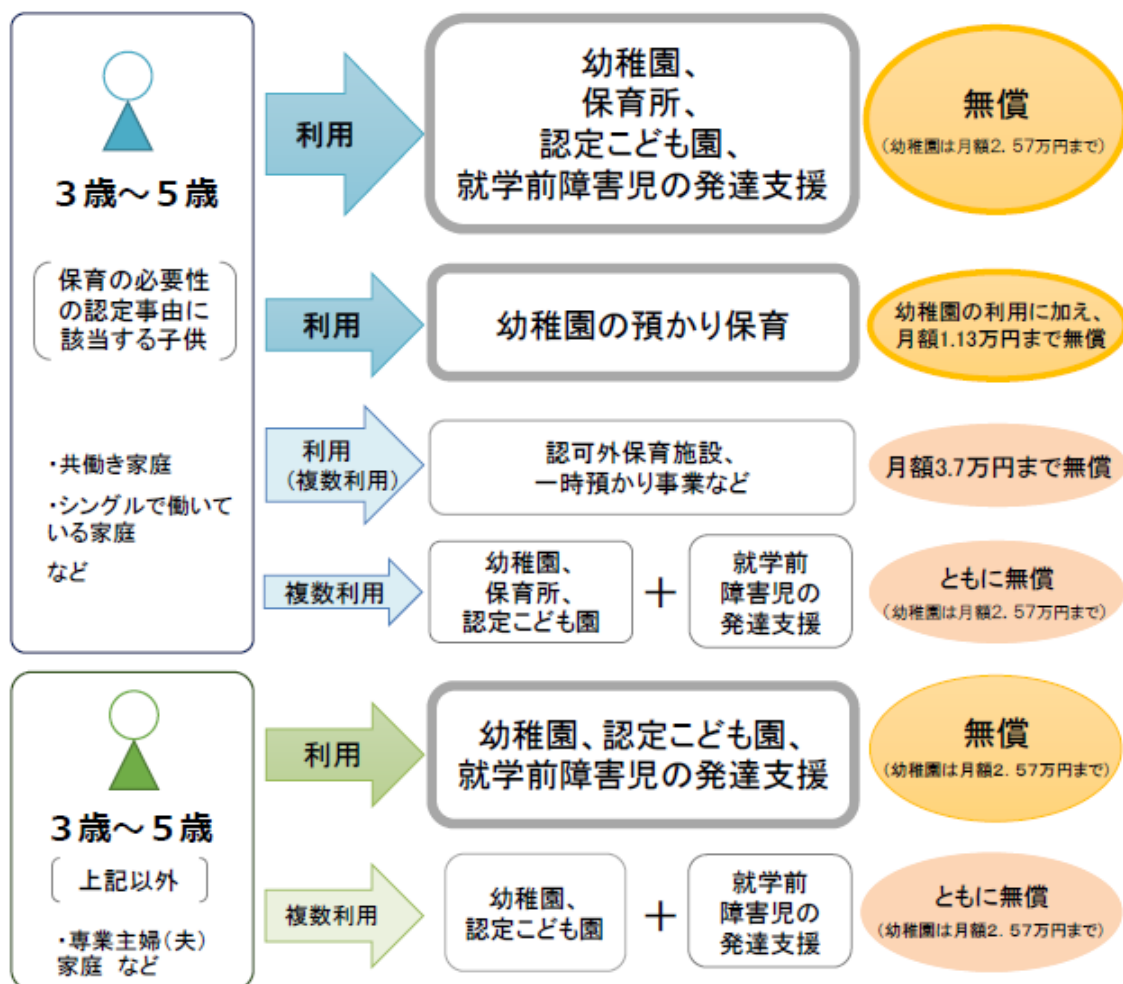
これらを推進していくため、小学校の行事への園児の参加や幼稚園・保育所における行事等への児童の参加等の交流活動の実施、幼稚園・保育所・小学校の幼稚園教諭、保育士、小学校教師による相互授業・保育参観や保育・教育内容等の検討実施などに取り組めます。

8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけられていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

このことを踏まえ、本町では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、鹿児島県との連携や情報共有を図りながら適切な取組を進めていきます。



※ 住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)。

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

9 その他推進方策

(1)産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本町においては、産休・育休後から確実に特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を利用できる環境を整えるため、以下のような取組を実施します。

①保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実

- ホームページ等を活用した情報提供体制の充実
- 妊娠届出時や乳児家庭全戸訪問事業時における情報提供の充実
- 親子教室等における情報提供の充実
- 子育て支援ハンドブックにおける情報提供の充実

②育休満了時から確実に保育を利用できる環境整備

- 保育の量的拡大

(2)子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

①児童虐待防止対策の充実

本町においては、大島児童相談所等と連携しながら、児童虐待の防止に向けて以下のような施策について県とも連携します。

ア 関係機関との連携強化等

- 虐待の早期発見に向けた各関係機関・実務者会議等との連携強化
- 児童相談所など専門性を有する関係機関への支援要請
- 要保護児童対策地域協議会の充実強化

イ 妊娠や子育て家庭の相談体制の整備

- 家庭・児童相談窓口の充実
- 訪問事業によるきめ細かな相談支援の充実
- 医療機関との連携強化

ウ 児童虐待防止についての意識啓発

- 児童虐待防止についての広報・啓発・リーフレット配布
- オレンジリボンキャンペーンの実施

エ 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

- 県・児童相談所・市町村との連携により再発防止のための措置を講じる

②ひとり親家庭の自立支援の充実

本町においては、ひとり親家庭が自立し、子どもとともに健全な生活を営むことができるよう、以下のような施策について県と連携します。

ア 子育て・生活支援策

- 日常生活の支援(家庭生活支援員の派遣等)
- 医療費の助成
- 相談体制の整備

イ 就業支援策

- 就業相談事業等(就業に関する情報提供及び支援)
- 就業に向けた能力開発への支援(就業のための技能取得を支援)

ウ 経済的支援策、養育費の確保支援策

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- 生活福祉資金の貸付
- 医療費の助成
- ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の推進

第6章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進体制

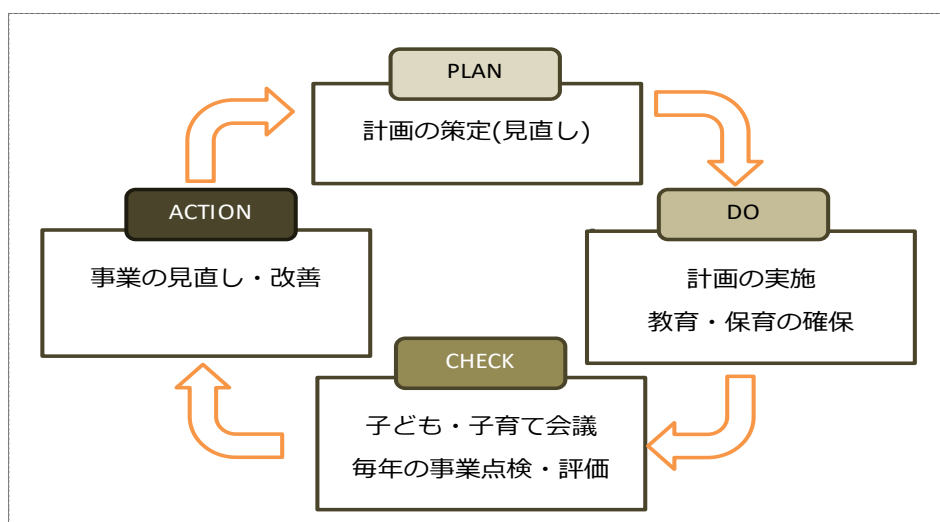
本計画は庁内関係各課、関係機関団体と連携して推進を図るとともに、町内の教育・保育事業者、学校、事業所、住民が協働し、こども・子育て支援施策の充実に取り組みます。

2 計画の進行管理

(1) 計画の進捗状況の点検及び評価

本町におけるこども・子育て支援施策の推進に向け、子ども・子育て支援事業計画に基づく各施策の進捗状況に加え、事業計画全体の成果についても「天城町こども・子育て会議」で点検・評価をしていきます。

また利用者の視点に立った事業の提供を図るため各種指標を設定し、年度ごとの点検・評価を行い施策の改善に努めます。



(2) 町民や関係団体との連携による推進

本計画の推進には、行政がこども・若者に対する支援や子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、社会の様々な分野におけるすべての人の関わりが必要であることから、家庭をはじめ学校、地域、企業、その他の関係団体などとの連携・共働により取り組みます。

(3) 社会経済情勢等に対応した計画の推進

計画の推進にあたっては、こどもや若者また子育て家庭を取り巻く環境、社会・経済情勢、国の政策動向などの様々な状況の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、必要に応じて計画の見直しを行い着実に推進します。

3 計画の指標

本計画の計画期間である令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間の進捗状況を把握するために、天城町独自の成果指標及び取組指標を次のように定めます。

□基本目標1 こども・若者の権利と安全を守る

指標			令和5年度 (2023) 実績	令和11年度 (2029) 目標
成果指標	こどもの権利について知っている割合（くわしく知っている＋少し知っている）	若者	37.4%	50.0%
	天城町が「こどもまんなか社会」の実現に向かっていていると思う割合（そう思う＋どちらかといえばそう思う）	若者	41.8%	50.0%
	こども政策に関して自身の意見を聴いてもらえていると思う割合（そう思う＋どちらかといえばそう思う）	若者	20.9%	40.0%
	嫌なことや悩んでいることを相談できる人がいる割合	小学生	100.0%	100.0%
		中学生	66.7%	70.0%
	大人に自分の気持ちや言いたいことを言えている割合	小学生	42.6%	50.0%
		中学生	25.5%	35.0%
	ヤングケアラーということばの認知度（知っているし、内容も知っている）	未就学児保護者	61.6%	80.0%
		就学児保護者	69.7%	85.0%
		小・中学生保護者	55.3%	70.0%
		小学生	7.4%	50.0%
		中学生	10.6%	50.0%
取組指標	若者		46.3%	70.0%
	こどもの権利等啓発活動		1回	2回
	若者向け個別相談会の年間実施回数		4回	6回
	親子関係形成支援事業（たけのこベビー実施回数）		－	24回
	SOSの出し方教室・受け止め方教室の実施施設数		6施設	6施設

□基本目標2 親と子の健康づくりに取り組む

指標			令和5年度 (2023) 実績	令和11年度 (2029) 目標
成果指標	朝食を毎日食べるこどもの割合	小学生	81.5%	95.0%
		中学生	80.9%	95.0%
	医療費助成など安心して子どもが医療機関にかかれる体制の充実を望む割合	未就学児保護者	61.6%	40.0%
	子どもが島外の医療機関にも安心してかかれる体制の充実を望む割合	就学児保護者	66.7%	40.0%
	病院を受診できなかったことがある割合	小・中学生保護者	10.6%	5.0%
	子ども食堂を利用したことがある割合	ひとり親家庭	19.6%	60.0%
取組指標	乳児家庭全戸訪問事業の実施率		100.0%	100.0%
	妊娠期の保健師との面談等の割合		100.0%	100.0%
	1歳6か月児・3歳児健診の受診率		100.0%	100.0%
	発達支援スマイル親子教室参加者数		37人	100人
	食育講演会の開催		1回／年	1回／年

□基本目標3 こどもと子育て家庭を支える

指標			令和5年度 (2023) 実績	令和11年度 (2029) 目標
成果指標	天城町の子育ての環境や支援の満足度（10点満点）	未就学児保護者	4.01点	4.3点
		小学生保護者	3.67点	4.0点
	子育てについて気軽に相談できる人・場所がない保護者の割合	未就学児保護者	0.8%	0.5%
		小学生保護者	7.6%	5.0%
	高校や大学等へ進学するための奨学金制度の認知度（よく知っている＋まあ知っている）	小・中学生保護者	61.7%	80.0%
取組指標	病児保育延べ利用者数		40人	140人
	子育て支援事業きゅっきゅの参加率		100.0%	100.0%
	地域子育て支援拠点事業の延べ利用者数		670人	630人
	天城町母子寡婦福祉会の入会率		15.2%	30.0%
	発育発達クリニック申込数		6人	10人

□基本目標4 こども・若者を地域全体で育む

指標			令和5年度 (2023) 実績	令和11年度 (2029) 目標
成果指標	自分や友達の家、お店以外で、放課後や休日を無料で過ごすことができる場所を利用したことがある割合	小学生	72.2%	90.0%
		中学生	83.0%	90.0%
	「今の自分のことが好きだ」と思うこどもの割合（そう思う＋まあそう思う）	小学生	55.5%	70.0%以上
		中学生	40.4%	60.0%以上
	自分の将来について明るい希望を持っている若者の割合（希望がある＋どちらかといえば希望がある）	若者	58.2%	70.0%以上
	孤独であると感じることがある割合（たまにある＋時々ある＋しばしばある・常にある）	若者	65.7%	40.0%
	将来結婚への希望がある割合	若者	72.8%	85.0%
	将来こどもを持つことへの希望がある割合	若者	76.1%	85.0%
取組指標	育児休業を取得した父親の割合	未就学児保護者	5.6%	30.0%
	放課後児童クラブ実施施設数		2施設	2施設
	屋内の遊び場施設の建設		0施設	1施設
	天城町教育文化の町推進会議の開催		2回／年	2回／年
	両親学級の参加者数		12人	20人
取組指標	出会い結婚イベントの開催		1回／年	1回／年

第7章 資料編

1 天城町こども計画策定委員会設置要綱

天城町要綱第 31 号

天城町こども計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども基本法(令和4年法律第 77 号)第 10 条第2項の規定による市町村こども計画(以下「計画」という。)を策定し、施策を実施するため、天城町こども計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議・検討を行う。

- (1) 計画の策定及びその変更に関すること。
- (2) 計画の実施に係る進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、こどもに関する施策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町内に居住する保護者
- (2) こども施策に関する事業に従事する者
- (3) こども施策に関し学識経験のある者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、5年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる

(会長及び副会長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人おき、委員の互選により定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は長寿子育て課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は告示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

2 天城町こども計画策定委員名簿

任期：令和6年6月14日～令和11年3月31日

(敬称略・順不同)

No.	氏名	所属団体等	備考
1	松山 小百合	天城町PTA連絡協議会	委員長
2	松本 修	天城町子ども会育成連絡協議会	
3	大久 奨太	保育所保護者	
4	稲田 香織	幼稚園保護者	
5	竹下 志保子	天城町内保育所保育士	
6	竹田 陽平	天城カトリック幼稚園	
7	吉田 美雪	放課後児童クラブしえすた	
8	野中 涼子	がじゅまるの家	
9	久 宏美	天城町教育委員会 教育委員	
10	禎 政代	天城町民生委員・児童委員協議会	
11	峰岡 勝巳	天城町社会福祉協議会	副委員長
12	島 和也	総務文教厚生常任委員会	
13	勝尾 美佐代	天城町教育委員会	
14	加納 真理	天城町保健センター	
15	佐藤 香織	太陽とお花の助産院 ランタナカマラ	

〈事務局〉

No.	氏名	所属団体等	備考
1	廣田 泰望	長寿子育て課課長	
2	宮村 英伸	長寿子育て課課長補佐	
3	玉江 美江子	長寿子育て課児童福祉主幹係長	
4	三島 照美	長寿子育て課児童福祉主任	
5	峰岡 あかね	長寿子育て課こども家庭センター所長	担当

3 用語集

(50 音順)

用語	解説
育児休業	育児・介護休業法に基づく制度で、働いている方が1歳未満の子どもを養育するために休業を取得することができるというもの。事業主に書面で申請することにより、子ども1人につき分割して2回まで、育児休業を取得することができる。事業主は原則として申請を拒否することも、これを理由に解雇等不利益な取扱いをすることも禁じられている。なお、子どもが1歳に達する日においていずれかの親が育児休業中であり、かつ保育所入所を希望しているが入所できない場合など一定の事情がある場合には、子どもが1歳6カ月まで（再延長で2歳まで）育児休業を延長することができる。また、2021（令和3）年には、父親が、子の出生後8週間以内に4週間まで育児休業を取得できる『産後パパ育休』が創設された。
教育・保育施設	認定こども園法・学校教育法・児童福祉法に規定された認定こども園・幼稚園・保育所をいう。
子育て支援事業	児童の健全な育成のために市町村が行う事業として、児童福祉法に規定されているもの。具体的には、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業などがある。
子ども・子育て支援新制度	2012（平成24）年8月に制定された子ども・子育て関連3法に基づく制度。新制度では、全ての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る。
合計特殊出生率	一人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを示す値。
出生率	年間出生総数を総人口で除し、1000倍したものを、人口千対の出生率。
少子化	全人口に対する子どもの人口の割合が減少していく社会的現象のこと。統計的には年少人口の比率で示される。原因は出生数の減少であり、出生数についての指標は合計特殊出生率によって示されることが多い。日本における少子化の要因は、晩婚化と未婚率の上昇、夫婦の出生率の低下が主たるものとして挙げられている。
児童	児童福祉法においては、18歳未満の者を児童と定義し、1歳に満たない者を「乳児」、1歳から小学校就学の始期に達するまでの者を「幼児」、小学校就学の始期から18歳に達するまでの者を「少年」と分けている。
児童虐待	親または親に代わる保護者により、子どもに対して加えられる身体的、心理的、性的及びネグレクト等の行為。児童虐待の防止等に関する法律では、保護者がその監護する児童に対し、①児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること、②児童にわいせつな行為をすること又はさせること、③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること、④児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童の目の前でドメスティックバイオレンス（配偶者間暴力）、その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと、と定義されている。
児童相談所	各都道府県、政令指定都市に設置が義務付けられており、中核市・特別区にも設置することができる児童福祉の専門かつ中核となる行政機関。子どもに関する様々な相談などに応じ、必要に応じて一時保護や児童福祉施設への入所措置、子どもと保護者への相談援助活動などを行う。また、必要に応じて親権者の親権の一時停止や喪失宣告の請求、未成年後見人選任などの請求を家庭裁判所に行う。

用語	解説
児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、日本国内に居住している方が、児童を監護し、生計を維持している場合に支給される手当で、中学校卒業までの日本国内在住の児童を養育している者に支給される。なお、児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給される。支給額については、養育者の所得による所得制限が設けられている。
児童福祉法	子ども家庭福祉の根幹をなす総合法的性格を有する法律。2016（平成 28）年に、1947（昭和 22）年の制定後初めて理念規定が改正され、第 1 条で「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と明記された。また、第 2 条では「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」とし、児童の保護者、国および地方公共団体の責任も明記している。これらの理念のもと、18 歳未満の児童に対する様々な福祉施策や職種などについて定めている。
児童扶養手当	父母が婚姻を解消した児童および父または母が一定の障害の状態にある児童等の母（父）がその児童を監護するとき、または母（父）以外の者がその児童を養育するときに、その母（父）または養育者に対し支給される。支給対象となる児童は 18 歳未満の者であるが、一定の障害者である場合は 20 歳未満の者も含まれる。なお、母（父）または養育者が老齢福祉年金以外の公的年金給付や遺族補償等を受けることができるなどの場合は支給されない。また、受給資格者本人またはその扶養義務者等の前年の所得が一定額以上であるときは、手当の全部または一部が支給停止される。
地域型保育事業	少人数の単位で、主に満 3 歳未満の乳児・幼児を預かる事業のことで、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の 4 つをいう。
地域子ども・子育て支援事業	児童の健全な育成のために市区町村が行う事業として、子ども・子育て支援法に規定されているもの。具体的には、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業などがある。
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいう。なお、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。
乳児	児童福祉法及び母子保健法では、満 1 歳に満たない者を乳児という。
認可	行政が各事業について基準に当てはまっていると認めること。
認可外保育施設	乳幼児の保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての認可を受けていないもの。具体的には、ベビーホテル、事業所内保育施設、院内保育施設などがあげられる。乳幼児の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設の設備など認可外保育施設における設置・運営内容については、国から指導監督基準が示されている。
認可保育所	児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた児童福祉施設の設備および運営に関する基準を守り、都道府県知事の認可を受けているもの。

用語	解説
認定こども園	幼稚園と保育所の機能を備え、両者の役割を果たすことが可能な施設。多様化する就学前の教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢として、2006（平成 18）年に制度化された。就学前の児童に幼児教育または保育を提供する機能、地域における子育て支援機能を備え、職員の配置および資格、教育および保育の内容、子育て支援について規定された認定基準（2012（平成 24）年 4 月からは、都道府県条例で定める基準）を満たす施設は、都道府県知事から認定こども園の認定を受けることができる。地域の実情に応じて幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型がある。
母子保健	母親の健康の増進と乳幼児の健康の増進と発育の促進のための保健活動のこと。乳幼児の保健は母親との関係が密接のため、こうした親子関係でとらえられている。母子保健法により具体的な対策が組まれている。
要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に基づき設置。要保護児童等の適切な保護又は支援を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。
量の見込み	ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。
ワーク・ライフ・バランス	働くすべての方々が、『仕事』と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった『仕事以外の生活』との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。

第1期天城町こども計画
「われんきゃ 未来 プロジェクト」

発行年月 令和7年3月
編集・発行 天城町 長寿子育て課
〒891-7692 鹿児島県大島郡天城町平土野2691-1
TEL：0997-85-3111（代表）
